

平成20年 第3回

身延町議会定例会会議録

平成20年9月 8日 開会

平成20年9月16日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 0 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 8 日

平成20年第3回身延町議会定例会(1日目)

平成20年9月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案に対する採決
- 日程第10 委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 松浦隆 | 2番 | 河井淳 |
| 3番 | 望月秀哉 | 4番 | 望月明 |
| 5番 | 芦澤健拓 | 6番 | 上田孝二 |
| 7番 | 福与三郎 | 8番 | 望月寛 |
| 9番 | 日向英明 | 10番 | 望月広喜 |
| 11番 | 穂坂英勝 | 12番 | 伊藤文雄 |
| 13番 | 渡辺文子 | 14番 | 奥村征夫 |
| 15番 | 川口福三 | 16番 | 近藤康次 |
| 17番 | 笠井万汎 | 18番 | 石部典生 |
| 19番 | 中野恒彦 | 20番 | 松木慶光 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3人）

18番 石部典生
1番 松浦隆

19番 中野恒彦

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（23人）

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	市川忠利	会計管理者	中沢俊雄
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	秋山和子	税務課長	笠井一雄
身延支所	長	佐野治仁	下部支所長	小林英雄
教育委員	長	佐野武司	教育長	笠井義仁
学校教育課	長	赤池一博	生涯学習課長	佐野正美
福祉保健課	長	広島法明	子育て支援課長	近藤正国
建設課	長	柴原信一	産業課長	佐野由雄
土地対策課	長	望月和永	観光課長	赤坂次男
環境下水道課	長	赤池義明	水道課長	串松文雄
代表監査委員		宮崎賢治		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 遠藤 守
録音係 馬場徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成20年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

日中の残暑はまだ厳しく感じられますが、朝晩は幾分しのぎやすくなり、秋の気配が次第に色濃くなってまいりました。議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますよう、お願い申し上げます。

いまだ残暑が続いておりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

18番 石部典生君

19番 中野恒彦君

1番 松浦 隆君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成20年9月8日から9月16日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成20年9月8日から9月16日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項はお手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

日程第4 町長の施政報告を行います。

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、おはようございます。本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成20年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、提出をいたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げ、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

9月1日は防災の日でございますが、天災は忘れたころやって来ると戒めに言われております。だが、このところ、日本列島は忘れる暇もないほどに地震、集中豪雨等に見舞われる通しの感がございます。昨日までの無事も、今日の安全を保障してはくれません。自然はときに、想像を超える無慈悲な牙を我々に向けてきます。

世界でも中国四川省の大地震、ミャンマーのサイクロンと大災害が相次ぎました。そのせいもあって、どこの地域でも防災意識が高まっておるところでございますが、「他人事ではない」が昨今のキーワードみたいでございます。関東大震災の後には、「この際だから」が流行語になったと言われております。諸事を見直したり、改めたりする枕詞のように語られたそうでございます。夏が過ぎて台風の季節が本番を迎え、また東海地震も、この際だから身近な防災対策を見直して、万が一に備えることがまず第一であろうかと思えます。

とき恰も福田首相のあまりにも唐突な退陣表明、この際だから社会保障の立て直しと財政の再建を両立させ、効果的な景気対策を講じて欲しいと、新しくおいでになる首相にご期待を申し上げたいと存じます。

さて、月日の流れは早いもので平成16年9月13日、1万7千余の町民の希望を託した新町の発足から、すでに4年。私に残された任期も、あとわずかになってまいりました。今議会は任期最後の定例会であります。町民の皆さんの負託を得て町長に就任以来、私は政治信条として、公平・公正・誠実の基本姿勢を堅持し、旧町の枠組みに捉われず、町民の皆様方のご協力のもと、基盤整備に努力を積み重ねてまいりました。いよいよ任期を終えようとしている今、思いを新たにいたしまして、先ず町政の課題と事業の進捗状況についてご報告を申し上げます。

少々、長くなるような感じでございますが、ぜひともお許しを頂戴いたしたいと思えます。

まず行政改革の推進についてでございますが、集中改革プランに基づき、職員ともども意欲的に行政改革に取り組んでまいりました。これまでに早期退職優遇措置の活用による19人の人員削減、ノー残業デーの設定、時差出勤制度創設による残業時間縮減、職員給与格付けの厳格な運用、宿直制度の見直しなどによる人件費の削減、滞納整理の積極的な取り組みによる税込確保、公用車20台の削減、こまめな消灯などによる経費削減等々に取り組んでまいりましたところでございます。加えて、行政改革への職員の意識改革を促すための研修などにも意を用いるとともに、窓口対応の改善、サービス向上などにも取り組み、一定の成果を挙げていると評価をいただいております。これまでの実績を検証しながら、このたび第三次実施計画の策定を終えたところでございます。今議会において、全協でもこのことについてはご報告を申し上げます。これに基づき、今後より一層、積極的な取り組みにより、行政改革を

推進していく必要があると考えておるところでございます。

次に人事評価制度の進捗状況についてであります。人事評価は職員の持つ能力を最大限に引き出し、職員の意欲や能力を客観的・継続的に把握・評価し、人材育成や能力開発を行うため、行政改革推進の中においても、特に重要と考えておるところでございます。

一昨年以來、制度導入を行うため、調査・研究を行い、平成19年度は1年間をかけ、人材育成基本方針および人事評価マニュアルを設定いたしました。これに基づき、これまでにそれぞれの課の目標、担当の目標、各個人の目標、課長と課員の面談などを終えておるところでございますが、人事評価については、すでに人事における職員配置、昇任・昇格の基礎資料として活用しておりますが、今年度から人事面ばかりでなく、給与面にも反映をさせる内容の実施に向け、具体的に動き出しております。

当町の人事評価制度は、人材育成を主目的としており、財政など地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増す中で、より有能な人材を育てるため、人事評価制度を最大限活用していく必要があると考えておるところでございます。今年度における今後のスケジュールとしては、前期の各自の評価と所属長評価の相違点、修正などの各自の前期の評価確定に必要な事務作業を行うこととしております。

次に町税、使用料の滞納整理についてであります。三位一体改革による税源移譲により国に納めている所得税の一部が地方自治体の個人住民税に振り替えられ、地方自治体の自主財源としての地方税は、一段と大きな役割を果たすことになりました。町財政に大きく影響をすればかりでなく、税負担の公平性、行政サービスの質の維持などから、さらには納税者の信頼確保のためにも、町税の滞納については、特に適切な対応が求められておるところでございます。今年度から滞納整理の実績を挙げるため、県の滞納整理機構と協力をしながら、収納率の向上に努めているところでございます。

このほか滞納者の資産調査にも着手し、すでに2件の預金差し押さえに踏み切っておるところであります。また納税相談窓口の開設、資産差し押さえを前提とした納税誓約書の提出の徹底に加え、年内には自動車タイヤロックの実施、差し押さえ物件のインターネット公売用のホームページ開設もスタートさせる方針としておるところであります。

税源移譲による住民税の増税感が相当強く、滞納整理は一段と困難を極めておりますが、今後、滞納をなくすため、また新たな滞納者を生じさせないため、滞納整理を当面の間における町の重点課題の1つに位置づけ、あらゆる手を尽くし、取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

次に町立小学校、中学校の適正規模・適正配置等についてでございますが、このことは9月5日の全員協議会でも、教育長からも説明がございましたが、身延町立小中学校の適正規模・適正配置については、教育委員会から昨年5月、町立小中学校適正配置審議会に諮問をいたしました。このたび答申を受けましたので、本議会に教育委員会から答申結果を報告させていただくということで、先日の全協でご報告があったとおりであります。この答申結果を基本に実現に移していくことになるわけでございますが、具現化は相当に困難が伴うことと推測をされるところであります。議員各位のご支援が必要不可欠でありますので、ぜひともひとつ、ご支援・ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に中部横断自動車道についてであります。中部横断自動車道については早期全線開通を目指し、期成同盟会活動の中で国や県選出国會議員への要望活動を重ねるなど、全町を挙げて

積極的な取り組みをしているところでございます。

六郷・増穂インター間については、すでに工事が本格化をしており、いよいよ中部横断自動車道が身近に感じられるようになってまいりました。身延町区間については波高島地内、敷地内などで国と地権者との用地交渉が本格的化しつつあり、今年度中には一部工事用道路の建設着手の見通しになっております。町では用地取得、工事用残土処理場確保を中心に事業推進のため支援体制を整え、引き続き事業促進を目指してまいりたいと存じているところであります。

また、中部横断自動車道開通を視野に入れたインター周辺の地域開発構想推進の中で、下山地内の富士川河川敷についても開発構想区域として位置づけ、利用計画を検討してまいりました。国との協議の中で、地元の皆さんが占有している区域については、町が将来的に土地利用するため、占有の権利を町が継承し、占有許可手続きを済ませておるところであります。

当該地については、国は砂利掘削を行い、その後本年度から開始される中部横断自動車道の工事残土により基盤造成を行い、当面、町ではそこを防災広場や公園やグラウンド整備により、町民の憩いの広場として利用をし、将来的には国から払い下げを受け、公共用地、あるいは商工業施設用地として、さらには土地の高度利用構想を推進していく方針であります。

また国から町に対し、推定約250立方メートルにも及ぶ膨大な残土処理場の処分のため、下山地内以外にも処分場確保をするための要請がございました。国では調査検討の結果、江尻窪地先の沢が砂防指定地などの制約がないため、当該地へ処分する方向で、残土搬入路整備計画調査や残土処理可能量、残土処理後における将来の安全性などについて、検討を進めているところでございます。

次にデマンド交通システムの導入計画についてであります。全協でもご説明を申し上げているところでありますが、この事業につきましては、このたび国の補助が受けられることに決定したところでありますが、このシステムはただ単に、住民の皆さんの移動手段の利便性向上のみならず、高齢の方々の積極的な外出による入院や介護状態になることの予防にもつながり、さらに地域の活性化にも貢献できるものと考えております。

事業スケジュールは町を大きく南部エリア、北部エリアに分け、公共交通空白地域の早期解消を図るため、まず南部エリアについて、今年10月1日から試験運行を開始の計画としております。21年度の夏までには、全町でデマンド交通事業を展開する方針でございます。現在、委託先である商工会と詰めの協議を進めるとともに、利用者からの利用受付を担当するオペレーターの研修やデマンド交通システムをより多くの方々が円滑に利用できるよう、集落単位の説明会を行うなど、運行開始に向けた事務作業を急いでいるところでございます。

次に下部CATVのPFI導入事業計画の進捗状況についてであります。このことも全協でお話をさせていただいたところでございますが、この事業への事業参加希望者は株式会社日本ネットワークサービス、1社のみでありました。この会社と契約締結に向け、協議を行っておりますが、地形など自然的・社会的条件が厳しい地域での事業展開に株式会社日本ネットワークサービスが極めて慎重であり、今後、紆余曲折が想定されるところであります。いわゆるテレビ難民状態を避けるため、全力でこの事業に取り組む必要があると考えております。計画内容、事業の進捗状況については、機会あるごとに説明会を開催するなど、地域の皆さんのご理解のもとに、事業に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、議会中継や町の主要イベントなどは、今年7月から町のホームページにより、動画配信をされていることなどもございますので、SCTの自主放送は今年12月末までに廃止をす

る予定でございます。

次に、県と連携による進出企業への支援についてであります。

このことにつきましても、全協でお話を申し上げたところでございますが、身延町のまちづくりを推進する中で、優良企業の町内への進出を支援し、地元雇用の拡大や税収増、税収確保につなげていくことは、町政の重要な柱の1つと考えておるところであります。このような考え方のもとに県とも連携をしながら、企業誘致活動に取り組んできたところでございます。

下山地内の峡南中核工業団地内に株式会社 岐阜プラスチックが工場の造設に着手をし、新年度から操業開始の計画で、現在、鋭意工事が進められております。県ではこの企業に対して、産業集積促進助成金の交付を検討中でございます。

一方、県の助成制度活用のためには、地元町村も支援助成に関する要綱を定め、進出企業への助成をすることが必須要件となっておるところでございますので、町では県の助成が得られるよう、合わせて町でも助成することにより、当該企業が円滑に事業展開をできるよう、新たに要綱を定め、支援をしていくこととし、検討を進めておるところでございますが、なお現時点の試算によりますと、概算額でございますが、県の助成は約2億円、町の助成は約4千万円程度と推測をしております。新年度当初予算で予算化して、助成することとしてまいりたいと思います。

次に医療費助成制度整備による子育て支援強化についてであります。少子化が進行をする中で、さまざまな視点から総合的に子育てをしやすい環境を整えることは、身延町にとって、極めて重要な課題であります。このような考え方のもとに、これまで検討を重ねてまいりましたが、子育て支援策の一環として、小児のすこやかな成育のため、小児の保護者に対し、医療費助成制度を拡充することといたし、具体的には現行6歳までの医療費無料化助成を義務教育が終わる15歳までに拡大をし、より安心して子育てができるようにしようとするものでございます。今議会で、このための条例審査をお願いいたしておるところでございます。来年4月1日からの実施に向け、諸準備を進めていく予定でございますので、議会の皆様のご理解をお願い申し上げたいと存じます。

次に文化財主事学芸員の採用についてであります。このことも全協でお話を申し上げてございますが、身延町は古い歴史と文化の町であり、国・県・町指定の文化財が他町村に比較し格段に多く、その保護と文化財を基本としたまちづくりのため、文化財保護行政の重要性が高く、そのための人材確保が喫緊の課題となっておるところであります。

これまで、県からの文化財主事の派遣を要請するなどにより、急場をしのいできたわけでございますが、富士山の世界文化遺産登録に関する諸業務の急増等もあり、これらの業務を担当する専門職員として、文化財主事の採用が必要不可欠な状況となっているため、このため町村会に協力をしてもらいながら、文化財主事の採用試験などの準備を進めております。

また中富和紙の里の現代工芸美術館では、学芸員が3月末に急きょ退職をいたしました。欠員となっておるわけでございますが、博物館・美術館には学芸員の配置が義務付けられているため、現在、緊急避難的に学芸員の資格を要する臨時職員を雇用し、急場をしのいでいるところがありますが、美術館に配置する学芸員は展示作品に精通するとともに、展示作品を通じ来館者とのコミュニケーションができるような人材であることが求められておりますが、今回、文化財主事の採用に合わせ、学芸員についても1人採用の方針として、採用試験準備を進めておるところであります。

次に自主防災組織への資機材整備費の助成についてであります。このことも全協でお話を申し上げてありますが、被害に強いまちづくりを目指す中で、自主防災組織の果たす役割は非常に大きく、各自主防災組織の機能強化により、人的被害も相当軽減できるといわれております。そのため、町内各自主防災組織の体制強化を図るとともに、住民の皆さんの防災意識や連帯意識の高揚などのため、各自主防災組織に対し、防災用の資機材整備に必要な費用を補助することといたしました。事業実施の方法、内容、スケジュールについては、すでに要綱をとりまとめ、今議会の議案審議により予算化され次第、実施をしまいたいと思います。

次に豊岡地内の雇用促進住宅の譲り受けについてであります。国では行財政改革の一環として雇用促進住宅の譲渡・廃止を進めておりますが、身延町の豊岡地区の雇用促進住宅についても町に対し、譲渡の希望の有無を打診してきておるところであります。国の考え方を確認したところ、町で譲渡を希望しない場合は取り壊しの方針としているということでございます。

これまで、譲渡価格などの譲渡条件を中心に国と協議を重ねるとともに、町内関係課において利活用方策などを検討してまいりました。その結果、價格的に大幅な減額による譲渡の可能性がある、譲渡を受け町営住宅として利用していく場合、収益的にも心配がなく、しかも建物が新しく耐震上も心配なく、アスベスト問題もないというようなことで、今後、長期にわたり良質な町営住宅として利活用が可能であり、また現状における老朽化し、多大な維持管理費を要する町営住宅の廃止が可能になるなど、町営住宅運営上の問題点、課題解決にも大幅に役立つことなどから、譲渡を受けることといたしました。今後、早急に、なるべく安く譲渡が受けられるよう、詰めの協議を急ぎたいと考えておるところであります。

なお、雇用促進住宅の譲り受けについては、豊岡小学校の統合問題、湯平温泉利用問題、ゆばの里のさらなる活性化等も有機的に関連づけながら、豊岡地域の総合的な活性化対策として捉え、関係者による豊岡地区活性化協議会的な組織を立ち上げ、地域全体のボトムアップを図るための施策と位置づけ対応していきたいと、そんなふうにいるところでございます。

次に平成21年度の県民緑化まつりの開催についてであります。健康志向や環境問題の関心の高まりの中で、森林を育て緑豊かな郷土づくりを目的に毎年、県民緑化まつりが開催されておるところであります。県では平成21年度の県民緑化まつりを身延町市之瀬地内での開催で検討しておるところでございます。その理由として、約500人程度が参加するのに必要な規模の広さや交通のアクセス性等々、この行事を円滑に執り行える諸条件を具備しているためと説明を受けているところでございます。

身延町にとって、この行事の開催は多くの町民の皆さんの緑をつくり、緑を育て、緑を守る意識を啓発するとともに、潤いとやすらぎのふるさとづくりにも資するものであるため、地元の協力を得ながら、身延町市之瀬地内において、平成21年度の県民緑化まつりを開催する方向で、細部の調整を進めているところでございます。

昨晚、副町長もまいりまして、地元の皆さん方、県の関係者の皆さん方と話し合いをさせていただいたわけですが、地元の皆さん方のご賛同を得たところでございます。

次に静岡市との交流事業についてでございます。このことも全協でお話を申し上げておるところでございます。林道豊岡梅ヶ島線の身延町と静岡市の境界の安倍峠付近は富士山、南アルプスなどの山々が望まれる、人気の高いハイキングコースの1つであります。より一層PRに努め、より多くの観光客を招き入れたいと考えているところでございます。静岡市でも同様な考え方を持っており、安倍峠付近の観光振興、道路の整備促進、地域の活性化のため、

身延町と静岡市の共催によるイベント開催を模索しているところでございますが、静岡市との協議により、今秋のもみじシーズンに身延町、静岡市の共催により、この地域の歴史的背景をも勘案するとともに、地元の方々の参加も得ながら、イベント開催を企画中でございます。

今後、イベントの具体的な中身を固め、紅葉のトップシーズンの日曜日である10月18日の実施を目処に、イベントの具体的な中身や細部の調整を進めていく考えでございます。

次に現在、事業中の大型工事の進捗状況などについてでございますが、大野下水道処理場建設工事についてはおおむね完了をし、今後、機械設備関係・電気設備関係の試運転、ならびに周辺整備工事などの発注を急ぎ、平成21年1月末には処理場全体の完成を目指しておるところでございます。

この下水道工事につきましては、一般質問で望月秀哉議員からの質問がございますので、そのときに担当課長より、詳細についてはご説明をさせていただきます。

次に柿島団地建設工事については、昨年9月上旬に本格的な工事を始め、すでに建物本体、ならびに各部屋の電気設備、給配水設備については完成検査も終わり、竣工の運びとなっております。現在、浄化槽工事、集会場工事、外構・植栽工事、自転車置き場工事などの付帯工事を急いでいるところでございますが、当初計画どおり、21年1月には入居できるよう、まもなく入居募集を開始する予定であります。入居募集開始に先立ち、議会明けの9月18日に関係各位のご臨席をいただき、竣工式を行うこととしております。

次に8月31日でございますが、世界25都市で同日開催のランニングイベント、ザ・ヒューマンレース10キロ。富士河口湖町の本栖湖、私どもの町の本栖湖でもあるわけでございますが、イベントはロサンゼルスやロンドン、パリなど世界の主要25都市で同じ日に開催。世界各地から数十万人が参加して、10キロのコースを走って、タイムを競ったということでございますが、本栖湖では約8千人が世界共通のゼッケンが付いた赤いTシャツを着て参加をされ、夏の終わりの富士山麓の景色を楽しみながら、思い思いのペースで湾沿いの10キロを走りました。スタート地点には北京五輪の陸上400メートルリレー、銅メダルを獲得した浅原選手や男子400メートル障害の為末選手、女子走り幅跳びの池田久美子選手等の五輪選手も応援に駆けつけ、会場を盛り上げていただいたところでございます。

この実行委員は富士河口湖と身延町、スポーツメーカーのナイキジャパン、音楽ソフトを手掛けるタワーレコードなどで編成。収益金の一部を環境団体や難民の子どもたちを支援している団体に寄附をいたすということでございます。

ご報告は以上でございますが、次に提出議案についてでございますが、お手元にお届けをいたしてございますが、まず認定第1号 平成19年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については、監査委員さんの意見を付けて認定をお願いするものであります。

報告第12号については、平成19年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

議案第72号、第73号につきましては、条例制定2件であります。

次に議案第74号、75号、76号については、条例の一部改正3件であります。

次に議案第77号については一般会計でございますが、議案第78号、議案第79号、議案第80号は特別会計の補正予算でございますので、これは3件でございます。

あと議案第81号、82号につきましては、下部下水道工事と身延下水道工事に関わる工事請負契約について、以上11件でございますが、この中から一般会計補正予算について、概要

を説明させていただきたいと思ひます。

国および山梨県は8月14日に、平成20年度普通交付税の交付について公表を行いました。本町の交付額総額は42億5,763万3千円となり、前年度に比べて1億1,246万5千円の増額となりました。主な要因は、後期高齢者医療制度の施行に伴う事業費および後期高齢者医療給付費負担金の増に伴う高齢者保健福祉費の増、地方再生対策費の創設に伴った増でございます。また、市町村合併の特例に関する法律の財政措置による普通交付税の合併算定外も4年目を迎えました。合併後の新町としての一本算定と比較すると、7億8,521万1千円の乖離を生じており、地方交付税が歳入予算の約40%を占めることから、今後の財政運営の厳しさを改めて認識をいたしたところでございます。

昨年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成19年度決算に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率を、この9月議会において報告し、広報等で町民に公表することとなっております。報告いたします本町の平成19年度決算に基づく比率は健全段階にあり、極めて良好であります。これに甘んじることなく、なお一層の財政健全化に努めてまいりたいと存じます。

それでは身延町一般会計補正予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

まず歳入であります。県支出金へ市町村合併支援特例交付金1,450万円および農業費補助金として、耕作放棄地等再生支援事業補助金等662万円を追加させていただきました。これは県より交付される、市町村合併支援特例交付金の本年度分1億2千万円の残額を予算計上し、旧下部支所解体事業等の経費に充てるものであります。また、農業費補助金は農業施設整備事業の経費に充てるものでございます。

次に財産収入であります。財産貸付収入39万円、ならびに不動産売り払い収入433万6千円を追加させていただきました。これは身延保健センター内の事務室を身延町商工会の事務所として貸し付ける収入、ならびに下山地内の分譲宅地、長谷団地の売り払い収入であります。

次に寄附金へ36万円を追加させていただきました。これは今年になって地域福祉基金、ならびに教育施設整備基金として、寄せられた善意によるものであります。

また繰越金には5,504万8千円、諸収入には56万3千円の追加であります。この諸収入のうち、50万円は峡南ふるさと創生事業助成金で、峡南広域行政組合から助成されるもので、みのぶ第九を歌う会の公演に対して助成をするものであります。

次に町債へ1,280万円を追加させていただきました。これは農業債として、一般公共事業債420万円を中山間地域総合整備事業負担金に充て、過疎対策事業債60万円を農村地域活性化農道整備事業負担金に充てるものであります。また普通交付税の確定に伴い、臨時財政対策債800万円を追加させていただきました。

以上、歳入であります。次に歳出の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

まず総務費の一般管理費には、本年12月、合併以前から使用をしておりました職員用ネットワークパソコンの賃貸契約が終了をするため、市町村合併支援特例交付金事業として、新規に購入する費用として1,530万円を計上いたしました。これは現代社会の情報化に対応するとともに、なお一層の事務効率化を図ることが目的であります。

また企画費に、峡南ふるさと創生事業助成金として50万円を追加いたしました。これはみのぶ第九を歌う会の第4回公演を助成するものであります。また、身延町地域公共交通活性化

協議会負担金は事業内容を精査し、1,300万円を減額いたしました。

また賦課徴収費に滞納整理関係経費203万円、ならびに公的年金から地方税を控除するための、地方税ポータルシステムの構築経費409万5千円を計上いたしました。

また下部支所費に下部支所移転に伴った、旧下部支所解体事業費1,990万3千円を計上いたしました。

次に民生費でございますが、社会福祉総務費に低所得者への助成事業として、灯油代助成金33万円を計上いたしました。なお、灯油助成事業は寒さが厳しくなる年末に実施する予定でございます。

次に衛生費ですが、環境衛生費に町民予算提案事業、菜の花プロジェクト関係経費165万5千円を計上いたします。この事業により、本町において資源循環型社会実現に向けての積極的な取り組みと、将来を担う子どもたちへの環境教育を促進するものであります。

次に農林水産業費ですが、農業土木費に農業用施設基盤整備事業費1,300万円を計上いたします。これは農道および農業用水路の整備により、本町の農業振興を推進するものであります。また県営事業負担金として、中山間地域総合整備事業負担金317万円、ならびに農村地域活性化農道整備事業負担金60万円を追加いたしました。

次に土木費の、道路橋梁維持費841万1千円および道路新設改良費1,393万9千円の計上をいたしました。これは地域からの要望等も考慮しながら、生活基盤整備の充実を図るものであります。

次に消防費であります。防災費に新規施行する自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱に伴う補助金100万円を計上させていただきました。これにより各自主防災組織において、一朝有事の備えを促進するものであります。

次に教育費でございますが、文化財保護費に重要遺跡確認調査業務委託費90万円を計上いたしました。これは旧下山小学校跡地においての穴山氏館遺跡確認調査を行うものであります。

以上、平成20年度一般会計についての概要を説明させていただきました。

なお議案第78号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第79号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)、議案第80号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、特別会計3会計につきましては、省略をさせていただきます。

最後に議案第81号、第82号につきましては、下部および身延下水道工事請負契約についてでございます。それぞれ詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

大変、長くなりましたが、ご清聴をいただき、誠にありがとうございました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(松木慶光君)

町長の施政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

認定第1号 平成19年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第12号 平成19年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第 7 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 7 3 号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 7 4 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 5 号 身延町登録ホテル業の用に供する建物に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 6 号 身延町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 7 号 平成 2 0 年度身延町一般会計補正予算（第 3 号）について

議案第 7 8 号 平成 2 0 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 7 9 号 平成 2 0 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 0 号 平成 2 0 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 1 号 下部下水道工事 2 0 - 4 工区（真空ステーション機械・電気設備工事）工事請負契約について

議案第 8 2 号 身延下水道工事 2 0 - 1 4 工区（マンホールポンプ設置工事）工事請負契約について

発委第 3 号 身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例を廃止する条例について

発委第 4 号 身延町議会会議規則の一部改正について

発委第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

発委第 6 号 道路特定財源の確保等に関する意見書について

認定第 1 号、報告第 1 2 号、議案第 7 2 号から議案第 8 2 号、発委第 3 号から発委第 6 号を区切り上程いたしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、宮崎代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ち願いたいと思っております。

再開いたします。

日程第 6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

認定第 1 号について、町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

認定第 1 号 平成 1 9 年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 1 9 年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付け、議会の認定に付する。

平成 2 0 年 9 月 8 日 提出

身延町長 依田光弥

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

認定第 1 号について、町長の説明が終わりました。

次に認定第 1 号について、会計管理者の詳細説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（中沢俊雄君）

認定第1号 平成19年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出につきまして、説明させていただきます。説明につきましては決算書と決算書付属資料により、説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

最初に付属資料1ページの、身延町会計別決算総括表をお願いいたします。これにすべての会計の決算額が示してあります。

それでは一般会計であります。歳入総額108億1,088万1,124円。歳出総額101億6,643万6,934円。歳入歳出差し引き額6億4,444万4,190円。このうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、6月の議会で報告させていただきました繰越明許費繰越額が6,491万4,770円あります。したがって、実質収支額は5億7,952万9,120円であります。

それでは歳入の主なものについて、説明いたします。一般会計決算書の9ページをお願いいたします。

1款町税であります。全体で、収入済額の欄をお願いいたします。15億9,807万6,317円で、歳入総額の14.8%を占めております。対前年1億2,034万5,567円の増となっております。収納率は、町税全体で78.2%であります。収入未済額につきましては2億3,081万6,352円あります。

なお、町税全体で2億1,567万4,413円の不納欠損処分をさせていただきました。飛びまして、12ページをお願いいたします。

10款の地方交付税であります。収入済額は46億740万1千円で、歳入総額の42.6%を占めております。対前年マイナス1億5,570万9千円で、前年比3.3%の減であります。

次に12款分担金及び負担金であります。2億820万6,055円の収入となっており、そのうち主なものであります。1目民生費負担金のうち児童福祉費負担金の保育料であります。全体で収入済額は1億2,178万1,142円で、収納率は93.5%であります。収入未済額につきましては、842万8,456円あります。

13ページをお願いいたします。

3目教育費負担金の学校給食費負担金ですが、全体で収入済額は6,522万9,685円で、収納率は98.0%であります。収入未済額につきましては135万4,706円あります。

次に13款の使用料及び手数料についてであります。全体で1億944万6,912円の収入となっており、そのうち主なものであります。1目総務使用料のコミュニケーションテレビ使用料ですが、収入済額2,419万9,950円で、収納率は97.9%であります。収入未済額につきましては、50万9,490円あります。

なお、1万2,240円の不納欠損処分をさせていただきました。

14ページをお願いいたします。

7目土木使用料の住宅使用料ですが、収入済額は3,385万5,870円で、収納率は81.1%であります。収入未済額につきましては、786万8,520円あります。

次に16ページをお願いいたします。

14款国庫支出金であります。全体で4億9,196万7,794円の収入で、主なもので

ありますが、18ページになりますが、一番上の欄にあります3目土木費国庫補助金、1節住宅費補助金の地域住宅交付金1億9,500万3千円です。

次に19ページの15款県支出金につきましては、全体で6億2,788万11円の収入で、主なものでありますが、20ページをお願いいたします。1目総務費県補助金、3節合併支援補助金の市町村合併支援特例交付金1億2千万円が交付されており、合併後5年間の交付で今年度20年度が最後の交付になります。

次に飛びまして、26ページをお願いします。

18款繰入金は全体で10億1,268万528円の収入で、主なものは2項基金繰入金の財政調整基金繰入金が4億円。減債基金繰入金が3億円。公共施設整備基金繰入金が1億8,400万円。7目の身延福祉センター建設に伴う、身延福祉健康拠点施設整備基金繰入金1億599万9千円であります。

次に飛びまして、30ページをお願いいたします。

21款町債は、収入済額が9億160万円。収入未済額の2,170万円は、6月の議会に報告させていただきました繰越明許の事業にかかるものであります。

続きまして歳出になりますが、付属資料により説明させていただきます。付属資料のほうをお願いします。

3ページをお願いします。

主なものですが、社会福祉総務費の身延福祉センター建設関係が4億1,005万5千円。老人福祉費の老人福祉施設保護措置費が1億2,856万円となっております。

4ページであります。子育て支援対策費としまして、学童保育指導員賃金等1,033万4千円。児童手当7,612万8千円。保育料軽減補助金4,168万4千円などとなっております。環境衛生費では、快適な環境づくりのため、合併処理浄化槽設置補助金23基分、989万4千円を補助しております。保健衛生費では循環器検診、ガン検診委託料2,305万4千円となっております。

5ページであります。農業振興費の中で有害鳥獣対策といたしまして、防除施設設置補助金1,589万1千円を補助しております。

7ページの商工費では、下部温泉会館駐車場整備としまして、1,207万5千円の工事費であります。

8ページになりますが、道路修復改良費は道路改良工事等で、1億482万2千円の事業費であります。

住宅費は町営住宅、柿島団地建替工事関係で3億3,126万2千円の事業費であります。

消防施設費では耐震性の貯水槽を5基設置しており、4,318万8千円の事業費であります。

9ページの小学校管理費では静川小学校体育館、屋根改修工事関係が1,559万2千円の事業費であります。

以上で、一般会計の説明をさせていただきました。

次に特別会計につきまして、説明いたします。

付属資料の1ページに戻っていただきまして、決算総括表をお願いいたします。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額22億4,943万1,106円。歳出総額22億4,409万5,144円。歳入歳出差し引き額533万5,962円で、実質収支

も同額であります。

特別会計決算書のほうをお願いいたします。1ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は全体で、収入済額の欄をお願いいたします。4億9,179万2,026円の収入で、歳入総額の21.9%を占めております。収納率は82.0%。現年課税分だけを見ますと、94.9%となっております。収入未済額につきましては、1億477万5,842円であります。

なお、310万9,650円の不納欠損処分をさせていただきました。

10款2項の基金繰入金が1億3,665万8千円の収入になっておりますが、このうち1億2,604万4千円は、過年度分の県からの財政調整交付金の過大交付による返還金の財源であります。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、大部分が2款の保険給付費であり、14億2,126万1,317円で、支出総額の63.3%となっております。なお、前年比6.5%の伸びであります。

先ほど歳入で申し上げました県への返還金は8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1億2,773万5,600円の中に含まれております。

なお、付属資料の37ページに決算状況が示してありますので、のちほどご覧願います。

次に老人保健特別会計ですが、付属資料1ページの決算総括表をお願いいたします。

歳入総額27億579万525円。歳出総額27億553万3,836円。歳入歳出差し引き額25万6,689円で、実質収支も同額であります。

付属資料の38ページをお願いいたします。

決算状況が示してありますが、歳出で医療諸費が26億7,215万6千円で、支出総額が98.8%となっております。なお、前年度比3%の減であります。

次に、たびたびで悪いんですが、付属資料の1ページに戻っていただきまして、決算総括表をお願いいたします。

介護保険特別会計の歳入総額16億9,324万8,818円。歳出総額16億7,916万7,327円。歳入歳出差し引き額1,408万1,491円で、実質収支も同額であります。

特別会計決算書の32ページをお願いいたします。

1款保険料につきましては、2億3,195万1,220円の収入で、収入総額が13.7%です。収納率は97.8%となっております。収入未済額につきましては、442万2,330円であります。

なお、77万6,480円の不納欠損処分をさせていただきました。

34ページをお願いいたします。

歳出につきましては、大部分が2款の保険給付費であり、15億6,487万5,919円で、実質総額の93.2%となっております。なお、前年比7.8%の伸びであります。

次に介護サービス特別会計ですが、付属資料1ページに戻っていただき、決算総括表をお願いいたします。

付属資料の1ページは、ちょっと何回も見ていただくので、折って、広げておいていただきたいと思います。

介護サービス事業特別会計ですが、歳入総額624万4,481円。歳出総額621万9,656円。歳入歳出差し引き額2万4,825円で、実質収支も同額であります。

次に簡易水道特別会計事業ですが、決算総括表をお願いいたします。

歳入総額9億6,206万5,738円。歳出総額9億4,721万7,668円。歳入歳出の差し引き額1,484万7,970円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして、6月議会で報告させていただきました、繰越明許費繰越額が1,363万9千円あります。したがって、実質収支額は120万8,970円であります。

特別会計決算書のほうへ戻っていただき、59ページをお願いいたします。

1款水道事業収入の水道料は1億8,601万6,830円で、収納率は96.3%になっております。収入未済額につきましては、518万8,250円であります。

なお、196万7,768円の不納欠損処分をさせていただきました。

付属資料の12ページのほうに主な事業が載っておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

次に農業集落排水事業等特別会計ですが、付属資料1ページの決算総括表をお願いいたします。

歳入歳出とも4,892万1,727円あります。

主な事業につきましては、付属資料の14ページにありますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

次に下水道事業特別会計ですが、付属資料1ページの決算総括表をお願いいたします。

歳入総額17億9,140万9,868円。歳出総額17億5,442万5,948円。歳入歳出差し引き額3,998万3,920円で、このうち翌年度へ繰り越すべく財源としまして、6月議会で報告させていただきました継続費逐次繰越額が595万6,500円。繰越明許費繰越額が2,778万8,500円。したがって、実質収支額は623万8,920円あります。

特別会計決算書の89ページをお願いいたします。

1款2項負担金の収入未済額3,360万円は、身延下水道事業の繰越明許事業の負担金であります。

2款1項使用料は5,244万3,660円で、収納率は99.0%になっております。収入未済額につきましては、54万8,220円あります。

なお、国庫支出金、町債の収入未済額は、やはり6月の議会で報告させていただきました継続費繰越事業および繰越明許費繰越事業にかかるものであります。

付属資料の15ページのほうに主な事業が載っておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

次に青少年自然の里特別会計ですが、付属資料1ページの決算総括表に戻っていただき、青少年自然の里特別会計は、歳入歳出とも3,986万7,337円あります。これも参考資料として、付属資料の40ページに利用状況等がありますので、のちほどご覧いただきます。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計ですが、決算総括表をお願いいたします。

歳入総額935万5,500円。歳出総額870万904円。歳入歳出差し引き額65万4,596円で、実質収支も同額であります。

以下、財産区の関係の決算ですが、すべての会計につきまして、差し引き額、実質収支額とも同額でありますので、実質収支額につきましては省略させていただきます。

決算総括表のほうをお願いいたします。

大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額41万186円。歳出総額40万5,478円。差し引き額4,708円。

広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額261万2,315円。歳出総額256万5,887円。差し引き額4万6,428円。

第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額20万7,049円。歳出総額6万7,782円。差し引き額13万9,267円。

第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額28万4,709円。歳出総額15万3,372円。差し引き額13万1,337円。

大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額51万6,864円。歳出総額12万5,636円。差し引き額39万1,228円。

仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額42万7,582円。歳出総額21万8,447円。差し引き額20万9,135円。

姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額78万4,918円。歳出総額49万6,869円。差し引き額28万8,049円。

入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入総額68万1,078円。歳出総額26万4,271円。差し引き額41万6,807円。

西嶋財産区特別会計。

歳入総額43万9,749円。歳出総額16万7,735円。差し引き額27万2,014円。

曙財産区特別会計。

歳入総額18万9,320円。歳出総額5,584円。差し引き額18万3,736円。

大河内地区財産区特別会計。

歳入総額18万8,873円。歳出総額11万2千円。差し引き額7万6,873円。

下山地区財産区特別会計。

歳入総額15万4,804円。歳出総額5万560円。差し引き額10万4,244円。

次に基金につきまして、説明をさせていただきます。

付属資料の28ページをお願いいたします。

中ほどから下に基金の表がありますが、31の基金を設けてあります。

19年度末で廃止したものは、身延福祉健康拠点施設整備基金があります。19年度中の積立額は、下の計の欄にありますけど、4億4,921万4,338円。取り崩し額は11億6,025万2,795円で、差し引き7億1,103万8,457円の減で、19年度末保有高は42億8,098万4,043円であります。

なお、土地開発基金で土地を2万950.04平方メートル保有しております。

以上、雑駁な説明でありましたが、決算の概要を説明させていただきました。よろしくご審議をいただきまして、ご認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に、平成19年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

この決算については、監査委員から意見書が提出されておりますので、宮崎代表監査委員より報告をお願いいたします。

宮崎代表監査委員。

○代表監査委員（宮崎賢治君）

皆さん、本当にご苦労さまでございます。

それでは認定第1号 平成19年度決算監査報告をさせていただきます。

ただいま、会計管理者から19年度決算につきまして、報告および説明がございました。重複するところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で、私なりに報告をさせていただきます。

皆さま方のお手元に配布しております、決算審査意見書は全ページ12ページになっております。時間の関係等もございますので、重要なところだけ抜粋して報告をさせていただきます。よろしくご了承をお願いいたします。

では、この監査報告の目次、それとページ1を省きまして、2ページより説明をさせていただきます。

この決算審査の方法ですが、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、7月29日から8月1日までの4日間、町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および、その付属書類を、関係法令に準拠して作成されているか確認をいたしました。計数に誤りがないか。また、予算の執行が適正かつ効率的に実行されているか。ならびに基金の管理、運用等が適切に実行されているか等に主眼を置きまして、笠井監査委員と私で審査をしました。

その結果はそこに記載されてありますとおりですが、意見・指摘事項等はのちほどふれさせていただきます。

めぐりまして、4ページをお願いいたします。

4ページですが、まず決算の概要ですが、19年度の一般会計および特別会計の予算現額は205億9,540万4,935円に対し、歳入総額は203億2,711万3,671円で、執行率は98.7%でした。歳出総額は196億522万202円で、執行率は95.2%でございます。差し引き額7億2,189万3,469円となっております。

これは、次の表は一般会計、特別会計歳入歳出決算状況でございますが、これにつきましては、この表のとおりでございます。

次に町債でございますが、現在高は18年度、19年度、それぞれ比較対照していただければ、お分かりいただけるものと思われま。

なお、この中で19年度償還額の上に括弧がしてございます。これは元利合計額でございます。19年度借入額、17億8,690万円。償還額が21億4,702万7千円ということでございます。19年度の現在高でございますが、187億4,466万4千円でございます。

19年度の元利合計、括弧欄を見ていただきますと分かるとおり、元利を含めると、200億ちょっとくらいになるんじゃないかと思われま。

次のページ、5ページでございますが、収支決算等、これは会計管理者が報告をされたとおりでございます。一般会計、歳入歳出差し引き額、翌年度繰越額、一般会計、特別会計というふうに書いてございます。実質収支も、ここに出ております。

次に一般会計の概要ですが、この概要につきましても、先ほど詳細に説明がされておりますので省かせていただきます。

決算収支の状況、予算の収入状況、(2)歳入ですね、歳入。歳入につきましては、これにつきましても、先ほどご説明があったとおりでございます。

なお、次のページですけれども、これにつきましても、特に先ほど管理者から説明があった

とおりでございます。この中で特に不納欠損額2億1,568万6千円。これは大きくなって
おりますけれども、これは皆さま方もご存じのとおり、ゴルフ場等の問題でございます。この
表は、先ほど説明があったとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

7ページ、19年度歳出の予算の執行状況でございますが、予算額106億415万3,
935円に対しまして、支出総額が101億6,643万6,934円で、執行率は95.9%
となっております。

次のこの表のとおりでございますが、これにつきましては、先ほども説明がございましたと
おりでございます。

補助金の支出でございますが、補助金の支出につきましては18年度、19年度の比較対照
をしてあります。件数でいいますと18年度が116件。19年度が109件。支出済額は
18年度2億9,033万円。19年度が2億7,453万2千円。総支出額に対する割合が
パーセントで出ております。18年度が2.6%。19年度が2.7%。金額は落ちておりま
すが、全体の額でいきますと、パーセントはちょっと伸びております。

続きまして、次のページでございますが、8ページをお願いいたします。

8ページに掲載してあります各会計別の収支決算、これは省略させていただきます。

8ページ、9ページ、両方同じものでございますので、先ほど詳細な説明がございましたの
で、省略をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

一般会計からの繰入金でございますが、この表のとおり繰入金額、会計別に一般会計から
の繰入額が書いてございます。16億3,032万521円となっております。特に、これに
は入っておりませんが、簡易水道、下水道等には相当の町債を投入しております。

また、水道事業収入であります。水道使用料の収入未済額、先ほど説明があったとおりで
ございます。健全な事業経営を図るためには、収入未済額の早急な対策が望まれると思いま
す。

11ページをお願いいたします。

11ページは、財産でございます。この財産につきましては、先ほどちょっと説明がござい
ましたが、現在の身延町の財産は、このようになっております。

次に基金の運用状況でございますが、最終ページでございます。基金の運用状況ございま
すが、19年度の基金の運用状況等を示す書類は、関係書類、帳簿等と照合した結果、誤り
はないものと認められました。基金の運用につきましては、厳しい財政状況を考慮する中で、
金利も徐々に上がってきているので、その運用方法を一考する必要があるかなと思われま
す。

なお、基金の運用状況につきましては、12ページに記載されております表のとおりござ
います。

最後に審査の意見、指摘事項、3ページをお願いいたします。

3ページの第5.審査の意見・指摘事項でございますが、合併から4年を経過し、「限られた
財源と人材を有効に活用しながら、さまざまな行政課題へ柔軟に対応できる行政」を目指して、
行政改革大綱を策定し、その後、実施計画にあたる集中改革プランをとりまとめ、各種施策や
事務事業の見直しを進めていくことと思われま

す。町民の行政に寄せる期待は大きく、同時に厳しい経済情勢の中で、町行政の取り組みに対
して、あらゆる視点から町民の関心が一層高まってきております。

今回の決算収支状況は、各会計とも実質収支において黒字決算となっており、各担当の努力が感じとられたところでもあります。しかし、昨年も指摘をいたしましたとおり、今回も経常収支の比率が高く、財政の硬直化が懸念されているところでもあります。

歳入面においては、町税をはじめ各種公共料金が毎年累積し、多額な収入未済額が見受けられた。納税意欲の啓発、もちろん滞納者の実情を把握し、税負担の公平性の観点からも関係各課が相互の連絡・連携を密にして、職員総力を挙げて積極的に取り組まれない。また、町債の発行は税負担を後払いするものであり、財政改革の見通しは立てにくい。

歳出面では、昨年度より補助団体が減少しているが、まだ各種団体等へ多額の補助金が交付されているので、交付対象団体の活動状況を分析・精査した上で、適切な交付をされたい。

また事業計画実施にあたっては費用対効果、必要性、実情に適したものを十分考察し、将来を見通した上での取り組みが不可欠である。国におきまして、三位一体改革、地方交付税の見直しなどにより、地方財政は一層厳しさを増し、地方交付税については、現在の算定方式が平成26年度までとなり、平成27年から平成30年の4年間の激減緩和期間を経て、平成31年には合併の特例のない一本算定となる。この算定変更による純減額は約7億円程度、平成26年度における合併算定の差額、括弧内ですね、差額が7億円と見込まれております。ということによりますと、これも来年度はもっと増えてくるというふうなことでございます。

次のページへいきまして、このような状況に対処するため、行財政改革を積極的に進める中で、自主財源の安定的な確保を図るとともに、町債の発行を極力抑え、借入金への依存度の引き下げに努力されたい。また経常的な経費の節減を図り、事業の計画実施に当たっては、従来からの方法等に捉われることなく、費用対効果、必要性等を十分考察し、取り組むことが必要であると思われまふ。また、これらをふまえた中で、十分精査の上で、長期的な視野に立って、社会経済情勢に即応した法律的な予算執行に努め、本町の理念である「やすらぎと活力ある開かれた町」の実現に向けて、まい進することを望むものであります。

以上でございます。

何かございましたら、また事務局のほうへご連絡をお願いいたします。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

宮崎代表監査委員の報告は終わりました。

宮崎代表監査委員には報告第12号が終了するまで、自席にてお待ち願いたいと思います。

それでは次に報告第12号について、町長より報告を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは報告第12号について、ご報告を申し上げます。

平成19年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および同法第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告をする。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長の報告が終わりました。

次に財政課長より、詳細説明を求めます。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、報告第12号の詳細説明をさせていただきます。

本年7月22日、火曜日でございますが、宮崎代表監査委員と議会推薦の笠井監査委員さん、2人によりまして、財政健全化法に基づく財政指標等について、審査をしていただきました。その結果、別紙の意見書のとおりでございますが、簡単にご説明させていただきます。

まず1ページをめくっていただきまして、平成19年度の決算に基づく身延町健全化判断比率の状況ということでございますが、項目、比率、早期健全化基準、備考という欄でございます。

まず、項目の実質赤字比率につきましてですが、この比率はハイフン、いわゆる線のパーセント。これは財政的な財政用語でございますが、これはないというふうに読んでいただきたいと思えます。このハイフンのパーセントはないと。実質赤字比率はない。

早期健全化基準、これが14.22%下回っているわけですからないんですが、特に備考欄に書いてございます。実質黒字比率が8.88%ありますので、これは下回っているということと、黒字ということで、ございません。ないということです。赤字になりますと、これが何%か出ます。ですから早期健全化、うちの財政規模ですと、14.22%が基準となります。

続きまして、連結実質赤字比率ですが、これもないということです。そして早期健全化基準は、19.22%。右、説明がございまして、連結実質黒字比率が9.31%でございます。これがやはりマイナスになりますと、ここが出てきます。それが出てきたときには、早期健全化基準に対して、低いか高いかで、ものを申されるということです。

続きまして、実質公債費比率14.8%。これは早期健全化比率25.0%。これも良好と言っていいと思えます。将来負担比率94.8%。早期健全化基準では350.0%。

以上でございまして、監査委員さんの意見書に付してありますように、平成19年度の決算に基づく身延町健全化判断比率の状況については、良好ということでございます。

その次にいきまして、平成19年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況でございます。

これについては、公営企業会計に属する会計のことをいいます。ですから、ここにあるものは毎年、公営企業法ですね、公営企業会計に属する会計、いわゆる身延町簡易水道、農業集落排水、下水道、下部奥の湯事業特別会計、この4本でございまして、平成19年度の決算に基づく資金比率の状況を出してございます。

まず項目、会計名、比率、経営健全化基準とありまして、この経営健全化基準は20%と定められております。資金不足比率でございまして、身延町簡易水道事業特別会計はないでございまして。身延町農業集落排水事業特別会計もございません。身延町下水道事業特別会計もありません。ないです。身延町下部奥の湯温泉事業特別会計もないでございまして。

いずれにいたしましても、こういう形で良好でございまして、監査委員さんの意見書の一番最後にございます。ちょっと1ページをめくっていただきたいと思えますが、(4)番に書いてあります是正、改善に要する事項ということで、ここは重点的に、私たちのほうも監査委員さんのほうから言われています。ちょっと読んでみますと、特に平成19年度決算に基づく財政健全化審査により指摘すべき事項はないが、次年度以降の比率算定に際して、関係書類の適正

な整備に留意されたいと。

なお、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を下回っているが、引き続き財政健全化に努められたいということでございまして、これは肝に銘じながら、財政健全化を目指していきたいと思っております。ひとつ、よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

以上で、報告第12号は終結といたします。

宮崎代表監査委員にはお忙しい中、ご苦労さまでした。

ここで引取りをいただいて、よろしいかと思っております。本日は大変、ご苦労さまでした。

提案理由の説明途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

○議長（松木慶光君）

それでは、再開いたします。

続きまして、議案第72号から議案第82号について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは議案第72号から、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第72号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の議案を提出する。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、関係条例を整理するにあたり、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第73号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の議案を提出する。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に伴い、関係条例を整理するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第74号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）の施行に伴い、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第75号 身延町登録ホテル業の用に供する建物に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

身延町登録ホテル業の用に供する建物に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）の施行に伴い、身延町登録ホテル業の用に供する建物に対する固定資産税の不均一課税に関する条例を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第76号 身延町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
身延町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正することにより、助成対象者の範囲拡大を図り、一層の子育て支援充実を図りたい。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第77号 平成20年度身延町一般会計補正予算（第3号）

平成20年度身延町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,454万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,319万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第78号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成20年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,633万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,841万9千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第79号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

平成20年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,408万8千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

議案第80号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成20年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,887万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,841万3千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第81号 下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)工事請負契約について。

下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金6,772万5千円

4. 契約の相手方 東京都中央区八丁堀3丁目10番地5号
株式会社INAX 首都圏統括支社長 秋山泉
平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)は工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第82号 身延下水道工事20-14工区(マンホールポンプ設置工事)工事請負契約について

身延下水道工事20-14工区(マンホールポンプ設置工事)工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 身延下水道工事20-14工区(マンホールポンプ設置工事)
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金4,410万円
4. 契約の相手方 神奈川県横浜市鶴見区尻手3丁目2番地43号
新明和工業株式会社 産機システム事業部 流体営業本部長 中根実雄
平成20年9月8日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延下水道工事20-14工区(マンホールポンプ設置工事)工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上でございます。よろしくご審議を頂戴いたしたいと思っております。詳細につきましては、各担当課長が申し上げます。

○議長(松木慶光君)

町長の説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

なお、議案第74号、議案第75号の詳細説明は省略いたします。

議案第72号、議案第73号について、総務課長。

○総務課長(市川忠利君)

それでは、議案第72号及び第73号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず議案第72号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

2ページをお願いしたいと思っておりますが、これにつきましては、平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律の施行がされました。それに伴いまして、3つの関係条例の引用部分を改正するもので、整理に関する条例を定めまして、整理するものであります。

整理に関する条例中、第1条は身延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正です。

第2条は、身延町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第3条は、身延町特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。

それぞれの条例中、字句におきまして「報酬」を「議員報酬」に、「議会議員の報酬」を「議員報酬」に改正するものであります。

また、議会議員の報酬等の支給に関しまして、規定している条項が改正されたことによりまず引用部分の改正であります。

続きまして、議案第73号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

4ページをお願いしたいと思います。

これにつきましては、公益法人制度に関する3つの法律が平成20年12月1日、施行されることに伴いまして、5つの関係条例を改正する必要が生じました。整理に関する条例を定めて、整理するものであります。改正内容は引用部分の改正であります。

整理条例第1条、身延町認可支援団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては整備表、3つの法律の整備であります。整備表の第199条に伴っての改正でありまして、認可支援団体に規定する条項につきまして、地方自治法第260条の2、第15号において規定されていたものが、第260条の3から39までにおいて規定されることになったこと。それから字句のうち、仮理事を仮代表者に改正するものであります。

整理条例の第2条は、身延町職員定数条例の一部改正であります。字句のうち「公益法人等」を「公益的法人」に改正するものであります。

整理条例の第3条は、公益法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。題名および第1号中、公益法人等を公益的法人等に改正するものであります。

第4条は身延町下水道条例の一部改正についてであります。整備表、それから整備令によりまして、特定の財団法人の名称の次に、設立経緯を加える改正が行われたことによるものであります。

下水道条例中、第2条第14号中、財団法人山梨県下水道公社の次に「(昭和61年4月1日に財団法人山梨県下水道公社という名称で設立された法人をいう。以下、同じ。)」を加える改正及び寄附行為という用語が、定款という語が用いられることになったための改正で、第8条第3項第2号中「定款または寄附行為」という文言から、「または寄附行為」を削る改正であります。

第5条は、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正についてです。

寄附行為という語が、定款という語が用いられることによる改正で、第3条第1号中「定款、もしくは寄附行為」という文言から、「もしくは寄附行為」を削る改正であります。

以上、概略説明であります。よろしくお願いたします。

○議長(松木慶光君)

議案第76号について、子育て支援課長。

○子育て支援課長(近藤正国君)

それでは議案第76号 身延町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、題名でございます。

題名につきましては、現行の条例では身延町乳幼児医療費助成に関する条例という題名でございますけれども、この中に乳幼児という表現が含まれておりまして、今回の改正内容からいたしまして、乳幼児という表現がそぐわないため、乳幼児を子育て支援という表現に置き換えまして、身延町子育て支援医療費助成に関する条例という、題名の改正を行おうとするものでございます。

次に第1条の目的でございます。

現行の条例では、乳幼児保健の向上と児童福祉の増進を目的として掲げておりますけれども、今回の改正案では、現行の目的に加えまして、安心して子育てができる環境整備にも重点を置き、小児の保護者に対し、小児に関わる医療費の一部を助成することにより、小児をすこやかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、もって子育ての支援に資することを目的とするという表現に改めているところでございます。

次に第2条でございます。ここでは用語の定義を行っておりますけれども、ここにおきまして、助成の対象の範囲の拡大、「6歳」を「15歳」というふうに改めてございます。なお、乳幼児につきましては、小児に改めるということでございます。

第3条につきましても、「乳幼児」を「小児」に改める。

それから第4条につきましても、「乳幼児」を「小児」に改めるというものでございます。

それから第5条につきましては、「乳幼児」を「小児」に改めることに加えまして、名称変更に伴い、「乳幼児医療助成金」を「子育て支援医療費助成金」に改めるものでございます。

第6条は、「乳幼児」を「小児」に改めます。

第8条1項中、「乳幼児」を「小児」に改めます。

同条の2項中、「乳幼児」を「小児」に改めるものでございます。

第10条につきましても、「乳幼児」を「小児」に改めるということでございます。

なお、附則でございますけれども、施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行するというものでございます。

経過措置につきましては、従前の4月1日までは従前の例により行うというものを規定したものでございます。

誠に雑駁でございますけれども、説明とさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

議案第77号、議案第81号、議案第82号について、財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、議案第77号の詳細説明をさせていただきます。

まず、5ページをお開きください。

第2表 地方債の補正。過疎対策事業債、変更前が1億8,670万円でございます。今度は変更後ということで、プラス60万円いたしまして、1億8,730万円とするものです。

それから一般公共事業債1,880万円ございましたが、420万円増額しまして2,300万円とするもので、上段の過疎対策事業債につきましては、60万円でございます。これは農村地域活性化農道整備事業負担金ということで、清沢の過疎対策事業債ということでございます。

それから一般公共事業債につきましては、中山間でございます。中山間地域総合整備事業費負担金ということで、追加分で和田地区を、これを充当させます。

それから臨時財政対策債3億2千万円でございます、当初。これが800万円増える、枠が増えましたので、プラス800万円としまして、3億2,800万円。補正前に比べて、11億5,580万円ということで、増額が1億2,800万円、地方債の補正をするものでございます。

では、8ページをお開きください。まず、歳入でございます。

県支出金、15款県支出金、2項県補助金、1目の総務費県補助金でございますが、補正額1億1,450万円。3節の合併支援費補助金ということで、町長から説明がありましたけども、今年度、最終年度でございます。1億2千万円、当初でいろいろとやってきましたが、まだ余っておりました。それらを全部まとめまして、1億1,450万円を足して、上限の1億2千万円とするものでございます。それから4目の農林水産業県補助金662万円でございます。これは右説明のとおりです。3目県委託金も交付決定に伴うものでして、減額の7万6千円。

それから16款財産収入でございますが、これにつきましては、町長からも説明がありましたけど、身延町の商工会分ということでございまして、平成20年度ですね、今年の10月1日から21年3月31日までということで、共益費が5万円掛ける6カ月、30万円。使用料が1万5千円掛ける6カ月、9万円。合わせて39万円となるものでございます。

それから2項の財産売り払い収入でございますが、これも町長のほうから説明があったんですが、下山の荒町分譲地の1区画でございまして、239.59平方メートルでございます。金額にいたしまして、433万6千円。これで荒町の分譲地は、完売となります。

17款寄附金でございますが、36万円の増額でございまして、地域福祉基金にかかる寄附金16万円。これは波高島67番地の磯野嘉国さまが6万円。昭和町河東ですか、中島1742番地の13、松木秀夫さまより10万円いただきまして、合わせて16万円です。それから下段のほうでございまして、教育施設整備基金にかかる寄附金20万円。これは岩欠の1182番地、渡辺君好さまより20万円いただきまして、合わせて36万円とするものでございます。

19款の繰越金でございます。今度の補正額に対しまして、5,504万8千円の繰越金を充当いたします。

20款の諸収入でございますが、56万3千円。雑入ということで、6万3千円。峡南ふるさと創生事業助成金50万円。6万3千円につきましては、臨時職員の健康診断、個人の負担金でございます。それから17節の峡南ふるさと創生事業助成金につきましては、平成20年度に峡南ふるさと創生事業助成金がございまして、広域では行っておりますが、みのぶ第九の合唱団、第4回公演に際して、50万円を身延町にいったん入れて、身延町から出すという形のものでございます。

21款町債でございますが、1項町債、2目農林水産業債で480万円。農業債480万円でありまして、先ほど申しましたが、過疎債が60万円。一般公共事業債が420万円でございます。それから、臨時財政対策債800万円。これは一般財源化するものでございます。合計1,280万円でございます。

10ページをお開き願いたいと思います。歳出に入りたいと思います。

まず2款総務費、1款総務管理費、1目一般管理費でございますが、13節の委託料90万4千円でございます。これにつきましては県支出金が減額になって、一般財源が100万円と

充当させておりますけども、去年もあったんですけど、情報管理設計業務ですね。新湯川橋付近の管路敷設工事が、今、協議しております、昨年も予算化しておりましたけど、県の発注がないため、予算が流れてしまいましたが、今年度もまだ見通しが見つからないということでございましたので、当初はこの合併支援の交付金を充当しておったんですけど、これも分からなくなってしまうので、こちらは1億2千万円限度額、使いたいということがございます。それで一般財源化にしておいて、組み替えをいたしますということでございます。

それから臨時職員の健康診断業務でございますが、臨時職員については、65人について、本年度から保険者の責任において、臨時職員の健康診断業務を行うこととなったため、計上するものでございます。90万4千円でございます。

それから工事請負費でございますが、これも同じく新湯川橋の情報管理敷設工事の県支出金でございます、合併支援特別交付金へ充当していたものを一般財源にして振り替えるという、財源組み替えのものでございます。

それから18節、1,530万円。庁用器具費、ネットワーク用のパソコン、職員用でございますが、現在、使用しているパソコン90台でございますが、平成20年、今年の12月にリースが切れます。そのため、今回、パソコンを新規に購入して、買い上げてまいります。90台掛ける17万円で、1,530万円ということでございます。これには合併支援特例債の交付金を、1,210万円充当しました。一般財源は320万円の充当でこれを買ってしまう、今までリースのものを買ってしまうということでございます。

それから19節負担金補助及び交付金、減額の46万円。これにつきましては、クラフトパークへ職員を派遣しておりましたが、人事異動によりまして、給与の低いほうが減ったということでございまして、そのための差額でございます。

2目の文書広報費でございます。13節委託料241万5千円の補正額でございますが、これは下部コミュニケーションテレビの占有個所図の図化業務でございます、民間に指定管理者として行うために、施設台帳等を整備するものでございます。

それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、8万1千円でございます。これにつきましては、そこに書いてありますが、下田原地区の有線放送でございます。これが、事業費が5万3,550円。これが2分の1でございますので、2万6千円でございます。それから切石地区ですね、事業費が11万円。その2分の1でございます、5万5千円。合わせて8万1千円でございます。

次のページをお願いいたします。

14節の16万円、車借り上げ料でございますが、これも町長のあいさつにございましたが、静岡市と身延町が合同で行う安倍峠のイベントでございますが、戦国絵巻、安倍峠の陣、徳川対武田。梅ヶ島、湯之奥金山の争奪戦ということで、そういうタイトルになるとは思います、それに伴う経費でございます、付き添いのほか25人、小学生が6人、中学生が6人、一般が13人、事務局が10人という形で、26人分の車借り上げ料でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、減額の1,250万円。これにつきましては、やはり説明にございますが、デマンド交通システム導入費でございます、減額の1,300万円は国の補助金確定によるものでございまして、当初2,600万円を計上しておりました。当然、これは合併支援特例交付金を充当しておったんですけど、それを減額にして1,300万円充当して、1,300万円の事業費とするものでございます。

それから、下段のほうに50万円。先ほど申しました3千万円。新町の誕生を祝いまして、峡南地域を中心としたハイクオリティーなクラシック音楽を、全戸に発信するということを目的としてつくられましたみのぶ第九を歌う会に、峡南広域行政組合より峡南ふるさと創生事業として助成するものでございまして、差し引きまして、減額の1,250万円でございます。

2項の徴税費、2目の賦課徴収費でございますが、委託料でございます。428万1千円でございますが、これにつきましては、地方税でございますが、ポータルシステム、eLTAXという、構築の委託料でございますが、ポータルセンター設定費が280万円。それから審査のシステム設定費が80万円。現地導入作業支援費が30万円。消費税が19万5千円という形で、合わせまして428万1千円という数字になります。

それから下欄のほうでございますが、自動車の差し押さえ業務でもって、18万6千円でございます。これにつきましては、レッカー代ですね。それから作業料、査定料等でございますが、レッカー代が80キロまでですが、8,500円掛ける6件。それから作業料が1時間ごとに8千円掛ける6件、4万8千円。査定料が9千円。審査手数料ですか、これが4千円掛ける6件、2万4千円。合計18万6千円となるものでございます。

12ページをお開き願います。

国土調査費でございますが、7款1目地籍調査費、13節委託料530万円でございますが、まず県の支出金の、これは財源をまず、先に組み替えます。そして13節委託料は公共測量、1級基準点設置測量業務の委託でございまして、要するに地籍調査が入っていないところを優先的にやるという、旧身延では全部終わっているんですけど、三角点と申します、これをやることによって、地籍調査も早く進むということでございまして、当然、法定外公共物の払い下げと地籍調査などには流用できるということで、中富地区が8点、下部地区が7点、計15点。委託料が530万円ということでございます。

それから備品購入費162万9千円、庁用器具費、地籍調査用管理システム用パソコンということで、これが現在、使用している地籍調査管理システム用のパソコンは、旧下部町所有のものを使っておりました。平成11年に購入し、NEC製でございますが、図形を入れるには、このNECの11年ものについては、ちょっと不適合であるということは、前から指摘をされておりました。だんだん地籍調査の事業が進むにつれ、どうしても図面ですので、1つの映像数として捉えられますので、どんどん大きくなって、これで機能がたびたび止まってしまうということが、担当課から当初予算でもございました。少し様子を見てくださいということで、おくれた経緯があります。そんなこともございまして、今度はちょっと無理だなということでございますので、うちのほうもリース料のものがあるので、そちらのほうも買い替えることにしました。それで9台ですね、パソコンを新規に購入するものでございます。

パソコンもいろいろ調べてみましたら、メンテナンスをしなければ、3年が耐用年数ですと。メンテナンスをした場合は何年ですかといったら、業務用で5年ですねというような答えが返ってきました。それらを考えると、平成11年の購入ですから、もうずっと使っているわけです。これらのことも考えれば、買い替えたほうが良いということでございます。

8項の支所及び出張所費、1目の下部支所費、補正額は2,002万9千円でございます。15節の工事請負費1,990万3千円。18節の備品購入費が12万6千円でございますが、まず15節でございますが、旧下部支所の解体工事等でございます。これにつきましては、旧下部支所の解体工事費が1,711万5千円。周辺整備の工事費が126万円。電気設備撤去

および防犯灯等設置工事費が100万3千円。旧下部支所のインフラ施設撤去工事が52万5千円というものでございます。

それから備品購入費でございますが、庁用器具費、戸籍住民票等、各種証明書の手続きでございます。下部のものが合併当時にもちょっと具合が悪かったと。下部支所の支所長のほうから、年度当初にもなんとかしてくれないかということがありまして、いよいよどうも年貢の納め時がきたようございまして、これを新しいもの買い替えるというものでございます。

それから2目の身延支所費でございますが、11節需用費95万7千円。修繕でございます。これは商工会事務所移転に伴う保健センター修繕16万1千円等、LANのケーブル等撤去費用が7万8千円および、身延支所庁舎内エアコンの修繕がございました。3台分でございますが、これが71万8千円ということでございます。

それから3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、20節の扶助費でございます。33万円という助成金でございます。昨年度は途中でやったもので、予算がなかったということがございまして、社会福祉協議会へお願いして、社会福祉協議会から支出したという経過がございます。今回は、ちゃんとした早い時期に予算化をしてということで、まず生活保護世帯が30世帯でございます。300円掛ける30世帯で9万円。ボーダーライン世帯と申しまして、それに近くなっている世帯でございますが、80世帯ございまして、掛ける3千円。24万円。合計33万円でございます。ちなみに平成19年度では生活保護世帯が28世帯。それからボーダーライン世帯というのが、61世帯。合わせて89世帯ございました。今回は、それを上回る110世帯ということでございます。

それから5目の障害福祉費でございますが、扶助費でございます。特別児童の扶養手当の支給に関する法律で、非該当となった保護者に町単独で支給するというものでございまして、7千円掛ける1人掛ける1カ月、7千円。7千円掛ける1人掛ける9カ月で8万4千円。合わせて9万1千円でございます。心身障害児の福祉手当ということでございます。

それから、6目の高齢者保養施設費の11節需用費でございます。21万8千円でございます。これにつきましては、冬季になると水不足が深刻となるため、取水の増設修繕工事を行いたいということでございまして、増設工事が20万円。身障者への洗面器、給水栓等、取り替え修繕が1万8千円。合わせて21万8千円の予算計上でございます。

14ページをお開き願いたいと思います。衛生費に入ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健総務費でございますが、13節委託料40万8千円。これにつきましては、地域活動支援センター運営業務ということでございます。要するに当初予算では、これは身延の保健所跡でございますが、跡地で使用しておりました施設でございます。そのプレハブの電気料で当初予算をしたわけですが、それが保健所の改修工事、6月の予算で計上しまして、でき上がってしまって、増により、運営費の増額をどうしてもしなければならぬというようなことで、担当課からありました。たしかに言われてみれば、そのとおりなので、では分かりましたということで、電気料でございます。40万8千円。

それから13節委託料、高齢者のインフルエンザ予防接種でございますが、これが6,020人、大体、該当者がいるそうですが、受診率が高いということで、ポイント数を当初は60%をみておったんですが、70%に上げてくださいということでございます。120万4千円でございます。

それから5目の環境衛生費でございますが、7節から18節までは町民提案による町民推進

事業で、7節の賃金は菜の花プロジェクト事業で、栽培予定地草刈りが1万円掛ける1人掛ける3反歩で3万円。それから栽培予定地が1万円掛ける1人掛ける3反歩で3万円。合計6万円を計上するものでございます。この場所についてですが、各地区1カ所ということ想定しているようでございますが、身延町については、身延は梅平地区がよかろうと。中富については、ひうがの横がよかろうと。下部については今、ちょっと検討している最中ということでございます。

それから11節ですが、これは本年も消耗品の費用、その他の消耗品等々でございます。

それから14節につきましては、栽培予定地の整地のバックホーとか、6万円掛ける一式掛ける3反歩で、18万円等でございます。

それから18節備品購入費につきましては、機械器具費でございます。電動の搾油機92万9千円と電動搾油機の機材が5万円。同じく手動の搾油機ですね、15万2千円。同じく手動の搾油機の機材3万円。特に電動、手動といってもどこが違うかという、手動のほうは環境教育に、学校のほうに持っていきたいという思惑がございます。それで、あえて、こういう形で計上させていただきました。それから穀物の選別機、とうみですね、4万8千円。それから作業台2台、6万円。合わせて127万円でございます。

それから保健センター費でございますが、11節需用費、これにつきましては、すこやかセンターの浴槽ろ過機ですね、および温水ボイラーの修繕でございます。15万4千円掛ける消費税で16万1,700円と。同じく保健センターの手動除濁装置修繕が63万14円。消費税を掛けて66万1,515円。合わせて82万4千円でございます。手動といいましても、電源を入れるんですけど、入れることを手動といっているだけであって、中は1回入れれば自動になっています。そのへんは勘違いしないでください。私たちは手動と、書いてあるのが手動除濁機ということであって、手動という言葉を使いましたが、1回スイッチを入れれば、そこへ入れる分だけが手動であって、あと全部、電気であります。

それから、次のページをお願いいたします。

農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費90万5千円でございますが、13節委託料50万円でございます。これにつきましては、右説明してございますが、土地改良連合会にお願いして、耕作放棄地の一筆調査、資料の作成業務等をやっていきなと。それが1点と、特殊建築物的調査報告業務でございます。30万円。場所は、中富の生活改善センターが15万円。中富の多目的集会施設、和紙の里会館ですか、15万円。合わせて30万円。合計50万円の予算計上であります。

それから19節、40万5千円でございます。これにつきましては、大豆選別選粒機購入補助金でございます。宮木農業振興組合でございますが、ここに購入費として補助金を出すものです。県が27万円。町が13万5千円。地元が13万5,540円でございます。合計54万540円になります。このうちの、県は27万円。町が13万5千円。合わせて40万5千円を補助するものです。あとは、地元の宮木農業振興組合の負担金でございます。補正額は40万5千円です。

4目農業土木費でございますが、補正額は1,731万4千円です。まず13節ですが、50万円でございます。これは手打沢の農道用地測量業務ということで、用地測量、ならびに所有権移転等でございます。15節工事請負費でございますが、1,300万円。新規が杉の木向農道ですか、改良工事、これが新規。それから手打沢農道改良工事も新規です。それから湯平用

水路改良工事も新規。車田の用水路改良工事も新規。継続が三堂平農道改良工事となりまして、事業費が、杉の木が400万円でございます。延長、Lが100メートル。幅員が3メートルですか。それから三堂平の事業費が300万円。延長が50メートル。幅員が3メートル。手打沢農道改良工事でございますが、事業費が200万円。それから延長5メートル。幅員3メートル。湯平用水路改良工事、事業費が200万円。延長が12メートル。これはボックスですので、30センチ掛ける30センチですね。それから同じく新規の車田用水路、事業費200万円。延長が10メートル。30センチ掛ける30センチのボックス。

それから下のほうにいきますと、県支出金一般財源の入れ替えでございます。財源組み替え。これにつきましては、波木井の用水路改良工事と粟倉用水路改良工事。財源の組み替えをするものでございます。波木井が75万円。それから粟倉用水路が50万円。それから夜子沢用水路改良工事が60万円。それから、荒町排水路改良工事が50万円。これを合わせますと235万円となります。これを一般財源から、県の支出金に変えるというものでございます。

それから17節公有財産購入費、農道改良工事に伴う用地取得、宮木農道滝脇2号線ですか、宮木の字、出拂ですか、52の4番地。宅地。5.1平方メートル。8,500円掛ける5.11メートル。4万3,435円ということで、4万4千円計上しています。

それから、19節負担金補助及び交付金377万円でございます。これは中山間地域整備事業負担金、和田追加分でございます。317万円。事業費的には、2千万円掛ける15%の300万円と、事務費が100万円掛ける17%、17万円。合わせて317万円。それから農村地域活性化農道整備事業負担金、清沢地区追加分でございます。60万円です。

次のページをお願いいたします。

7款商工費、2項観光費、1項1目観光費、12節役務費でございますが、これにつきましては120万8千円でございますが、広告費でございます。身延山の五重塔の特集紙、4ページ版で、フルカラーで構成するもので、そのうちの1ページ分。町の観光の宣伝のために使用するということで、便乗するような形になっております。掲載日は2008年11月3日、日曜日でございます。折り込み部数が21万3千部、山梨県全域。増刷分が7万部です。

それから土木費に入ります。2項の道路橋梁費、道路橋梁費維持費、補正額841万1千円。15節の工事請負費でございますが、町道維持工事、和田針原線、300万円。路側溝。幅員、幅が7メートルでございますね。それから下中之倉線、100万円。橋梁修繕。延長が6メートル。芝草線、180万円。排水溝。延長が30メートルです。久成椋堂平線ですか、50万円。横断でございます。Lが7メートル。西嶋岩間線、200万円でございます。これは西嶋公民館に伴う裏からの入り口でございますが、区画線とか標識等を整備するものでございます。

それから13節委託料でございますが、1,393万9千円。委託料が250万円。これにつきましては昭和道路線、測量設計業務委託料ということで、延長が70メートルですね。それから大野山線が、測量業務設計委託が延長100メートル。合わせて250万円でございます。

それから次ページの15節工事請負費900万円。道路改良舗装工事、昭和道路線、延長70メートル、幅員が7メートル。それから17節公有財産購入費、道路改良に伴う用地取得、清沢大炊平線、古関丸畑線でございます。清沢大炊平線が43万1,280円。それから古関丸畑線が残った50何万円ですか、それが古関丸畑線になります。

それから補償補てん及び賠償金でございますが、139万9千円。これは立木補償でございます、上の公有財産と同じように清沢大炊平線、古関丸畑線の立木の補償補てんでございます。清沢大炊平線が67万3,300円。それから、古関丸畑線の立木補償が40万7,800円ということでございます。

それから、住宅費に入ります。5項1目住宅管理費184万1千円の補正額でございます。これにつきましては、17節公有財産購入費173万6千円。町営住宅用地取得費、船原団地。町営住宅の船原団地については、毎年、借地の契約の更新を11人ですが、行っております。地権者で行っているわけですが、町外在住者の1人が身延町内の実家の所有地を維持管理することが不可能になりましたと。すべての財産処分をしたいためということで、町営住宅の土地も処分したいという申し出がありました。これを受けて、いろいろ建設課さんでも何度か交渉はしたわけですが、本人の決意が固いということで、よそに住んでいるわけですから、どうしても、こちらの財産処分を全部したいということで、今回、用地を購入するものでございまして、地目が宅地89平方メートル。土地鑑定価格が1万9,500円。89平方メートル掛ける1万9,500円で、173万5,500円。173万6千円の予算計上でございます。

それから、18ページをお開きください。消防費の防災費に入りたいと思います。

3項防災費、1目防災費、19節負担金補助及び交付金100万円。これも町長から説明があったと思いますが、自主防災組織資機材整備費補助金でございます。これにつきましては、対象事業費が5万円以上で、要するに5万円以上買ってくださいということですね、5万円以上で、限度額が10万円ですと。20万円買っても、10万円しかお払いしませんということです。その自主防災組織の資機材の補助金でございますが、10万円掛ける10組ということで、とりあえず10組分、防災費のほうで予算計上しました。また、これが足らなくなるようなことであれば、12月、もしくは3月でも補正を組むような段取りになるかと思えます。

10款の教育費、2項小学校費、1目学校管理費、7節の賃金でございますが、18万4千円。その他の賃金ということで載っております。これにつきましては、スクールカウンセラーの賃金でございます、下部小学校と静川小学校の分でございます。次ページにいきますと、いろいろありますけど、賃金の減額があります。これについては、例えば中学校費になると、久那土中学校管理費、賃金減額35万2千円。下部中学校管理費、賃金減額39万5千円等々でございます。これらにつきましては全部、県からスクールカウンセラーが派遣されました。そのため、うちのほうを減額して、いわゆる県でみてくれるということです。その代わりに、今度はそういうものをまた、小学校のほうにまわすというようなことで、今、考えているわけでございます。ですから、7節の賃金の18万4千円は下部小学校、静川小学校のスクールカウンセラーの賃金。また次ページにあります賃金の減額等につきましては、県からのスクールカウンセラーが派遣されるための賃金の減額ということでございますので、よろしく願いいたします。

それから教育振興費でございますが、19節の負担金補助及び交付金で、89万3千円でございます。これにつきましては、うれしいことではございませんか、身延中学校の生徒が全国大会に出場するということでございます。2人分でございます、選手派遣費89万3千円を計上するものでございます。

なお、9目の下部中学校教育振興費については11節需用費、修繕費でございますが、吹奏楽をまたやりたいということで、吹奏楽用楽器の修繕、14万円計上いたしました。

20ページをお開きください。

社会教育費でございますが、19節の負担金及び補助金53万6千円。これは説明のとおり、集落公民館整備費補助金でございます。瀬戸公民館増改築費補助金でございます。瀬戸の公民館の増改築、工事費が161万円でございます。これの3分の1で、53万6千円でございます。

それから、文化振興費にいきます。13節委託料90万円。重要遺跡、穴山氏の館跡ですか、確認調査業務ということで、下山本国寺の境内および、その周辺地域ですか、穴山氏の館跡として伝えられております。当該区域内の町有地部分を中心に、地中レーザー探査による遺跡の内容確認を行い、今後の土地利用を考える際の参考としたいため、予算計上いたしました。

それから、2目の金山博物館の運営費36万6千円でございます。これもうれしい悲鳴でございます。当初、こんなに見込んでいなかったんですが、来館者が多いということで、今いるパートの職員の賃金が高くなってしまうと。12月は間に合いませんかといったら、とても間に合わないということでございますので、今、しなければならぬということで、36万6千円を予算計上させていただきました。パート雇用者の賃金でございます。

それから文化会館の管理費でございます。減額の108万円。臨時職員の賃金の減。これも町長が説明したように、要するにフレックスタイムを利用して、今、担当職員が頑張っております。自分たちのフレックスタイムを利用しながら、職員賃金を削減し、減額補正をするというものでございまして、ただし、これにつきましては、前のほうですか、12万1千円というものがございました。これはシルバー人材センターのほうですね、そちらのほうへ12万1千円、まわしてくださいということでございまして、私はちょっと読まなかったんですけども、12万1千円は労働諸費のほうに載っております。

それから6目の和紙の里運営費であります。報酬、報償費、20万円。それから12節の役務費、合計70万7千円でございますが、8節の報償費、20万円につきましては、右に書いてあるとおり、特許出願申請等弁理士謝礼でございまして、県と折半で共同出願するために、トコロアオイを県と共同で研究し、この共同の出願をするために2分の1、20万円を出すものでございます。

それから11節の需用費でございます。中富の紙屋なかとみ太鼓幕というのが10年経過しております。どうにもこうにも、ぼろぼろになってきて、みっともない。担当課のほうから補修が不可能でございますということでございますので、それを和紙の里の太鼓幕を直す、消耗品で買ってしまおうと。17万4千円。それから和紙の里の空調ですね、これがちょっとおかしくなっていて、これとレンジの修繕、3万8,850円。空調が26万2,500円。合わせて47万6千円を予算計上するものです。

それから役務費については、先ほど言いました8節の特許の出願に関する手数料と申請料と印紙代ですか、申請料が1万5千円、印紙代が1万6千円、合わせて3万1千円でございます。それから13節諸支出金でございますが、地域福祉基金16万円になります。波高島67番地の磯野嘉国さま6万円と、昭和町の河東中島1742番地の13、松木秀夫さま10万円の積み立てをするものでございます。

次ページをお願いします。

教育施設の整備基金費で20万円、予算計上しました。これにつきましては、岩欠の1182番地の渡辺君好さまより20万円、積み立ててくださいということで、予算計上いた

しました。

続いて、議案第81号のほうに移りたいと思います。

これにつきましては、町長が提案した承認でございますが、議案第81号。

工事名が下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)。工事個所が大字上之平地内。予定価格、6,810万円でございます。入札年月日は20年の8月26日。場所が中富総合会館2階、会議室で行いました。

入札参加者が5社、指名いたしましたんですけども、そのうちの株式会社クボタ 東京本社と荏原実業株式会社 山梨営業所が辞退いたしましたして、残り3社。株式会社INAX 首都圏統括支社と株式会社西島製作所 東京支社、それから扶桑建設工業株式会社 東京支店、3社で入札を行いました。

その結果、1回で落札しておりますけども、落札者が株式会社INAX 首都圏統括支社。落札金額が6,450万円。仮契約年月日が平成20年8月26日。仮契約額が6,772万5千円。工期は、身延町議会の議決があった日の翌日。完成が平成21年3月19日。工事概要は、これも受注生産するようなどころがございますので、特殊なものでございますが、真空ポンプ3台、圧送ポンプ2台、集水タンク1基、電気設備1式でございます。

落札者は株式会社INAX 首都圏統括支社でございます。よろしくお願ひします。

それから、議案第82号でございますが、これも同じマンホールポンプでございますが、これは身延ですね。身延下水道工事20-14工区(マンホールポンプ設置工事)。身延町大字大野、梅平、身延地内。予定価格が5,050万円。入札年月日が20年8月26日。入札場所は中富総合会館2階、会議室。

6社を指名いたしました。うち西島製作所 東京支社が辞退しました。株式会社山梨日立、それから株式会社第一テクノ、荏原実業株式会社 山梨営業所、株式会社メエップ、新明和工業株式会社 産機システム事業部 流体営業本部という形で、5社で入札が行われまして、落札回数は1回でございます。落札者が新明和工業株式会社 産機システム事業部 流体営業本部。落札金額は4,200万円。仮契約の年月日が20年8月28日。仮契約額が4,410万円。着工が身延町議会の議決があった日の翌日。完成が平成21年3月19日。これもやはり特注的な要素を持っておりますが、工事概要がマンホールポンプ設置、4カ所掛ける8台。機械・電気設備一式でございます。

どうぞひとつ、よろしくお願ひいたします。

○議長(松木慶光君)

提出議案の提案理由の説明中ではございますが、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

○議長(松木慶光君)

休憩前に引き続き、提案理由の説明を行います。

次に議案第78号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(広島法明君)

それでは議案第78号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)につつま

して、詳細説明をさせていただきます。

今回は1,633万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ17億4,841万9千円とするものです。

それでは、先に歳出のほうから説明したいと思います。8ページをお開きください。

一般管理費の1款1項1目の一般管理費、18節備品購入費ですけど、説明にも書いてありますように、介護保険通信用パソコン。これにつきましては介護保険創設時、平成12年購入の機器をずっと使っておりまして、最近、老朽化が激しくなって、使っている途中で電源が切れたりするということで、今回、買い替えをお願いするものです。

次に2款2項6目の介護予防住宅改修費、ならびに次の介護予防サービス計画給付費ですけど、これらにつきましては、今までの4月、6月、7月までの実績によりまして、今年度の最終見込みをした上での調整補正額をお願いするものです。

5款1項1目につきましては、生活機能評価事業ということで、これにつきましても同じく実績によるものですけど、生活機能評価事業の内容は、特定健診生活機能評価分委託料ということで、65歳以上の人につきましては、生活機能評価を実施しているところですけど、5月8日から始まりました住民健診が終了し、人数等が確定しまして、当初は2,050人を見込んでいましたけど、実績見込みが2,242人ということで、その差額分89万3千円。そして、次の高齢者筋力トレーニング事業につきましては、送迎委託料ということで、参加人数、また、その送迎時間等が増えまして、30万6千円を補正をお願いするものです。

7款1項1目につきましては、過年度償還分ということで、実績報告に伴う償還金の分です。

それでは、歳入に移らせてもらいます。6ページにお戻りください。

1款1項1目の第一号被保険者保険料につきましては、65歳以上の方々からいただく分ですけど、これにつきましても実績見込みに伴う補正額です。

そして2款1項1目につきましては、先ほど説明しました生活機能評価の個人健診負担金の差額分ということで、1人400円いただいていますけど、その分に伴う金額です。

そして4款2項2目の地域支援事業交付金につきましては、先ほど歳出で説明をしました地域支援事業の事業費の約4分の1ということで、25%、30万円。これにつきましては、その次の次の6款2項1目が8分の1、そしてその次の8款1項2目も8分の1ということで、50%が国、また県、そして町の一般会計繰入金ということになります。

そのほかの5款1項2目の地域支援事業支援交付金等々は、実績による最終見込みに伴う補正額です。

9款1項1目につきましては確定額ということで、1,408万2千円に確定しましたので、今回1,408万1千円の補正をお願いするものです。

以上、簡単ですけど、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第79号、議案第80号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

議案第79号の、平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について、詳細の説明をさせていただきます。

まず歳入予算でございますが、予算書の6ページをお願い申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、2目上之平農業集落排水事業分担金に加入申込金とい

たしまして、22万円の計上でございます。

それから4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目農業集落排水事業繰入金、ならびに3目戸別浄化槽整備事業繰入金、合わせて44万8千円を追加計上するものでございます。

次に歳出予算でございますが、予算書の7ページをお願いします。

1款農業集落排水事業費、1項1目上之平地区維持管理費でございますが、当該地域に住宅の新築が計画され、加入申し込みがありますことから、15節工事請負費に公共枘設置工事費として、16万8千円の計上。

3款戸別浄化槽整備事業費、1項2目戸別浄化槽整備事業建設費に15節工事請負費として、50万円を追加計上するものでございます。これは現在、市町村設置型浄化槽の整備事業を和田地区で施工しておりますが、施工場所に地下埋設物でありますコンクリート構造物が出土し、その除去など、予測不能の経費が生じておりますことから、増額変更で対応し、工事の施工に万全を期したいとするものでございます。

以上、議案第79号の詳細説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

引き続きまして、議案第80号の詳細説明をさせていただきます。

議案第80号は、平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

まず、予算書の4ページをお願い申し上げます。

第2表 地方債補正でございますが、特定環境保全公共下水道事業債といたしまして、下部処理区分、中富処理区分、合わせて1,750万円を追加いたしまして、限度額を8,950万円に。公共下水道事業債として、身延処理区分4,670万円を追加し、限度額を2億2,370万円とし、本年度発行予定の地方債の限度額の総額を5億5,840万円と設定いたすものでございます。

次に歳入予算でございます。予算書の7ページをお願い申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、3目角打丸滝下水道事業分担金として、当初科目設定のため、1千円計上しておきました関係で、今回、差し引き、1節加入分担金として19万9千円の追加計上でございます。

次に3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目身延公共下水道事業国庫補助金に汚水処理施設整備交付金として、5,170万円。2目下部下水道事業国庫補助金として、670万円。合わせて5,840万円の追加計上でございます。

次に4款繰入金、1項一般会計繰入金には1目中富下水道事業、2目帯金塩之沢下水道事業、3目角打丸滝下水道事業、4目身延下水道事業、5目下部下水道事業において、事業費や維持管理費等の増減額などを精査し、合わせて16万2千円の減額というものでございます。

次に5款繰越金でございます。8ページをお願いします。

1項1目繰越金に623万7千円を追加計上するものでございます。これは平成19年度下水道事業特別会計において生じた純繰越金623万8,920円を財源として、当初の科目設定分1千円を差し引いて、計上いたすものでございます。

次に7款町債、1項1目中富下水道事業債、2目身延公共下水道事業債、3目下部下水道事業債において、それぞれ事業費の増減額等により算定されたもので、今回、総額6,420万円を追加計上するものでございます。

引き続き、歳出予算でございます。予算書の9ページをお願いいたします。

1 款下水道事業費、2 項 1 目中富下水道事業建設費でございますが、終末処理施設の増設について、県代行でお願いをしているところでございますが、県からの通知により予定事業費が増となったとの通知でございます。その関係で、町からの負担金が当初 2,981 万円から 2,992 万円となりました。今回その差額分といたしまして、11 万円を追加計上し、さらに財源組み替えでございますが、県との地方債のヒアリングの結果、控除財源でございます分担金の算入について、その割合を当初 5% でございましたが、10% として計算するようにとの指示がありまして、今回、再計算をしました結果、130 万円減額となりまして、同額を一般会計からの繰入金で措置いたしたいというものでございます。

次に 2 目身延下水道事業建設費でございますが、身延処理区は地域再生計画により整備を進めてきましたが、平成 21 年度で計画期間が満了となりますことから、最終年度での工程に無理が生じることを避けるため、でき得る限り本年度において、その進捗を図る必要があること。さらには本年度分の発注を進めてまいりましたが、予算に不足が生じることが見込まれましたことにより、15 節工事請負費に 8,760 万円を追加計上し、万全を期したいとするものでございます。

次に 19 節負担金補助及び交付金であります。県道の舗装本復旧工事 2 路線、県道身延線、県道市川三郷身延線の復旧について、実施設計の結果が県から通知があり、当初予算に不足が生じたので、今回 947 万 6 千円を追加計上し、合わせて 3,687 万 6 千円といたしたいというものでございます。

引き続きまして、22 節補償補てん及び賠償金を 140 万円減額計上するものでございますが、これは電柱移設等にかかる補償費であり、当初 300 万円を計上し、東京電力と交渉を進めてきました結果、東京電力の必要により移設するものと、町の必要によるものとが明確になり、今後の必要見込み額が推計できましたことによるものでございます。

次に 3 目下水道事業建設費でございますが、13 節委託料に 129 万 2 千円の計上でございます。これは真空ステーション建設工事を施工することについて、専門性を有することから管理業務を委託し、万全を期したいとするものでございます。

また 15 節工事請負費に 1,350 万円の追加であります。これは本年度の計画分を発注するにあたり、予定した工事費に不足が生じることが判明したことによるものでございます。また下部処理場につきましては、現在、県代行で事業が進められており、県からの通知により、今回事業費が増額となるので、町からの負担金も追加するようというふうな指示がございました。今回、19 節負担金補助及び交付金に 1,570 万円を追加計上し、県代行負担金総額を 5,073 万 5 千円といたしたいとするものでございます。これにより、県代行によります事業費は 1 億 8,200 万円となります。

次に 3 項の維持管理費でございます。予算書の 10 ページをお願い申し上げます。

1 目中富下水道事業維持管理費でございますが、11 節需用費に 199 万 5 千円の計上でございます。これは汚泥雑水機制御盤の修繕および薬品溶解タンク攪拌機の修繕、ならびにマンホールポンプ中央監視装置の修繕に対応するものでございます。

23 節償還金利子及び割引料に 5 万円の追加でございますが、これは平成 19 年度に誤って納入されましたことが判明いたしました、管理分担金を還付するものでございます。

次に 3 目角打丸滝下水道事業維持管理費でございますが、15 節工事請負費に 42 万 4 千円計上するものでございます。これは角打地域内の居住者から加入申請がありました住宅への、

公共枡を設置する経費といたしたいというものでございます。

以上、議案第80号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に発委第3号について、提出議員であります近藤康次君より趣旨説明を求めます。

近藤康次君。

○16番議員（近藤康次君）

では3号について、趣旨説明をいたします。

心身障害児の福祉手当条例を廃止する条例を廃止する条例について

上記の議案を、地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由

心身障害児の福祉の向上を図るため、身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例を廃止する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例を廃止する条例

身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例（平成20年身延町条例第21号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行するということで、廃止することはよろしくない、こういう結果でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（松木慶光君）

次に発委第4号について、提出議員であります穂坂英勝君より趣旨説明を求めます。

穂坂英勝君。

○11番議員（穂坂英勝君）

発委第4号について、趣旨説明をさせていただきます。

身延町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、法第100条第12項に「議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議、または調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられた。

このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものである。

裏面を見てください。ここに身延町議会会議規則の一部を改正する規則が載っております。

第117条が新たに設けられるということで、前項の中の15章、16章をおくってきて、そこに117条を入れるということになります。

その次に添付したのは、新旧対照表でございます。その新旧対照表の中で、改正後というところがあります。それで第15章、全員協議会、これが挿入されるということでありまして、そこを讀ませていただきます。左のほうの下にも書いてあります。

第117条、法第100条第12項の規定により、議案の審査または議会の運営に関し、協

議または調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2、全員協議会は議員の全員で構成し、議長が招集する。

3、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則として、この規則は平成20年10月1日から施行すると、このようにございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に発委第5号について、提出議員であります望月広喜君より趣旨説明を求めます。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

発委第5号を朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を、地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由

平成22年度末に失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に引き続き、総合的な過疎対策を充実強化させるための新たな過疎対策法の制定を要望するため、提出するものであります。

裏の、下から5行目から読ませていただきます。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

次に発委第6号について、提出議員であります伊藤文雄君より趣旨説明を求めます。

伊藤文雄君。

○12番議員（伊藤文雄君）

発委第6号 道路特定財源の確保等に関する意見書

上記の議案を、地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由であります。道路特定財源について、国では平成21年度から一般財源に向けた基本方針が閣議決定されました。今後、地方の道路整備に対する予算確保が危惧されるところから、意見書を提出するものであります。

本町は急峻な地形、厳しい財政状況から道路整備は依然として立ち遅れている。主要幹線道路の整備、孤立集落の解消に向けた集落間を結ぶ道路改良、地域経済の活性化が期待される中部横断自動車道の早期完成等は、今後のまちづくりを左右する大きな命題である。

このことから、本町においては道路整備に対する住民のニーズは依然として高く、今後も地方の道路整備予算が十分確保されるよう、国に対して強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員の皆さまの賛同をお願いし、説明を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第72号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第73号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第74号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第75号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第76号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第77号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第78号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第79号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第80号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第81号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第82号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
発委第3号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
発委第4号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
発委第5号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
発委第6号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件については、当該団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、その収支は町の会計等の収支に含めないため、議案第74号、議案第75号については名称の変更のみの改正のため、また議案第81号、議案第82号については工期内完成を目指し、早期着工をしたいために、以上16件については、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決をしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号中、財産区特別会計決算12件、議案第74号、議案第75号、議案第81号、議案第82号については委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことに決定いたしました。

続けて、お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計決算12件については、一括して討論・採決を行いたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号中、財産区特別会計決算12件については、一括して討論・採決を行う
ことに決定しました。

日程第8 提出議案に対する討論を行います。

認定第1号中、財産区特別会計決算12件について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第74号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第75号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第81号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第82号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

なお発委第3号、発委第4号、発委第5号、発委第6号については、議員提出議案でありま
すので、討論は省略いたします。

日程第9 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号中、財産区特別会計決算12件について、原案のとおり認定することに賛成の諸
君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成19年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区
特別会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計決算について
認定第1号中、平成19年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計決算について
認定第1号中、平成19年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別
会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計決算について
認定第1号中、平成19年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町西嶋財産区特別会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町曙財産区特別会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町大河内地区財産区特別会計決算について

認定第1号中、平成19年度身延町下山地区財産区特別会計決算については、原案のとおり
認定することに決定いたしました。

議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第74号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
については、原案のとおり可決・決定いたしました。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第75号 身延町登録ホテル業の用に供する建物に対する固定資産税の不均一
課税に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決・決定いたしました。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号 下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工
事)工事請負契約については、原案のとおり可決・決定いたしました。

議案第82号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号 身延下水道工事20-14工区(マンホールポンプ設置工事)工事
請負契約については、原案のとおり可決・決定いたしました。

日程第10 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご
異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。
以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会いたします。
ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

平成 2 0 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 9 日

平成20年第3回身延町議会定例会(2日目)

平成20年9月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(19人)

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
6番	上 田 孝 二	7番	福 与 三 郎
8番	望 月 寛	9番	日 向 英 明
10番	望 月 広 喜	11番	穂 坂 英 勝
12番	伊 藤 文 雄	13番	渡 辺 文 子
14番	奥 村 征 夫	15番	川 口 福 三
16番	近 藤 康 次	17番	笠 井 万 沱
18番	石 部 典 生	19番	中 野 恒 彦
20番	松 木 慶 光		

3. 欠席議員は次のとおりである。

5番 芦 澤 健 拓

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	依田光弥	副	町	長	野中邑浩							
総務課	長	市川忠利	会	計	管	理	者	中	沢	俊	雄		
財政課	長	佐野雅仁	政	策	室	長	依	田	二	朗			
町民課	長	秋山和子	税	務	課	長	笠	井	一	雄			
身延支所	長	佐野治仁	下	部	支	所	長	小	林	英	雄		
教育委員	長	佐野武司	教	育	長	笠	井	義	仁				
学校教育課	長	赤池一博	生	涯	学	習	課	長	佐	野	正	美	
福祉保健課	長	広島法明	子	育	て	支	援	課	長	近	藤	正	国
建設課	長	柴原信一	産	業	課	長	佐	野	由	雄			
土地対策課	長	望月和永	観	光	課	長	赤	坂	次	男			
環境下水道課	長	赤池義明	水	道	課	長	串	松	文	雄			

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 馬場徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

芦澤健拓君が葬儀のため、欠席との申し出がありましたので、報告させていただきます。

また、一般質問の3番、上田孝二君より一般質問を取り下げの申し出がありましたので、3番目の上田君を取り下げまして、順次繰り上げ、3番に渡辺文子君、4番に望月秀哉君といたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

まず、通告の1番は松浦隆君であります。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

平成16年9月13日に旧3町が合併しました。新身延町としてスタートしてから、4年が経とうとしているところでございます。合併後の新しいまちづくりをどのように進めていくか、このことは本町の将来に関わる非常に大事な懸案でもありますし、身延町総合計画に見られるように、新町においての改革の推進が町長を先頭に進められているところでもございます。

次の世代、またその次の世代に、合併当時の方々が頑張ってまちづくりを進めてくれたと認めてもらえるような足跡を残す、これが今の私たちに課せられた使命と感じているところでもございます。

人口の減少に伴う問題点、また町の根幹となる地域の方々から、まちづくりの元気な声を出していただける、このようなことができるであろう中山間総合整備事業のワークショップについて、今回、一般質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本町のまちづくりについて、町の現状、1番に入ります。

8月6日の山日新聞一面に、トップ記事として県内の限界集落119カ所と掲載されました。その記事の中で、本町は限界集落36、準限界集落79と、ともに県内で一番多いと報道されたわけでございます。過疎化などで、人口の50%以上が65歳以上の高齢者で、冠婚葬祭等の社会的共同生活が維持できない集落が限界集落といわれているわけですが、本町の各地区を比較した場合、身延地区が52集落の中で12%を占めます6集落、中富地区が41集落の27%に当たる11集落、下部地区が一番多く57集落の37%、21集落となっているわけでございます。

この内容を見ても、下部地区が非常に多い。地形の問題点もあろうかと思いますが、大変憂慮するところでございますが、このような過疎化が進むことで、地区全体、またひいては町全体が同様の状況になり兼ねない。そうならないように今後の対策を考えると、私はまず根本の原因を把握すべきではないかと考えているところでございます。

町として何が原因だとお考えか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思いますが、何が原因かという、いろいろあるわけでございますけど、松浦議員はすでにそのことについてはご承知だと思うわけでございますけど、やはり今の国の政策的なもの、グローバル化等々で、大変、企業の皆さんは厳しい世界的な競争で戦っているわけでございますけど、ただその反面、国内の中小企業等については、大変衰退が見られるような状況でございます。こういう格差みたいなものが、今、大変問題になっているわけでございますので、やはり国の政策的なものが一番、大きな問題だとは思っております。

そのような中で、やはり若い人たちは都市部へ出掛けていくというようなことで、残る方は高齢者の皆さま方、それにあと、やはり、今までこの峡南地域は林業がずいぶん、一昔前は盛んだったわけでございますが、高齢化やら、いろいろな市場の冷え込み等々によりまして、このことが大変、厳しくなっておりますし、また高齢化によりまして荒廃農地だとか、山林の荒廃だとか、そういうようなものが進んでいるわけでございます。

あとはやはり、抜本的にはいろいろな政策的なものが講じられておりますけど、なかなか、それが功を奏さないというようなことございまして、やはり中山間地域、これは全国共通の悩みでありますけど、人口の流出やら高齢化、さらに産業の都市部への集中等々がございまして、そういうようなことが大きな要素ではないかなとは思っているところでございますが、細かい点につきましてはいろいろとございますけど、以上、簡単でありますけど、答弁とさせていただきます。

○議長（松木慶光君）

松浦隆君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございました。

今、町長がおっしゃられたように、国の政策等々、いろいろあるわけですが、数え上げたら、本当に細かいことを言いましたら、きりがなく状況でしょう。このような状況をすべてにおいて解消するということは、これはもう不可能なことなんですよね。しかし行政として、町民の今の状況を把握した中で、やはり時間をかけて、少しずつでも改善するような、前向きな姿勢といいますか、もちろん本町、いろいろ取り組んでいるわけですが、それが継続的に必要だと思いますし、これはこの本町があるうち、どこまでいっても、この問題には立ち向かわなければいけない、そういう状況だと思うわけですが、今後、限界集落の問題に対して、町としてどのような対策、また対応で取り組んでいくのか。現在も、それからこれからの将来的なことも含めて、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

現状、限界集落対策ということで、どんな事業をやっているかということ、ちょっと簡単に説明させていただきます。

はじめに町有バスの運行、無料バスの運行ということで、医療機関、役場を巡回するバスを運行しています。デマンド交通導入ということで、今年10月1日から身延町南部地域に導入します。来年、下部地区、中富地域に導入していきます。防火水槽整備というようなことで、防火水槽の整備もしております。生活道路の整備ということで、今年、町道、林道の整備ということで、9,200万円ほど予算化しております。

そのほか簡易水道の整備ということで、平成20年度は8,668万8千円。水道施設の維持管理、中之倉、釜額、稲山、澤、給水施設の維持管理というようなことで、300万円ほど予算化されております。

そのほかにテレビ難視聴対策事業というようなことで、下部コミュニケーションテレビ事業のPFI事業ということで、現在、一生懸命やっているところです。それから鳥獣害対策事業、これが1,318万9千円。

そのほか診療所開設と診療費1,225万9千円。汚水対策事業1,782万2千円。下水道等の未普及地域を対象に生活環境の整備を行うということでやっております。予算が小さいですが、曙大豆の種子栽培事業等も行ってあります。ホテルの鑑賞観光事業というようなことで、一色地域のホテル事業の援助をしております。それから里山エリア再生事業ということで、集落、田畑周辺の森林の整備を行い、獣害の軽減を図るため、間伐除伐作業ということで、540万円等、予算化されております。

こういうような事業を現在、行ってあります。将来的にも、この事業等を進めたいと考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦隆君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

テレビ、それからバス、足の確保、防火水槽、道の関係、それから水道、何しろ生活に密着した形での現在、取り組みを進めていただいている。このことは非常に、限界集落の方々にとっては死活問題ですからね、自分の足がない、飲み水が川の水を引いていると、そういう状況も実際にあるわけですから、そういうところがやはり、町からのそういう温かい取り組みで援助をいただけることによって、お年寄りも安心できるという部分は、非常に大きな力になると思います。

しかしながら、今おっしゃっていただいた計画、構想ですね、事業。これも今後、随時、進めていくわけなんです、往々にてありやすいことは、計画をしたが絵に描いた餅で終わってしまうと。こういうことがよくあるのではないかと思います。町の存続もおぼつかない状況に、そういう形になるとなり兼ねないなど、私は思うわけでありまして、町とは町民があって町であって、それから町の職員、そして町行政へと、これはつながるわけですね。よくいろんな町、

うちの身延町もそうなんです、住んでみたい町というキャッチフレーズをよく使います。この住んでみたい、例えば身延、このまちづくりは、最終目標はたしかにあるんですが、まず、その前段として、身延に住んでもいいかなと。例えば、若い方々が身延に住んでもいいかな、どうしようかなと、そういう迷うぐらいのところまで、まず身延を持って行ってもらいたい。そういう若い人たちが迷うぐらいということは、若い人たちの感覚、その感覚がやはり、どうしようか、身延もいいところがあるぞという、そういうふうな意識を持っていただける、このぐらいのレベルまで持って行っていただいて、まちづくりができるかどうか。このへんにかかっていると私は思うわけですが、いかがですか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

おっしゃることはよく分かるわけでございますけど、一つひとつ、クリアをしていかなければならない問題があるわけでございますけど、とりあえず、やっぱり、若い人たちが住みやすいというのは、自然環境がよくて、そして人情が厚く、さらに遊ぶところも結構あるというような、楽しめる町がそうだろうと思うんですね。身延山大学で初めて来た方は、やはり来てみてびっくりして、甲府あたりへ下宿をする方があるというようなことも聞きましたけど、やはり若い人たちにとって、生活がなんとなく閉塞感があるようなところには住みたくない。どうしても都市部のほうへ行くというような傾向があるわけでございます。

これは今のテレビだとか、いろいろな、要するにマスコミやそういうようなものの影響もあるかと思いますが、そういうものを払拭して、本当に住みたいなと思うところにするためには、やはり個々の皆さん方の意識が重要かなと思います。やはりそれぞれの皆さん方が、身延町に住みたいというような意識を持っていただくことが、まず第一であろうと思いますし、また隣近所の皆さん方とよりよいお付き合いをして、いい感じの地域社会づくりができること。

そして、あとは団体とか、いろいろなまわりの組織がきちっと機能しているような、すでに消防なんかでも大変、団員が少なくなって苦慮をしているところでありますけど、やはり団員の方は、その消防団へ入っていることによって意識を持っていただいて、素晴らしい皆さんがおいででございますけども、できるだけ入りたくないという方は、やはり古い集落のいろいろな慣習とか、そういうようなものになかなか馴染めないというようなこともありますので、そういうまわりのいろいろな面での、諸団体の皆さん方のご協力を頂戴しながら、まちづくりを進めるということと、あとは公で、町が積極的にそのことについて取り組んでいくということではありますが、いろいろな面で、政策室長が先ほど答弁をいたしました、それぞれ政策的なもので、できるだけ住んでいただきたいということは、進めさせていただいておるところでございますので、細かい点につきましては、またのちほど答弁をさせていただきますけど、そんなことであります。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

いろんな、本当にその方その方、またその人その人のとり方、また町に対する思い、そういうところで、いろんな考え方、また捉え方が違うわけなんです、どちらにしましても、この

まちづくりを進めるにあたりまして、どこまでいっても、これでいいということはないとは思いますが、そこに行くまでには、やはり紆余曲折があって当然と考えます。いろんな方のいろんな意見があるわけですから、これがいいと思って進んでいっても、中にはそれはちょっとおかしいではないかという方もいらっしゃるし、十人十色の考え方があるわけです。しかしながら、やっぱり、今後も一步一步、確実な歩みと時代のニーズに合った、先ほど町長がおっしゃいました、いろんな時代に合った、いろんな形を今の政策の中でも入っているわけですね。その時代のニーズに合った、また実効性のある、その中で知恵を絞った政策の策定、これをしていただいて、また実行していただく、こういうことを期待したいと思いますし、この問題、このあと同僚議員から角度を変えた中での質問をされると聞いておりますので、私はこの限界集落に関してはこのへんにして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

新しいまちづくりを進めるにあたりまして、地域の方々をはじめ、多くの町民の方々からいろいろな意見、また考えを伺った上で、最終的に町行政として判断をして、そして実行されている状況なわけですが、昔の事業の進め方と比較しましても、民主主義の理念といいますが、町民の意見を聞いた中での反映した政策がとられているというところであるわけですが、しかし、先ほどもちょっと申し上げましたけども、笛吹けど踊らずではないですが、町民の方々の意識、また町に対する思いや考えに対して、多少、私、ずれがあるような感じがして、何か釈然としないものを感じているところなんです。私はまちづくりの原点、これは先ほど町長から、例えば自然、それから地域の人情、それから消防団のように町に対する意識を持った、そういうことから始まるという答弁がありましたけれども、本当にそのとおりだと思うんですが、町民の思いと意識がこのまちづくりの原点に起因するのではないかというふうに、私は考えているところでございますが、町長はまちづくりの原点、これはどこにあるかとお考えでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

原点、大変難しい問題でございます。1つに絞れば、やはりそれぞれの皆さん方が、町に対する愛情と申しますか、そういうものを持っていただくということが一番ですけど、ただ合併をして4年足らずということでございますので、旧町での50年の歴史というものがあるわけございまして、それぞれが違った状況でまちづくりがされていたわけでございますから、4年間の間に何ができたかという、なかなか難しい面があるわけでございますけど、やはり、それぞれの皆さんが住んでいる地域に対して、誇りとか自信みたいなものをお持ちになることがまず第一であろうと思うし、そしてある程度、その3地区の皆さん方が融和を図って、新しいまちづくりを進めようと意欲を持っていただく、今、そういう醸成がされていきつつありますし、ある程度の状況にはなっているわけではございますけど、そういう面で一番大事なものは、やっぱり、それぞれの皆さん方が融和を図りながら、まちづくりを進めていきたいと。

下部地区では三愛運動というのがございますが、己を愛し、そして人を愛し、地域を愛するというようなことが、ずいぶん長い間、運動はされているわけでございますが、なかなかそのことが実行されない面があって、地域でもやはりいろいろな面で確執があったりして、ときどき、なんとなく、今の時代に逆するようなものが発生するような形もあるわけでございます

けど、私どもの考えといたしましては、身延町の総合計画、しっかり皆さん方のご意見を頂戴する中で策定をさせていただいたわけですから、暮らしの環境を改善する、潤いの環境を保全する、発展の活力をつくり出す、人と文化を育む、協働のまちづくりをする。住みよいまちづくりのためには、こういうようなひとつ、いろいろな要素があるわけですから、それらをきちっと、それぞれの人たちが実行していただくということでありましょうし、また行政は行政で、そういうようないろいろな面でのお手伝いをさせていただく。町民税の1%の事業なんかは、そういうような面で、皆さん方のいろいろなご意見を拝聴しながら、事業が進められておるところでございますが、ああいうような形で、町民の皆さんと協働で町がやらせていただくというようなことが、今までもやってまいりましたけど、今後、強力にこのことを進めてまいることが、よろしいんではないかなと思っています。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、町長がおっしゃったことと、私も本当に同じ考えなんです。ただ、私が今、考えているのは、旧3町が合併して、やはり旧町ごとの意識といいますか、感覚といいますか、それがこの4年間で、私は新身延町の意識が、少しずつなんですけど、浸透していったと。このことは、こういう大きな町民の意識の中に訴えることは、一朝中に物事が進むわけではない。ですから、この4年かけて、少しずつ浸透していった。これが、例えば次の4年、またその次の4年、長いスパンで考えて、いかに町民の中に浸透して、また町民が、さっき町長が言われたように、総合計画の地域と協働、こういうことが浸透して行って、よし、私たちもやろうという気持ちになってくれる、そこが一番、私は大事なところだと思うんです。

だから、いろんな事業をすることも大事なんですけど、それと並行しながら、そういう意識の高揚をするような形に持っていくのが、今後の行政としての、また行政が町民に訴える、いい形ではないかなという気がするわけです。そうすることによって、今、3町になって、いろんな不満もあるかと思うんですが、そういう不満の中から、町民の関心が希薄なような形になるわけですし、これからの時代、まさにそういうものも解消するために、町民と行政が過疎化による限界集落の増加、また町が直面している諸問題、これに対して大きな危機感、そして関心を持ってもらいたい。このことが、協働でこの問題に立ち向かえるような形になれば、私は本当の意味でのまちづくりになるんじゃないかなと思うわけですし、これはある意味で、全町民が参加できる参加型、このまちづくりを今こそ、合併して4年経った今こそ、進めるときではないかなと考えているところでもございます。

それでは、次の2番の現状の中での活性化についてに移りたいと思います。

今、言ったような理念に沿った事業と思われるのが、私は今のいろいろな事業を見る中で、中山間総合整備事業、このワークショップ、このことがそれに意外と近い線ではないかなという考えがあるわけなんです。6月の定例会で、同僚議員もそのワークショップに関して、一般質問という形で取り上げられたわけですが、今回、私は別の視点から改めてお伺いしたいと思います。

まずワークショップ、このことについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

それでは、お答えいたします。

私の知る範囲でのお答えになりますので、偏っている部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、松浦議員の中で中山間地域総合整備事業をするにあたり、ワークショップというようなお話がありましたけれども、ワークショップそのものはいろんな事業に対応して、いろんな事業の計画を立てるのに使っているというようなこととございます。

内容的には、地域の整備等をするための事業計画を立てる1つの手段として、新規の事業計画をするにあたり、計画地の要望を取り入れたものとするために、予定地内の集落単位での要望のとりまとめ作業ですね、作業内容としては集落の子どもからお年寄りまでが全員参加というような格好で、地域の中を歩いて、自分の住んでいる地域を知ってもらおうと。その中で、その地域の危険な箇所、よいところ、残したいところ、また改善をしなければならないところ、そういったものをそこに住んでいる人が拾い出して、ここをこうしてほしい、ああしてほしいというような計画をつくっていくと。そういう手法が、事業計画を立てるための1つの手法として、ワークショップが使われているというようなこととございます。この手法を使い出しているのはそう古くからではなく、ここ近年というようなことで、私は認識をしております。

以上ですけど。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

このワークショップですね、いろんな事業に取り入れられる、中山間総合整備事業だけではないということとございますけども、今回、中山間総合、私の認識の中では中山間総合整備事業の中の農村振興事業と位置づけられているというふうな形で私は聞いていましたけれども、要約すると、本町の中で、今回、中富・下部両地区を対象にしまして、農地60ヘクタール以上で計画されていると。事業の補助率も通常の事業に比べて大変有利で、従来のトップダウン、今、課長からも話がありましたけれども、新しい形態の住民からの思い、それから考えを取り込んで、いろんな事業を計画して、事業に取り組んでいくというボトムアップ方式、これで進められるというふうに、私は聞いています。

今、課長が話をしましたように、この事業のワークショップの一番大事なところは、その事業ができるか、できないかというよりも、年齢、性別を問わないで、多くの地域の住民が参加をして、自分の地域をもう1回見直す。課長からありたいところ、整備してもらいたいところ、そういうところを見て、その地域の将来を考えていく、そういう作業をしていくということに、私は非常に大きな意義があるんじゃないかと。ということは地域の将来像を、最終的には地域の方々がつくっていく、こういう形になるんだろうと思ひますけれども、課長、そんな理解でよろしいんでしょうかね。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

そんなことになろうかと思ひます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それでは次の、今の話が非常に、先ほど私が申し上げましたように、全町民参加型、同時に自分の住んでいる地域、そして町を見直す、地域を見直すということは、最終的には町全体を見直すということになるのではないかと、そう思うわけございまして、町を見直すきっかけになればと考えております。

それでは今回、計画されている、僕もちょっと話をしてしまったんですが、ワークショップの内容について、ちょっと補足がありましたら、課長お願いしたいんですけど。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（佐野由雄君）

現在、身延町では旧身延町で平成12年から行われている、山梨県営中山間地域総合整備事業が今年度、20年度で終了をいたします。また旧下部町においては、平成2年から平成8年まで、旧中富町においては平成7年から平成10年まで同事業が導入され、実施がされました。

これらの県営事業としては、最も補助率のよい中山間地域総合整備事業を行うとすれば、事業が終了して数年経過している旧下部町、旧中富町、この2地域については、中山間総合整備事業が取り入れられるような格好になると。時代の流れもあるし、変わってきている部分もたくさんあるので、取り入れも可能ではないかというふうに、現在のところ、峡南農務事務所のほうからのご案内はいただいておりますけれども、こういうワークショップを使っての事業計画を立てようというところまでは、現在は至っておりません。ですから計画も現在ございません。

例えば、そういう事業を取り組んでいきたいということであれば、先ほどから出ている地域の人全員参加で、その要望を出していくというその方式が、うけがいいといたらおかしいですけれども、みんなが一生懸命になっているという、そういう状況の中で、計画自体も認められやすいというような、国の事業として取り入れられやすいというような、そういう話は聞いております。とにかくボトムアップの、そういう形でいくわけですから、本当に国民を相手にとというような、そういう格好になると思うんですね。そんなことで、率とすれば、そういう方式で事業を取り入れたほうが採択されやすいというようなことございまして。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございました。

やはり、先ほど申し上げたように、その地域の方々が、地域が手を挙げて、それから地域がみんなで1つになって、地域を見直してみようという、そういう気持ちはずないと、この事業は、私はできないと、そのように考えるわけですが、県が進めます、この事業に取り組むことで、今言ったように、地域に目を向けて、地域と町が町の将来を考える。これが大変、大事なことであって、またこのことは、今、身延町が限界集落の問題、それから人口減少の問題、いろんな問題を抱える中で、活性化を進めているわけですが、この活性化においては、私はプラスになることがあっても、マイナスになることはないだろうなと私は考えているわけですね。

住民が積極的に新しいまちづくり、地域づくりを目指す、このワークショップに対して、町はどんな見解をお持ちなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

中山間総合整備事業、ずいぶん長い間、国や県の政策的な形で行われてきたわけですが、旧身延で平成9年ごろから、このことについては取り組んでまいりました。まず最初は、各集落から要望みたいなものを吸い上げまして、ずいぶんとございましたですね、200ぐらいの要望があって、それを集約をして、ある程度の集落、大体、地域的に、今、ワークショップといっていますけど、当時はワークショップなんてハイカラな言葉はなかったので、とりあえず、話し合いをさせていただいて、その中から集約されたものが事業として取り上げられました。

総括で20億円ぐらいの事業が各地域ごとにそれぞれ、ある程度、公平に分配をされるような形で行ってきた経緯があるわけですから、今やはり、各地域から区長さんなんかいろいろな面で、区の要望事項等を初区長会なんかでは出していただいておりますけど、すごく膨大な、400ぐらいの個所もあるような状況であります。

その中で、この中山間総合整備事業に適合できるような事業があれば、それを集約させていただくということですけど、やはり行政のほうで能動的に、ある程度、該当の各集落へお願いをして、そこから要望を挙げていただいて、それをまとめて、あとはこのワークショップで検討していただくというような手法でやっていくことであろうかと思っておりますので、今、世界的な食料問題等でもって、大変、危機感があるわけがございます。日本の国の自給率は30%台というようなこともありますので、その中でやはり農業の振興というのは、大変、今後、農水省も力を入れているようなときでありますので、私どもの旧町で平成10年ごろにやったときと同じような風が吹いてきているような感じがするので、やはり町としても、ある程度、こちらから、各地区に企画をしていただけるような状況づくりをしていくことが、まず第一ではないかなという感じはいたします。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、町長から、そういう条件づくりといいますが、環境づくり、地域に対して、町からこういう計画があるからどうだという、今までの形ではなく、当然、今言いましたように、地域の方々が自分たちの地域を考え、また町を考えて、自分たちから率先して、このことに進めていく。そういうことをしながら、今、町長がおっしゃいましたように、いろんないいところ、悪いところ、また整備しなければいけないところ、そういうものが出てきて、町に出してやるわけなんですけど、そういうことに対しての条件、環境づくり、このことに対しての、そういうお言葉をいただきました。大変、ありがたいことだと思います。

私は取り組んだからには、この問題、ワークショップに対して、やっぱり成功してほしいんです。成功するということは、やはり最後までその事業に取り組んで、いいところ、悪いところ、また、それを町に出して、県に出して、それが事業化される、こういうふうな形の中で成功してほしいんですが、そのことも大事なことなんですけど、私は自分のふるさとの町を見直す、

そして、そのことを進めるために汗をかく、このことに、私は非常に意義があるのではないかと考えております。

それでは次に移りたいと思いますが、議長、次の4の町の総合計画うんぬんとありますが、そのへんは、先ほどのワークショップに対する町の考えと同じ内容になりますので、ここは削除、取り下げをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

はい、どうぞ。

○1番議員（松浦隆君）

それでは、次の最後の質問に移りたいと思います。

このワークショップ、今、全国で実施されております。山梨県では平成15年10月31日に公共事業等評価会議で、今後の事業のあり方について、協議決定されたところであるわけですが、地域の住民の方々がワークショップへの参加を希望し、取り組む中で取り上げられた地域の問題、また将来像、これは先ほどもちょっと申し上げましたけども、町へ報告され、それをまた町で検討されるわけです。その町で検討された内容を、今度は町が県の公共事業等評価会議に提出するという、そういうふうな流れになっていると聞き及びました。6月の定例会の同僚議員の質問に、今後、担当課長とともに鋭意努力したいというふうに、町長が答弁なされております。

今、説明いたしました流れですから、これを先ほど、町長から力強い環境整備をするということでしたでしたが、啓蒙、それから啓発活動、希望する地域への対象面積、それから地域の調整等、そして指導、こういう幅広い分野において、町である程度、関与していただかないと、これはできない事業ではないかと。いくら地域の方が町を思う、地域を思う気持ちで取り組もうと思っても、やはり第一歩が踏み込めなければ、これはさっきも言いました絵に描いた餅で終わってしまう。ですから、その一步を踏み込むときの、背中を押していただける、それがある意味で、行政に協力を仰ぐべき部分ではないかなと私は思うわけでございますし、町からのそういう支援をいただくことが、この事業成功に導く第一歩ではないかというふうに、私は考えております。

町長からの、そういう部分も含めた、先ほどは環境という話がございましたけども、そういう部分も含めた支援の約束をいただくことによって、先ほど来、話が出ています住民と行政が手を携える、住民参加型のまちづくり、これに向かって、大きな一步の前進ができるのではないかと期待するところなんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしますけど、中山間総合整備事業に限らずということによろしいですか。

やっぱり総合計画が策定をされまして、それに基づいて今、まちづくりを進めておるわけでございますけど、やはり住民の皆さんと協働でということなので、ただ、やはり呼び水をしませんと、水は上がってこないというような感じがするわけでございますけど、いつまでも、そういうことでも困るなという感じはいたしますが、やはり、これは国の政策、県の政策等でもって流れがあるわけでございますので、それをある程度つかみながら、やはり町としては、町民の皆さん方に情報を公開する中で、よりよい形で住民参加に結び付けていきたいなと思います

ので、それぞれの、要するに新しい政策的なものとか、時代時代によって、国の流れが変わってまいりますので、今の時代で何が地域づくりに、町が金を出さなくて、なんとか効果的なものができるのかなということ、取捨選択をしながらやらせていただくわけでございますけど、とりあえず中山間総合整備事業は国が60%ですか、県が25%で、あと残りが15%ということでありますので、そういうような良質な、政策的な、財政的な裏づけがあるものがあれば、それはそれなりに、やはり積極的に進めて、地域の皆さん方に進めていただくような形をとりたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

今、町長から積極的に、そういう町民との中でのコミュニケーションを図りながら、そういういろいろな啓蒙もはじめ、取り組んでいくことを後押ししたいというふうな、そういう形のご答弁をいただきました。やはり、その中で、先ほど申し上げましたけども、地域を思う町民が、よし、やろうという、そういう気持ちに持っていただけるような環境といえますか、条件といえますか、そのへんがやっぱり一番、大事なところではないかなというふうに考えますので、担当課のほうとしても、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この中山間総合整備事業が成功するか、それとも失敗するかのポイントは、住民と行政の双方が、本気でやる気になれるかどうか、このへんに私はかかっていると思います。特に、やはり住民が本当によし、やろうと。この地域をなんとかしようというふうに考えることが、一番これは大事なところなんです。他の県、市町村でも真剣に地域全体の将来を考えないで、その地域の利害だけ、うちはこのワークショップに参加して、この道が悪いから道を直してもらって格好をとろうよと、そういう利害だけに走ったところは、正直言ひまして、みんな失敗しています。やはり、これからの時代は、この本町も含めて、高齢者が多く人口が減少する過疎化へ進んでいるわけですから、残された若い人たちがお年寄りと一緒に、やはり、その地域を自分たちで守って、自分たちでつくっていかうという、そういう意識を持ってもらえるような形に持っていく。また過疎化へ進む、その流れを、速さを少しでも抑える努力をする。そういう時期にきている、そういう時代にきているんじゃないかというふうに私は考えます。

町長が提唱し、実践されてこられました協働の力を携え合い、進められているまちづくり、元気で活力のある地域とまちづくりが、このワークショップ、またほかの事業も含めて、実行されることを願うと同時に、1期4年間、町長のご努力とご尽力に敬意を表しながら、私の質問を終わりたいと思います。町長、4年間、ご指導ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を10時15分といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時15分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次は通告の2番、望月明君です。

望月明君、登壇してください。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

通告に従いまして、質問をしたいと思います。

全体的なテーマとしましては、地域活性化というような問題についてであります。この問題につきましては、現在、少子高齢化、あるいは過疎化というような状況の中で、町民が一人ひとり明るく、またいきいきとした生活ができるように、そういうまちづくり、これを願っているところであります。地域の活性化のために、いろいろな対策があるわけですが、その中でいくつか質問をしたいと思います。

それでは第1問といたしまして、定住の促進というようなことで質問をいたします。

合併後、住宅等の建設につきましては、18日に竣工が予定されている柿島団地などが大型の建設であるわけですが、まず同僚議員が以前、質問したわけですが、梅平の宅地造成および分譲計画について、その後どうなったかということで質問するわけですが、この点につきましては、全員協議会の中で造成の変更等の話がちょっとありましたけれども、まず、その点について質問をいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えします。

当初計画していました身延高校北部での用地取得につきましては、地権者の反対がありまして、断念せざるを得なくなりました。そこで新たな用地を探しまして、その結果、同じ梅平地区内の身延小学校の西のところで同程度の用地があり、取得に向けて、地権者の方と話し合いを行い、同意をいただくことができました。今後は当初計画どおり、土地開発公社に土地取得造成等を委託して、今年度の完成、21年度に分譲ということで、事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

その点につきましてはよろしく、今後の計画をお願いしたいと思います。

続きまして、同様な計画が町内にあるかどうか。また、他の地域からのこうした要望等があるかどうかをお聞きしたいと思いますけれども、昨日の町長の施政報告の中で、豊岡地区にある雇用促進住宅を町営住宅に移行するというような計画をされたわけですが、これについても関連して、お答えを願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

現在のところ、他地域での分譲計画は今のところありません。また、地域からも要望はあがってきておりません。相又の雇用促進住宅の購入につきましては、雇用開発機構のほうからの買い取りをしてくれというようなことの中で検討をしました。その結果、これを古くなった町営住宅に住んでいる人たちにも開放したりというようなことで、町営住宅として利用するほうが町のためになるというような中で、買い取りということで検討を進めているところです。

それから今後の分譲政策ですが、町の将来のためには、分譲政策のほうが町のためになると思いますので、計画をつくって取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。そういう方向で、町内の地域の要望を汲み取りながら、こうした造成、分譲の方向で住宅の要望に伝えてもらいたいと、こんなふうに思っております。

それでは、2番目に移りたいと思います。

定住促進というようなことの中で、空き家対策というような問題も1つ挙げられているわけですが、空き家バンクを登録中であるというようなことで、現在、きておるとは思いますが、現在どのくらいの登録がなされているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

昨年、空き家の調査を、区長さんを通じて実施しました。その結果として、普段住んでいない住宅が下部地域で160軒、中富地域で150軒、身延地域で125軒、合計で435軒というような数字が挙がっています。このうち対象になりそうな住宅、25軒について、制度の説明等を行い、登録を依頼したところです。

結果としまして、現在、空き家の登録が1軒です。角打の地内で、賃貸というようなことで登録してもらっております。保留物件ということで1軒、樋田の売却というようなことで、今、検討しているところです。今から現地調査というのが3軒あります。小田船原と常葉、下田原、貸してもいいよということで話がありましたので、そこを調査に行くところです。空き家の利用登録というようなことで、逆に利用したいということで2軒、町内の人から2軒登録されています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。利用希望者というのは2軒というようなことであります。町内、あるいは町外からのそうした要望に応じていくように、空き家対策をよろしく願いしたいと思います。

2番が関連しているわけですが、このような希望者に対して働きかけ、どのように進めているかというようなことで、2番目の問題につきましても、合わせて答えていただいたわけですが、そんなことで空き家対策については終わりますが、これに関連しまして、空き

地、あるいは遊休農地等の活用についてどのような状況になっているか、説明を願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

空き家については昨年の調査で、先ほど言いましたように、町内全体で435件ということですが、これにはまだ、戻ってきていない区等がありますので、まだまだ落ちている空き家があると思われます。これらの空き家や遊休農地の活用についてということですが、空き家バンクがうまく機能して、利用が進むようになればとは思いますが、お盆や年末年始には帰ってくるという人が多い中、現況では町として適切な対応がとれていないというのが現状です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

続いて、今の3番の問題についてはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

3番、失職者対応・・・。

○議長（松木慶光君）

遊休農地です。

○政策室長（依田二郎君）

空き地も具体的には今、動いていません。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

現在、特に考えがないということですね。そうですか。これにつきましてはやはり、活用できるような方向で、ぜひ調査等を進めていってもらいたいと、このように希望いたします。

次に、3番になります。失職者対応というようなことですが、言葉の表現が合っているかどうか分かりませんが、ここ数年来、町内全体的に感じていると思いますが、特に中富地域などには失業、あるいは商店主などが廃業、あるいは店じまいに陥った人たちの話をたくさん聞いているわけです。

これは公共事業の縮減、あるいは大型店舗の進出というようなことが原因であろうと思っておりますが、しかし、この傾向につきまして、町としてどのようにこれを理解し、そして、これをどのように対応していったらいいのかと、どのように考えているのかと、このことにつきまして、町長、あるいは担当者に伺いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

失業者対策ということで、これは大きな、日本国全体の問題ということで、日本全体の経済状況が悪いために、企業経営がうまくいかなくなっていると考えられます。町として、どう対

応していくか、難しい問題です。鯉沢職業安定所に統合するというのを、身延支所に出張所を残してもらったというようなことぐらいが、今のところ、町としてできることというような状況です。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えします。

今、政策室長から答弁がありました。抜本的な対策というのは、なかなか難しい問題でございますけど、とりあえず総合計画にもいろいろな産業の振興策というのは、列記をしておりますので、その計画を粛々と実行していくということが1つ、あるわけでございますけど、やはり、これは建設業の皆さん方も正直なところを申し上げて、先ほど議員がおっしゃいましたように、公共事業の縮減みたいなものもございますし、そしてまた高齢化等々、また経済的ないろいろな面でも大変厳しい状況で、地方へゼネコンが入ってきているような状況でございますので、やはり地元の業者の皆さん方は大変かなと思います。今のところ身延町では下水道工事等々がある程度ございますので、当分の間はいいのかなという感じはしますが、いずれにしても大変厳しい状況下でございますので、それは業者の皆さん方の自助努力等も必要であろうかと思ひますし、町といたしましてもそのことについて、なんらかの手を打っていかねばならないのかなと思ひます。

また、商工会等の皆さん方も、大型店が出店をして、大変、消費者の皆さん方には歓迎をされるわけでございますけど、やはり個々の商店の皆さん方は大変な時期を迎えていることだけは確かでございますが、商工会としてもサクラカードとか、いろいろな事業を積極的に行って、なんとか生き残りをかけたいというようなことで、商業だけでなく、観光面へも積極的に取り組んでいるような状況でございます。観光センターを、NPOを立ち上げて、そのことについても積極的に、今、取り組んでおられますけど、いずれにいたしましても大変な、構造的な状況でございますので、町としても抜本的な対策というのはなかなか難しいわけでございますけど、やはり町民の皆さんに愛される協会であってほしいというのが1つありますし、また公共交通機関のいろいろな問題につきましては、デマンド交通等で町も対応をいたしたいということで、早速、10月1日からは実施をされるわけでございますが、そういうようなものもいい流れで、商工会の皆さん方に波及をしていけばというようなことも考えておりますし、ある程度、今までも補助事業等につきましては、積極的に対応をまいりましたが、今後もそのことにつきましては、鋭意、努力をしていただいて、地元の業者の皆さん方が生き残っていただけるような、対策は講じていきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

根本的な問題で、大変、対応は難しいわけでありまして、働く職場、あるいは企業の誘致とか、あるいは今の観光等の開発等々によって、こうした人たちが働ける場をつくっていくような、町としての努力をぜひひとつ願うところであります。

以上で、3番の問題については終わります。

次、4番の問題ですけれども、企業の誘致ということで、先ほどの問題とも絡みまして、質

問をしたいと思うわけですが、この企業の誘致問題につきましては、昨年3月の定例会の一般質問におきまして、私どもからいろいろ要望等を申したわけですが、町長のほうから種々困難があり、実現は大変難しいというようなお答えがあったわけですが、しかし、できる限り、努力をしていきたいというような答弁であったわけでありまして。

そういう企業の誘致の問題につきまして、町のこれまでの取り組みについて、また、その成果につきまして、簡潔に説明を願いたいと思うわけですが、昨日、町長のほうから、やはり、施政報告の中で、山梨県産業集積促進助成金という制度が山梨県にできまして、これを活用して新たな対応をしているというような報告があったわけですが、この件につきましても、もう少し具体的に説明をいただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

企業誘致の取り組みということですが、県の誘致活動へ協力しているというようなところで、それから昨年3月の状況ですが、4件、企業から相談を受け、取り組んでおります。2件の誘致については、会社の求める条件等がうまく合わないということで駄目になりました。1社、富東電子の跡地にサンテックが入居し、操業しています。それから今年、岐阜プラスチックが3月に着工し、12月完成を目指して、工事が進んでいるというような状況です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

今の件で、もう少しゆっくり話してもらわないと、ちょっと聞こえないですけど、内容を。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

昨年4件、相談を受けて、導入、町へ企業誘致ということで取り組みをさせていただきました。2件については、会社の求める条件がちょっと違うということで駄目になりました。1社、富東電子の跡地にサンテックが、跡地にそのまま入居ということで操業しています。それから今年、岐阜プラスチック、3月に着工し、12月完成を目指して、今、工事が進んでいる状況です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

できれば、もう少し詳しい内容の説明をしてもらいたんですが、分かれば、その会社の名前をゆっくり言ってもらおうということと、それから従業員とか、どんな規模の会社かというふうなのというのが分かりましたら、お願いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

すみません、今ちょっと、その資料を持っていませんので、またあとで報告させていただきます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

今の件は分かりました。

町長の施政報告で話された件について、もう少し詳しくお話をお願いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

サンテックは、望月議員ご承知であろうかと思しますので、岐阜プラスチックにつきましては、投下資本が、投資した額が42億円というように聞いておるわけでございます。それで従業員の最終的な規模は、まだよく聞いてはおりませんが、パレットを作る会社。要するに荷物の下に置くものでして、折りたたみの、ビールのケースみたいなものがパタパタと折りたたんで、持ち運びに便利だと。このパレットについては、全国的なシェアを持っている会社だということは聞いていますけど、そのパレットを製作するということでございまして、従業員の最終的な雇用人数は40、50人ではないかなということで、この間、町内から募集をさせていただくというようなことで、10人を町内からということで、まだはっきりした結果は聞いておりませんが、そんなことで、昨日もご報告を申し上げましたが、42億円で、県の誘致企業に対する助成というようなことで、県が5%、2億1千万円でございますね。その20%の4,100万円でございますが、それを町が助成をします。これは4月1日に県の条例ができて、私ども、そのことについては知らなかったんです。それで昨年、10月ごろですか、県のほうへ政策室のほうから問い合わせをいたしたわけですね。岐阜プラスチックが、こっちへおいでになると。そのときには、そういう話は聞かれなかったもので、こういうことはあってはならないと思うんですけど、県のほうもその後、4月1日から施行になったことについては、私どもには連絡がございません。

岐阜プラスチックが県のほうへ行っ、こういう要請があるということで、町がその要綱について、きちっと定めないと、県の助成が下りないというようなことで、大変、県のほうへ私どもがものを申させていただいて、県のほうも説明に来てくれましたけども、それはともかくとしても、とりあえず農工法で固定資産税の3年間の免除が、すでに制度としてあるわけでございますけど、それに上乗せをして、助成をするということでございまして、県のほうも、それなりに大変、苦慮はしているわけでございますけど、今、県下でいろいろな企業、パイオニアだとか、東京エレクトロニクスだとか、そういうような大きな、何百人と使っている企業がよそへ引っ越しをするというような話を聞いておるわけでございますが、大変、深刻な問題でございますけど、ただ私どもといたしましても、岐阜プラスチックがこちらへ、もうでき上がりましたから、撤退をするようなことはないと思いますけど、やはり中部横断自動車道の実現が近いというようなことも含めて、おいでになっていただいたと思うわけでございまして、4,100万円でございますか、大変痛い、財政的には大変厳しいわけでございますけど、この助成をすることによって、県のほうからも助成が受けられるということでございまして、従業員の皆さん方をできるだけ地元雇用をしていただくということも申し入れをさせていただいておりますので、この点につきましては、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ありがとうございました。県とのタイアップといいますか、そういうことによりまして、企業の誘致が動き始めているというようなことで、大変結構なことだと思います。どうか今後ともよろしく、努力のほどをお願いしたいと思います。

では、最後にふるさと納税につきまして、質問したいと思います。

制度の内容、ならびに注意点というようなことで、質問の内容にありますけども、時間もありませんから、あまり丁寧な説明は、分かっておりますので、特にこの制度の注意点とか、そういうことで説明をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えします。

ふるさと納税の内容ですが、ふるさと納税とは、ふるさとへ送る寄附金のことです。ふるさとへ思いを寄せてくれる方であれば、住所地、出身地、出生地に関わらず、どなたでも寄附することができるという制度です。これは寄附していただいた金額から5千円を差し引いた額について、一定限度まで個人住民税と所得税を合わせて、全額控除を受けられることとなります。詳細の内容については、6月定例議会において身延町税条例の一部改正として、税務課長から説明した内容のとおりです。

それから注意点としては、対象となる寄附金は、平成20年1月1日以降に地方公共団体等に寄附をされたものということです。平成20年4月30日公布ですが、遡及措置として1月1日以降のものから対象となっております。

税控除を受けるためには、必ず確定申告が必要となります。そのときに、寄附したときに交付された領収書を必ず添付していただきます。近親者の葬儀等に、町に対して寄附した場合も対象となります。基本的には全額税控除を受けられますが、家族構成、給与所得等や税額により控除を受けられる額が変わります。そんなところが注意点等です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

説明等、以前やってもらったというようなことで分かりましたけれども、1点、ちょっと伺います。関連してですね、このふるさと納税が税として入ってくるわけですが、ある金額以上になると、国からの交付金が減額されるというようなことを聞いておりますが、とすれば、どのくらいの金額を超えると交付金が減額されるということになるかどうか、ちょっと分かりましたら。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

交付金がどのくらい減るとか、ある一定の金額とかではなくて、この制度自体に、町内の方が町へいただける、そして控除になるということより、町外の方が町へ寄附してくれるという

のありがたいことなんです。ですけども、なぜ、その話になりますかということ、いわゆる一般財源化するわけですが、分母ですね、標準財政規模と申しますけど、その標準財政規模が大きくなりますね。大きくなるということは、当然、交付税のほうも、いわゆる指数であります。財政力指数が上がるわけですね。少しでも、上がるわけです。そのあと、その財政力指数に応じて、地方交付税は分配を今、減らしているわけですから、上がってくるものに対しては減らすという、そのバランスを考えます、必ず。となると当然、そういうことが起きます。ですから金額がいくらとかではなくて、多少なりとも影響はあると、こういうことでございます。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。ただ、せっかく納税をしてもらっても、そういう交付税で減額されていっては何んにもならないわけですが、そのへんの、要するにパーセントといいますか、また、その交付税で減額されたとしても、それではまったく、同じ額が減額されては何んにもならないわけですから、そのへんの関係はどうなっているか、ちょっと。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

毎年、同じ金額が入ってくるのであれば、これは計算をできます。しかし、今年は始めた年だから多くきて、今年はおばあさんがたまたま100歳以上で亡くなったという人も、中にはあります。また、私が退職したからという人もございましょう。ということと考えますと、誠に歳入の見込みがつかないような状態になりますね。となると、それについてどうこうであるとかという数字が、今は弾き出せないわけですね。本当であれば、今言われたように、先生が言ったようなことができればいいんですけども、アメリカみたいに25兆円も寄附してもらえようなところがあればいいんですけど、そういうわけにはいきません。ですから、そういうことを考えてみれば、今のところでは、それはちょっと難が多いですね。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

よく分かりませんが、また細かいことは、あとで質問するということにいたしまして、この件は終わって、次に進みたいと思います。

2番目は、制度が始まって以来、新しい寄附者の件数、ならびに金額、最新のところが分かっていたら、お教え願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

8月末現在、18件寄附をいただいております。合計で234万円。うち17件につきましては、葬儀後の寄附金ということで231万円です。1件、本制度を理解した寄附金3万円、もらっております。内訳ですが、町内が16件、町外が2件というような状況です。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。町外が2件ということですね。次の3番のほうにまいります。

この制度が出て以来、このために資料等を作るなどで、どんな取り組みをしてきたか、概略説明をお願いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

町においては組織に捉われず、横断的に会議を行って、制度運用に向け、検討を行いました。そのあとパンフレット、リーフレットの作成、山梨県下、市町村担当者会議における情報交換、ホームページ、広報による周知等を行っております。それから本制度の問い合わせがあった方への対応としてパンフレットを送付、メールでのやりとり、電話対応などを行っております。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。

この制度を推進、発展させることによって、納税収入の拡大ということになるわけですので、ぜひともせっかくの制度ですから、大いに推進してもらいたいわけですが、特に町外の寄附者に対して効果があるわけですので、身延町外の在住者に対して、働きかけていくことが必要だと思いますけれども、今後どのような計画で、この制度を推進していくか、係の方針を聞かせていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

制度の周知と寄附のお願いにつきましては、小中高校などの同窓生、それから町内外企業へお勤めになっている方、県内にいる町内出身者、それから下部や身延山などへの観光客等をお願いしたいと考えております。時期としては正月等や総会などを利用していきなさいと思います。それから、インターネットを利用した寄附のお願いをしたいと考えているところです。

○議長（松木慶光君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

今のような方々への働きかけ、結構であるわけですが、個人的なことを申し上げては、ちょっと失礼かもしれませんが、各集落にはところによって、その地域から出た人たちが、京浜地域とか、東京とか各地域に行き、その人たちが1つのグループをつくって、いるようなものがあります。例えば、私のところは東京原村会というようなものがありまして、毎年、総会を開いてやっておりますけれども、そのような、地域によってはそういう組織・団体があるんではないかなと思います。そうしたものに働きかけていってどうかというように思っております。そんなことで、せっかくの制度を大いに活用して、町の財政を少しでも豊かにしていっていただきたいと、このように思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で望月明君の一般質問が終わりましたので、望月明君の一般質問は終結いたします。
次は通告の3番、渡辺文子君です。
渡辺文子君、登壇してください。
渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は2点について、質問をさせていただきます。

まず最初に限界集落の問題点と対策についてということで、質問をいたします。

この件につきましては、先ほど同僚議員のほうから質問があり、さまざまな点が明らかになりました。私はまず1点目に、生活実態の把握についてということで質問をしたいと思います。

昨日、夕方、NHKで災害に備えるという番組があり、身延町丸畑で取材されたものが放映をされました。これは8月のはじめにNHKの記者から、県内で一番限界集落の多い身延町の取材をしたいので、案内してほしいといわれて同行したものです。番組では、なかなか進まない耐震補強をテーマに放映されていました。しかし、私は同行し、取材をしている中で、耐震も大切ですが、耐震より先に、今、集落の皆さんが本当に困っていること、そして心配していることがあるということ強く感じました。取材は下部地区だけでしたが、その後、中富地区、身延地区の集落にも行き、皆さんのお話を伺ってきました。

行政は、これらの集落に住む皆さんの実態を把握しているのでしょうか。そして皆さんの声を聞いているのか。まず、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

生活実態についての調査は、まだ実施しておりません。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

やっぱり、私も短時間ですけども、一般的に限界集落、町として対策をいくつか述べましたけれども、そういうことも私は重要な問題だと思います。その対策は対策で、しっかりしていただきたいと思うんですけども、今、そういう限界集落、準限界集落の方たちが何を悩んで、何を心配していらっしゃるのかということ。そして町は、では何をしなくてはいけないのかということが、一番大切なんではないかなというふうに思うんですね。

先ほどの同僚議員の質問でも、この限界集落の問題を解決するには、本当に、とてもたくさん問題があって、なかなか解決には結び付かないけども、でもとりあえず皆さんの、今、困っていることをどういうふうに解決していくのか。それにはまず、実態調査、そして声を聞くということが、一番基本なんではないかなというふうに思っていますので、早急にこの実態を把握し、町としてどういう対策をまず、しなければいけないか。数ある対策の中で、何をまず、しなければいけないかということを検討していただきたいと思うんですけども、これについてはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

デマンド等の関係もありまして、集落を全部、あと下部、中富もまわる予定ですので、そちらのほうへ行きながら、この状態も聞いてみたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

デマンドというふうにおっしゃったんですけれども、今、試行的にやるということで準備は進んでいるんですけども、私はそういう集落に住むお年寄りの声を聞く中で、そういう方たちこそ、デマンドが必要なんではないかということ強く感じました。そういう意味では、デマンド交通は必要なことなんですけども、真っ先にやっぱり、そして今、必要な、もちろん全町的に必要なんですけども、今、本当に困っていらっしゃる、近所にも車を持っている人がいないとか、そういう問題を抱えているところこそ、先にすべきなんではないかなということ、今回の取材で強く感じました。それについてはデマンド、これからどういう方向で、そういう限界集落の方たちのほうに、準備をされるのかということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

当初ですね、今、来年も実証実験というふうなことで始めさせていただきます。予算的なところもありまして、全部、一番奥のところまでデマンドがいけるかどうかということは、ちょっと無理があるんじゃないかということを考えています。では、どうするかという問題があると思うんですが、それについて、今現状、どういうふうにするという、はっきりした返事は、ちょっとできませんけど。すみません。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

2点目、問題点についてということなんですけども、先ほど町長の、国の政策的なものでこういうことになった、それは本当に、そのとおりだと思います。だけど町として、やっぱり住民の生活をどう守るかということでは、現実にはどういう問題点があるかということで、やっぱり住民の方から声を聞くことが一番大切で、問題点を、私もお話を聞いてきました。

聞く中で、足の確保の問題が一番でした。足がないので年金がおろせない。それから買い物ができない。病院に行けない。移動スーパーが来るけれども、なかなか、その集落の移動スーパーのところまでも行けなくなってしまっているというような問題もありました。子どもたちがいる方で、買い物をしてきて届けてくれるとか、それから商店が協力的で届けてくれているという声も聞いていますけども、それはやっぱり、全部ではなくて、困っている方たちが多いというのが現実だというふうに思います。

それから、中で、これは私も問題だなというふうに思ったのは、一日中、口をきかない、一人暮らしの方もそうなんですけど、一日中、口をきかなくてテレビを見る、毎日、本当に寂しい、一人暮らしなので具合が悪くなったときにどうしたらいいか、とても心配だと。心臓の手術を受けた方も一人暮らしで、頑張っていらっしゃいましたけども、本当になんかあったときにどうしたらいいか、それがすごく心配だということをおっしゃって、これは本当に毎日、前

にもお聞きしたんですけれども、夜、寝るときに、本当に自分は朝起きるとき、元気で起きていられるんだろうかという心配を抱えているという、一人暮らしのお年寄りの声もお聞きをしました。そういう意味ではこういう問題点が、今現実に困っていらっしゃる方があるというふうに思います。

そういう中で、やっぱり耐震診断を受けるということは大切なんですけれども、やっぱり今、お年寄りの生活を考えると、大きな耐震診断を受けて補強が必要だとしても、大きなお金が出せない。それから自分だけで生活をしていて、自分がいなくなったら、この家も終わりだということにお金はかけられないという、そういう気持ちは、私はあるのかなというふうには思いました。

そういう、私が皆さんからお聞きした、今、皆さんが困っていること、そういうことは今、お話ししたんですけれど、町ではまず、どういうことを、先ほど対策として、いろいろあるということに聞いたんですけれど、町ではどういうところに力を入れて、どういうふうに解決されようとしているのかということで、お聞かせいただきたいと思います。問題点をどう捉えているかということです。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

今、指摘されましたように、一番、重要なのは足の確保ということだと思います。先ほど、移動スーパーもそばまで来ない、移動スーパーも人が少なくなって売れなくなれば、また移動スーパーさえも行かなくなるような状況が、今あるということは聞いております。ですからやっぱり、足の確保というのが一番重要だと思っております。デマンドは、そのための1つの手段ですが、それでもまだ救えないところが今のところ出ています。ですから、そこについてはどういうふうにしていくかということ、今からしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、対策についてということで、私はまず最初に足の確保ということで、デマンド交通ということで、本当に全町的に必要な地域なんですけれども、今、住民の方たちが困っている上で、やっぱり、そういうところにこそ、先に行くべきではないかというふうに思っているの、デマンド交通システムを一番先に、そういうところにしていきたいということで、話をと思ったんですけれど、最初に今、おっしゃったので、まずデマンドということで、それから東海地震で甚大な被害が予想されるということで、やっぱり、そういう補強というものもあるんですけど、お金がかかるということで、なかなか進まないという。しかし、耐震というのは命に関わることで、お金がかかるから何もしないというわけにはいかないと思うんですね。

そういう意味では、昨日、放映されていた焼津市の防災ベッド、それから居間だけの耐震シェルターですか、これは25万円で済むということで、町の補助もあるという話も出ていました。こういう事例などを参考にしながら、やっぱり本町にあった耐震、町民の実情に合った耐震の方法というのを、町としてもやっぱり考えなくてはいけないと思うんですけれども、それについて、どういうふうにお考えなのか。それから防災無線で早く情報を提供する。それから避難場所としての集落公民館を、きちっと耐震に備えたものにするということも大切だと思いますの

で、そういう点では、防災の関係の問題についてのお答えをいただきたいと思います。

それから、やっぱり一日中、口をきかなくて、本当に一人で寂しいという声を多くお聞きしました。もちろん、町には各地区ごとにいきいきデイがありまして、デイサービスがありますけれども、それはそれで進めていただくとして、やっぱり、いくつかの集落で集まって、ミニデイサービスみたいな形で、気軽に血圧を測ってもらったり、お茶を飲んだり、お弁当を食べたりということと話をするということが、そういう体制づくりをするということが、今後、大切ではないかなというふうに思うんですね。やっぱり、各地区のデイサービスに行くということも大切なんですけども、もっと身近で気軽に行けるところを増やしていく。それから、なかなか支える手がないということもありますけども、今、本当に元気なお年寄りも多くいらっしゃいますので、そういう方たちの力を借りたり、民生委員さんの力を借りたりしながらしていかないと、各地区だけのデイサービスだけでは、私は不足ではないかなというふうに思っていますので、このミニデイサービスについても、そういう方向で考えていただきたいと思いますが、その対策について、デマンドはお話を伺いましたので、あと2点、防災の件と民生委員について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

デマンドの運行について、私どもの考えと渡辺議員さんの考え、ちょっと考え方の違いがあるようですが、その生活環境を維持向上させるために、デマンド交通のより積極的な利活用と、そういうことを考えれば、足の確保というか、お年寄りの方の生活環境の改善にもつながるような方法として、今年10月から試行に入りますが、その試行の中で、曜日によって運行ルートを変える等々の工夫をしながら、なるべく広い地域の方をカバーして、そして交通の不便なところに住んでいる方の足の確保のために、身延町方式といいますが、そういったことを協議会組織の中で検討もしたりしております。

ですから渡辺議員が考えているように、室長が答えた中身より、ちょっとプラス思考で、なるべく広いエリアがカバーできるような運行方法を、10月1日からの試行の中でノウハウを蓄積して、そして来年夏までには全町展開を予定しておりますので、そういった考え方で旧下部地域、旧中富地域については、なるべく広い地域がカバーできるような運行方法をしていきたいと、こんなことを考えております。よろしくをお願いします。

それと、もう1つ。防災ベッドのお話がありましたが、実は私どもの町では、耐震補強の助成について、安全率が県の場合は1以上でないとは補助しないと、そういう考え方で、県とも何回か交渉する中で、町の施政方針として、町長が1にならなくても一人でも多くの人の命が救えるのであれば、0.7以上、0.7ぐらいはないと心配だなという考え方ですけども、町長がすでに、0.7以上の人にも助成していると。町独自の、いわゆる積極的な支援策も実施中です。ですから、具体的にベッドということではありませんが、考え方とすれば、その0.7以上も助成していこうという枠の中で検討すれば、ベッドについても助成が可能ではないかと思っておりますので、ちょっと掘り下げて検討していく必要があるかなと、こんなふうに思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

議員さんの今のご質問の中で、昨日、放送されました6時10分からの「まるごと山梨」防災の関係の中で耐震シェルター等の話が出ました。

まず建設課の事業的には、区長さんの会議、年度、4月に行っていますが、その中で個人住宅の診断、あるいは耐震改修事業、これは町単独の補助、県の補助、それから高齢者世帯のみということで、PRもさせていただいております。

なお、広報みのぶの6月号でも同じくさせていただきまして、現在、ホームページにも掲載をしております。

ご質問の耐震のシェルターですが、居住全体シェルター化ということよりも、小さい空間をシェルターにするということで、昨日、25万円の限度額ということでありました。現在、山梨県においては、地震発生時、シェルター内に果たしてあるのかどうかという観点から、建物自体の耐震を進めているのが現状です。

静岡県においても、木造耐震化に向けたプロジェクトということで、「とうかいゼロ」というプロジェクトをしています。これは東海地方の東海と建物が倒壊しないという、とうかいをかけたものです。こういったプロジェクトを進めておりますけども、この中で耐震シェルターというのを、今朝、ホームページで見ましたら、焼津市で今年から始めました。8月の広報に載ってまして、これがたしか25万円です。居住空間が4畳半、おおむね4畳半です。したがって、大変小さな中に、25万円の2分の1の補助をしているというような現状です。

ただ、この問題点を見ますと、何しろ、一番最初に耐震診断をしてくださいと。町でも耐震診断を行っているわけですけども、1戸当たり3万円かかります。国と県と町で負担していますので、住民の皆さま方には負担がございません。議員さんも終わっていると思いますけども、もし終わっていない議員さんのお宅等がありましたら、帰りに寄ってください。ぜひひとつ、進めたいと思っています。

そんなことで、いろんなことを進めているわけですけども、大変小さい面積と同時に、この耐震シェルターを造る場合にも、畳とかそういうものがありますと、基礎からやり直します。この費用は別途です。そういったことを考えますと、本当にたしかにいい方法なんですけども、果たしてこれが、そのときにその時点にいるかどうか、その中にあるかどうかというのを考えると、大変心配な面もございます。

建設課で一番考えているのは、課内でも話をするんですけども、災害犠牲者を一人でも少なくする道に終わりはないと考えています。今後、関係課の担当者、それから県とも協議する上で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

ミニデイのことについて、お答えさせていただきます。

現在は集落ごとの健康教室、健康相談会というような形での保健師の派遣を実施しております。議員さんが申し上げました、2、3人ぐらいの規模でのミニデイ的なというのは、あまり大きく風呂敷を広げると、とじるのが大変と。だからこちらとすれば、できれば集落単位での健康教室、健康相談会というような形で、地区の役員さん、民生委員さんを中心に、その集

落単位でのミニデイ的な活動をしていただければ、それへの保健師派遣は極力、対応するつもりであります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（市川忠利君）

防災の関係で若干、触れておきたいと思います。高齢者が多い地域ということで、やはり心配されるのは、一緒に住んでいる方の安否のことだと思います。昨日の新聞にちょっと載ったわけですが、これは福祉が直接、担当をしておりますが、災害弱者といわれる方の、要援護者という方の現状の把握ということが、まず大事になってくるのではないかと考えております。

いずれにしましても、災害を未然に、また被害が出た場合は最小限に防ぐためにも、日ごろからの地域との連携、それから関係機関との連携が、また必要になってくると思います。そんな状況であります。

この要援護者の実施のマニュアルにつきましては、福祉担当のほうで今、作業を進めているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

まずデマンドのことなんですけども、なんかよく、私も理解できなかったんですけども、さっき室長がおっしゃったのは、奥のほうまで行けるかどうか、今、検討しているということで、もちろん限界集落はそういうところに入るわけで、そういう集落も含めて、行けるということをおっしゃったということで理解して、副町長が今おっしゃったのは、そういうふうには理解していないかどうかということと、それから先ほど、シェルターのことで、そこにいるかどうか分からないというふうにおっしゃったんですけども、もちろんいつ、何時、起こるかどうかというのは誰にも分からないから、今、大変な、皆さんいろいろやっているわけですけども、でも先ほど言ったように、自分一人で終わりだという家に、いくら耐震診断をして補強工事が必要だといっても、何百万円とかかるお金をかけられない現実があるわけではないですか。かけられないものを、必要ですよといくら言っても、それは私は無理だと思うので、先ほど言ったシェルターも1つの方法だと思うけれども、この身延の土地に合ったやり方を、シェルターも含めて考えていただきたいということで質問をしたので、もちろんシェルターが有効かどうかというのは、でもやらないよりは、なんにもやらないで被害を大きくさせるよりも、居間は一番多いわけですから、いる場所でお年寄りがテレビを見たりする場合に。そういう意味では少しでも、やらないよりは低額でできるし、いいのではないかなと。ほかに方法があれば、採用すべきだと思いますけども、私はそのNHKの記者から聞いたので、焼津にそういうのがありますよということでお聞きしたので、今まで私の中にはなかったものですから、そういう方法もあるのではないかと。ほかにもいい方法があったら、もっと研究していただいて、お金がからないで、もっといい方法があれば、それはそれで研究していただきたいと思いますが、今の段階では、私はそういう方法も考えるべきではないかということで、質問をしました。

ミニデイなんですけども、私は3人とか、そういうことで言っているのではなくて、集落で3人しかいないという集落もありますよね。そうではなくて、そういう集落がもうちょっと集

まって、2つか3つか4つか、その人数によって集落に、どこかの公民館に集まって、そして、今、中富、下部、身延でやっているような大きなデイスサービスではなくて、そういう集落が集まって、10人とか、そういう方たちでやるのがミニデイというふうに理解しているので、そういう意味では、私は大風呂敷にはならないんじゃないかと思っているので、それは進めていただきたいなと思っています。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

まず最初のデマンド、山奥の一軒家までというお尋ねだと思いますが、物理的に、今、運行の車両は10人乗れるような車を計画しております、その車が物理的に入れないような奥までは不可能です。ですけども、考え方とすれば、なるべく地域の皆さんの足の確保のために運行しようという考え方が基本的にありますので、その考え方に沿って、なるべく可能な限り、エリアを広げていくと、こういう意識が非常に大事だと思っております。そんな考え方で、この事業には取り組んでまいります。

それと、もう1つ。シェルターのことでいろいろ議論が出ておりますが、考え方とすれば、いろんな例を聞くに、例えば寝室等々を補強してということは、その安全率0.7で、うちは導入をどうしてもしたいという県との話し合いの中で、例えば一番長くいる時間帯、そこだけでもいいではないかと。その県との協議の中で、一番長くいる時間について、そこを補強するだけでも、うちはいいと思うから、それで県が協力してくれなくても、うちはスタートということで、町長の考え方、決断で0.7以上については助成をすると、そういうことにさせていただいておりますので、そういう検討経緯をふまえれば、そのベッドについても検討、これまでしてきた枠の中で、ちょっと考え方、視点を変えれば、一番長くいる時間帯、そこだけでもそういう助成、枠の拡大もできるんじゃないかと、そんなふうに思いましたので、お答えしましたので、そういう考え方で、ちょっとその検討を、焼津市の例等々も参考にしながら、する必要があると思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

検討します。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

次の問題ですけども、身延福祉センターの利用状況と課題についてということで、質問をいたします。

だんだん知られるようになって、利用も伸びていっているようですけども、まず児童館について、利用状況と課題についてということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

児童館の利用状況、これにつきましては、6月の定例議会でもご質問をいただいたわけでご

ざいます。その後、3カ月経過したわけございまして、再度のご質問ということで、一部重複するわけございましてけれども、4月から8月までの利用状況について、ご説明させていただきたいと思っております。

利用者数でございますけれども、4月が123人、5月が89人、6月が208人、7月が307人、8月が249人という状況でございます。今、議員さんの発言にございましたけれども、広報活動等の効果が表れているのか、増加の傾向がうかがえる状況でございます。

なお、曜日別の分析を試みたわけでございますけれども、その中で、1つ特徴的なものとしたしまして、日曜日の利用が他の曜日に比較して半数以下と。具体的には日曜日が1日当たり3.7人。これに対して、ほかの曜日が8.5人という状況で、若干、この日曜日の利用が少ないという状況が見受けられます。

それから開館日および開館時間、これにつきましても6月の議会でお答えしたとおりでございます。月曜日から金曜日を基本としまして、第2、第4の土曜、日曜を9時から17時までに行っているという状況でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

利用状況ということで、やっぱり一度行くと、子どもたちはとても楽しくて、また行きたいということで、口コミでどんどん広がっているという話はお聞きをしました。その中で、やっぱり保育園に通っているの、行きたくても普通の日は行けない。土曜日、日曜日に行きたいと思っているけれども、いつの土曜日やっているのか、日曜日やっているのかというのが、隔週といってもなかなか分からないから、あそこまで行くには車で行かなくては行けないので、なかなか行けないという話も聞きました。

それから土日、特に雨の土日は行きたいという要望がたくさんありました。もちろん、利用状況の中で土日の開館の問題は、やっているかどうか分からなければ、利用も少ないというふうに思うんですね。そういう意味では6月の議会で、利用状況を見ながら検討するという、副町長の答弁もありましたけども、それらを含めて、どういうふうに、今後どうするおつもりなのかというのが1点。

それから私、過日、夏休みなんですけども、4歳と2歳の孫を連れて児童館に行きました。すっかり児童館を気に入って、プールもやっていたので、今度は水着を持ってプールに入りたいということで、次に行ったときに水着を持って、楽しみに行ったんですね。そうしたら住民健診で休館で、今日は利用できないということで、本当に子どもたち、せっかく来たのということで、がっかりして帰りました。ほかにもやっぱり、そういう声も聞きました。児童館は、はいはいするような小さい子たちも来るところですので、そこで多くの大人の人たちが採血をしたりするというのは、どうなんだろうという声もお聞きしました。そして住民健診に使ったあと、学童の子どもたちが、学校が始まって帰ってきたらアルコールの臭いがすごくして、臭かったという話も聞きましたけど、6月のときに課長の答弁で、施設の有効利用だというふうにおっしゃったんですけども、やっぱり、それはちょっと違うのではないかなと。児童館は児童館の、やっぱり役割があるわけですから、楽しみに来る子が閉館で帰ってしまうのではなくて、やっぱり、その子たちがきちんと遊べるような体制をつくるべきだというふうに私は思っているんですけども、そのことについて1点。

それから、あそこでプールが夏はあって、子どもたちに本当に人気があって、楽しみに来る子たちが多かったんですね。けども、やっぱりオムツをしている子たちも、あそこには来るので、そういう子たちをプールへ入れるには、お尻を洗ったりすることをしなくてはいけなくて、職員の方たちがあそこに、なかなか水道の施設がないものですから、朝、水を汲んだのを運んで、お昼ころまで置いて温かくなるようにということと、それからお尻を洗ったりするので、お湯を持っていかなくてはいけないということ。何をしているのかなというふうに思ったら、そういうふうに作業をしていたんですね。そういう意味では、庭にお湯が出るような施設も必要ではないかなというふうに思っているのので、この3点について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

土曜、日曜の開館の問題でございますけども、これにつきましては、6月の議会でもお答えしたかと思えますけれども、やはり、もう少し児童館の存在そのものが町民の方に周知されるには、もう少し時間が必要であるでしょうし、やはりもう少し長いスパンでの統計的な数字、そういったものが必要かと考えておりますので、当面、現行、行っております第2、第4の土曜、日曜の開館を行っていく中で、長期的なそういったデータの中で、分析を進めてまいりたいと、このように考えております。

それから健診のことは、またあとでお答えしたいと思います。

あと、プールに関係をした水道の問題なんですけども、これにつきましては現在、ちょうど児童館の前が芝生の広場になっておりまして、その中ほどに水道、それから水飲みが設けてございます。プールを使うのには、直接その水道水を使うということが、水温の面で、やはり心配がされるという部分がございますので、そのへんにつきましては、汲み置きをしておきまして、太陽光で温度を高めるとか、そういった工夫をしてみたいと思います。

なお、また状況によれば、議員さんがおしゃったように、中から湯を運ぶという形も一部出てくるかもしれませんけれども、当面、そんな形の対応で運営を行ってみたいと、このように考えております。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

住民健診等のことについて、お答えさせていただきます。

今回、身延福祉センターを使用したのは、8月24日、日曜日から8月28日、木曜日までの5日間、使用しました。受診者につきましては、5日間で991人。1日平均198人ということで、先ほど、児童館なのにその施設をということですけど、もともと建設段階から、そのことは計画しておりました。そのことを職員全員に周知徹底していなかったということは、こちらのほうにも責任がありますけど、昨年までは身延地区を中心とした総合健診は、総合文化会館の裏口から入って、裏の通路を利用してということですけど、非常に高齢者等には不評というか、もっといいところでできないのかという、どうしても階段を上らなければいけないということで、そうして今年、来た高齢者の中には、ここでやってくれて非常によかったという声が多かったです。だから、もし場所を考えてうんぬんといったら、昨年のように戻

すしかないという形になりますけど、こちらとすれば、6月議会でもお答えをしましたけど、限られた資源の中の有効利用ということです。今の身延地区所有の施設の中では、そういった方法しかないではないかということで、考えさせていただきました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

まず、土日のことなんですけれども、長いスパンで統計をとって考えるということなんですけれども、大体どのくらい期間をみているのか。それから、私も再三言うんですけども、やっぱり休みという、住民に頭があれば、土日、利用したくてもできないという、そうすると利用も減ってしまうという、悪循環があると思うんですね。そういう意味でも、一人でも多くの方たちに利用していただきたいというふうに思うんだったら、そのところは早急に、長いスパンで考えるとかと言わないで、改善すべきだというふうに思うんですけども、その点と、それから住民健診なんですけども、もともとはそこでやるというふうにおっしゃったんですけども、有効利用というけども、有効ではないと私は思うんですね。やっぱり児童館、楽しみにして子どもたちが休みなんだということで、帰らなければいけない現状があるわけですから、決して有効ではなくて、町としては、やっぱり住民がきちんと健診を受けられる場所を確保すべきだというふうに思うんですね。そういう意味では、いろんな経過があって、前に総合文化会館を使って、じゅうたんの上を尿を検査する用具を持って歩いているなんて話も伺って、とても不評だったというのを伺いました。

そういう意味では児童館ということではなくて、もうちょっと場所的に考え直す必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、今の課長のお答えだと、そういう考え方はないと思いますので、全部含めて、町長にどういうお考えなのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

まず土日の開館のことについてでありますけど、こちらの行政の都合で、土日は今、第2、第4は開館していますが、そのほかは閉館ということになります。これはオープンで、全部開館できるということは、それは技術的には可能であります。何がそこを制約しているのかということをしきりと精査をして、それを取り除けばできるわけなのでございますので、そこはその原因をしきりと明らかにして、開放できるような格好にすることが行政の務めだと思っておりますけど、その点はまだはっきり、こちらのほうで担当課長とも話し合いはしていませんので、とりあえず、そのことについては鋭意、検討してまいります。

それと健診のことでございますけど、健診がいきなり明日、やるよというような格好でやっているわけではございませんので、児童館は幾日から幾日まで健診で使わせていただくこととなりますから、突然に、行ったら駄目だったということではなくて、これは情報をきちっと、皆さま方に伝達をしていけば、そのことについては避けられるわけでございますので、基本的に渡辺議員がおっしゃることは、なんか少し偏っているような感じがいたすわけで、児童

館だから目的以外に使用することは相成らないということは、やっぱり、課長が答弁いたしましたように、身延の今の施設のいろいろな状況から考えると、少しはその点で、児童をお持ちの保護者の皆さんにご理解をしていただけませんか、どうにもならないのかなと思うところがあります。

やはり、あの福祉センターを建設するためには、旧町時代から基金づくりをして、要するに社会福祉の拠点としてということでもありますので、児童福祉も大事でありますけど、老人福祉とか障害福祉の場として使わせていただくということでもありますけど、お互いにそこらへんはひとつ、ご理解をいただくような中で、皆さんが合縁奇縁で使うような格好にしていきませんか、なんか特定の目的だけにこだわっていますと、前へ進まないような状況であるわけでございますので、土日のことにつきましては、技術的に可能かどうかというのはきちっと検討をして、またお答えをしたいなと思いますけど、ぜひ、そこらはひとつ、福祉センターの生い立ちと申しますか、いろいろ長い間の身延地区の住民の皆さんの熱い思いで、ああいう格好になったわけでございますので、それぞれの皆さんがしっかりと施設を利用させていただくということを進めていただきたいなと、そんなふうにご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

学童保育について、伺いたいと思います。

何回か学童保育の施設を見たんですけども、子どもたちがすごく多いですね。ロッカーは20あったんですけども、今、登録されている子どもたちが35人ですか、全部含めると。そういうことで、あの一部屋の中で子どもたちが遊んでいるんですけども、やっぱり男の子というのは、女の子はもうちょっと、宿題をしたり、書きものをしたりということで、静かに遊びたいということらしいんですけど、男の子はもう体力が余っていますから、バットを振り回したりということで、あの狭い中で遊んでいるんですね。廊下でも遊んでいて、そしたら、私が通ったときに、指導員の先生が人が通るときには駄目だと言ったでしょうとって、叱られていたような状況があったんですね。

そもそもあそこが、今、35人というところと、それから遊び場が不足していると、私は思うんですね。男の子なんか特に、外で自由に遊びたいと思っていると思うんですね。そういうのにあの中に閉じ込めて、なかなか外で遊ぶ場所がないということで、窮屈な思いをしているなということで、先生に伺ったら、最初、豊岡に帰りたいというふうに言っていたと、子どもたちが、豊岡から来たもので、あのころは自由に遊べて、豊岡に帰りたいという話も聞いていたりしたんですよという話も伺ったので、やっぱり、子どもたちが外で伸び伸びと遊べるスペースも、私は必要なのではないかなというふうに思うんですね。そういう意味では今いる人数、来年はどうなるのか。それから、遊び場をどう考えているのか。

それから、あそこ、トイレがあるんですけども、1つは小さな幼児用のトイレですね。もう1つは、職員用の大きなトイレですよ。そうすると男の子がトイレできないんですよ。そういう意味で、大人のがふさがってたりすると、そっちのいきいきデイのほうへ走って行って利用するというので、最初、あそこはカギがかかっていたらしいですけども、そういうことで、子どもたちが使えるようにカギを開けて、トイレを利用するというふうになっているという話も伺ったんですけども、最初からそういうふうに、新しく造った建物なのに、そういう

ところはちょっと、不都合があるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、それについては、対策としてはどういうふうに考えているかということだけ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

学童保育につきましては、非常に最近におきまして、保護者の関心が高まりまして、利用の希望が増えている状況でございます。特に身延の学童につきましては身延小学校、大河内小学校の子どもが対象でございます、その児童数が多いというような状況がある状況でございます、来年も非常に利用を希望する方は多いかと思えます。

あと遊び場の問題でございますけれども、これにつきましては、それぞれ町内5カ所の学童保育において、特色がございます。さっき、ちょっとふれられました豊岡につきましては、施設のすぐ外は、やはり駐車場なんですけれども、近くに小学校の校庭があるということで、子どもたちは小学校の校庭に行って遊んでいるというような状況でございます。そのことで、先ほど豊岡に帰りたいなというような話が出たのかもしれませんが。

身延につきましては、児童館の前に芝生の広場があるわけでございますけれども、そこにおきまして、キャッチボールであるとか、そういったボール遊びですね、そういったものをしていいる現実があります。また状況によっては、その横ですね、西側の空き地でボール遊びをするというようなことも聞いてございます。

それぞれの学童保育の施設の状況に応じて、外で子どもを遊ばせることについては、指導員が工夫をする中で、取り組みをしております。一番多いのは近隣の学校のグラウンドであるとか、あるいは芝生の広場であるとか、そういったところに出掛けて、指導員の指導のもと遊ばせているという状況でございます。身延につきましては、今、申し上げましたように、芝生広場、あるいは横の空き地等において、外での遊びをしているという状況でございます。

また、トイレの問題につきましては、子ども用のトイレの数が少ないというご指摘でございますけれども、議員のご発言にございましたように、デイサービスの大人用のトイレ、これは使える形にしております、今現在、ですから真ん中のドアが、先ほど申し上げましたように、当初ちょっと、鍵がかけられていた状況でございますけれども、現在はそこを開放いたしまして、そうしたトイレの問題につきましては、一応、そういった対応で解決しているのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

時間がないので、ちょっと重要な部分だけ、お話ししたいと思います。

来年も多いだらうと、ではどうするんですかということなんです。今、本当に皆さん、狭くて遊び場もなく、あそこでぎゅうぎゅうで遊んでいるんですけども、来年も多いだらう、だから町としてはどういう対策をとっているのかということで、ちょっとお聞きしたいということと、それと芝生もあるんですけども、あそこでは狭いんですね。そういう意味では、児童館の窓の外ですね、西側というんですか、あそこは車が入ってくるんですね。そうしたら、あそこを遊び場にするんだったら、車が入れなくて、子どもたちが安心して遊べるようなスペース

を、囲いをつくるとかして、なんだかんだ、あそこへ停めなくてもいいように、車をどこかへ移動してもらって、あそこを子どものスペースにするという方法も1つではないかなと。そうしないと、外で男の子たちが遊べないというのは、あそこの芝生だと狭いということで、西側のスペースを、子どもたちがボール遊びもできるようなことでしたらいいのではないかなというふうに私は思ったんですけども。この2点について、最後、答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤正国君）

学童保育につきましては、来年以降、希望者が増えることも想定されるわけでございますけれども、非常に対象者数が増えてきた場合につきましては、やはり絞り込みをしなければならぬという状況が実態として、出てくる可能性もございます。優先順位といたしましては母子・父子家庭、あるいは低所得世帯、あるいは低学年、これらを勘案する中で、あまりにも増えた場合につきましては、制限せざるを得ないだろうというふうに考えております。

あと、その遊び場の問題につきましては、やはり児童の安全を確保するという観点が非常に重要だと思いますので、議員さんがおっしゃられるような、そういう安全対策というんですか、そういったものにつきましては、十分配慮して対策をしていかなければならないだろうと、このように考えています。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

時間がないんですけど、最後の質問をしたいと思います。

ここに生きがいデイサービスがありまして、お年寄りの皆さんが本当に今日は楽しかったと、逆に年をとっていきみたいだよと笑顔で帰られている様子を、本当にいいなと思って見ていました。ここでは火、水、金ということで、11人、8人、8人ということの利用だそうです。月曜日と木曜日が空いているということで、やっぱりお年寄りの皆さんはいきいきデイも、介護保険のデイも一緒になってしまって、介護保険にお世話になるようになっていないんだから、行きたくないというような意識があって、なかなか身延、どこもそういう意識はあるんですけども、中富も下部も定員でやっているんだけど、身延の場合は少ないということで、もっと宣伝が必要なんではないかなということと、限界集落の調査ということで、身延地区のお年寄りのところへ行ったら、民生委員さんからも勧められて、考えているんだという方もいらっしたんですけども、民生委員さんに協力していただいたり、いろんな見学をしたりということで、利用を増やしていただいて、いつまでもお元気でいていただけるような努力はしていかなければいけないと思うんですね。現在、週に3回しかやっていないですけども、それをやっぱり5回にするようにしていただきたいと思います。

それで、今、2日、休んでいるわけですけども、今まで大野にいたときには、週に2回来られた人たちが、ほかの地区のことも考えると1回にしてほしいということで、行きたいんだけど、週に1回になったという話もお聞きしました。そういう意味ではいろんな地域の、今までの特色があるわけですから、いっぱいだったらまだしも、空いているわけですから、そういう方たちの希望どおり、週2回という方もいていいのではないかなと。いっぱいになったら申し訳ないですけど、週に1回ですということであれば、また、それはそれで、皆さんも納得し

ていただけるのではないかというふうに思うんですけども。そういう点では、増やす方策をどう考えているかということと、週2回の人でも利用できるようにしてもいいのではないかと、2点について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（広島法明君）

今の質問に対して、お答えします。

増員の計画につきましては、身延地区の区長会にもお願いしたり、民生委員さんにも再度のお願いはしておりますけど、なかなか介護保険のデイサービスとダブる高齢者も多いということで、まだまだ、そんなところに行くようなあれではないよということが多いということで、こちらのほうでも、その生きがいデイサービスの本来の目的は介護保険、医療保険支出抑制のための介護予防事業ということで始めた事業なんですけど、PRはしているんですけど、なかなか浸透はしない。勝手に地域で頑張ってくれる人はいいんですけど、先ほど言いました限界集落等で、閉じこもり等で病状悪化することがないようにする事業ですので、これからもまた区長会、民生委員さんにも、ことあるごとにお願いをしたいと思います。また福祉保健課内でも、保健師の訪問等にもそういった話をするようにしています。

そういった回数の問題ですけど、今現在、身延地区での登録者数は28人ということで、どうしても1回の利用者数が10人前後でないと、その日の仲間内の催し的なものも、少人数だと味気ないものになるということで、5日開催のところを3日。では空いていれば、その日を2回、3回ということもありますけど、介護保険のデイサービスの関係もありまして、原則的には週1回ということで、また、これは内部の問題ですけど、その空いている日につきましては、ほかの高齢者福祉サービスを、今、考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

時間ですので。

○13番議員（渡辺文子君）

すみません、時間が経過しましたが、ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告の4番は、望月秀哉君です。

望月秀哉君、登壇してください。

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

提出いたしました一般質問、質問要旨通告書により2、3質問させていただきます。

質問の題名は第一次身延町総合計画と、それに基づく行革集中プランについて、このいくつかについて、質問をさせていただきます。

まず最初に、公共下水道事業についてでございます。

1.身延処理区の状況について。

現在、工事が行われております最中でございますけれども、梅平地区はその名のとおり、昔、周囲の山地の崩落と波木井川の氾濫による土石の堆積によって形成されており、部分的に岩盤や大きな石に当たって、大変、難工事が続いていると聞きます。そんな状況の中で、果たして予定どおり完工できるんだろうかという心配する人々の声があり、現時点での進捗状況と完成見通しについて、環境下水道課長にお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

ただいま、ご質問にありましたとおり、身延高校東側の工事箇所では、最大2メートルぐらいの転石が出土したことは事実であります。さらに波木井の交差点、望月油店の付近には岩盤が出まして、大変な工事であったと聞き及んでおりましたが、施工業者の工夫により除去、あるいは掘削がなされ、無事完成し、竣工検査も終了したところでございます。

なお、梅平地内では本年度、19年度繰越明許によります施工分と合わせて、7工区で工事が行われる計画となっております。現在、施工中の現場からは、そのような事実は、今のところ報告がなされておられません。

引き続きまして、身延町地域の状況について、ご答弁申し上げます。

公共下水道事業身延処理区の計画につきましては、平成17年8月12日、山梨県より事業認可を受けました。処理区域面積は129ヘクタールでございます。工事内容は処理場建設、下水道管の敷設、マンホールポンプ等の設置、下水道管と各ご家庭をつなぐ取付管および公共枘の設置でございます。概算事業費が39億4千万円。整備期間は平成17年度より23年度の7年間です。うち平成17年度から21年度までの5年間は波木井の2区と3区を除く、すべての区域、100.2ヘクタールを整備計画とする身延町日蓮聖人とみのぶゆばの里地域再生計画が国からの認定を受け、現在、国の汚水処理施設整備交付金事業として、工事が進められております。

現在の進捗状況でございますが、平成17年度から21年度までの地域再生計画の認定を受けた区域について申し上げますと、処理場建設工事においては完成予定日が平成21年1月30日に定めてございまして、進捗率はすでに90%というふうなことになってございます。管渠敷設工事等の進捗率は19年度末で46%でございますが、平成20年度発注のものが完成いたしますと、72%の整備になる見込みでございます。

下水道の供用開始日の関係でございますが、早い区域は来年度、21年度の第2四半期、9月末ぐらいまでには、なんとか供用開始をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

先ほど申しあげましたけども、幸い、私が先ほど申しあげた地点については、どうやら進んでいるようで何よりでございます。ただしこれからも、先ほど申しあげましたように、梅平地区はいつ、どこでどんな状態になるか非常に危ぶまれますので、ひとつ担当課、できれば町長からも、施工業者についてそのへんのご配慮を、ぜひひとつお願いしたいと思います。

2番目は下部処理区について、こちらのほうの現状はどうなっているのか、お答え願います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

下部処理区の現状につきましてでございますが、これは特定環境保全公共下水道事業というふうな事業名でございます。

平成18年の3月28日に、県から事業認可を受けました。処理区域の面積でございますが、24.7ヘクタールでございます。工事内容は処理場の建設、真空ステーションの建設、下水道管の敷設、マンホールポンプ等の設置、下水道管と各ご家庭をつなぐ取付管および公共枡や真空ユニットの設置でございます。

概算事業費でございますが、14億8千万円。整備期間は平成18年度から21年度の4年間を予定してございます。うち処理場建設工事および下水道整備区域中、20ヘクタールを超えた4.7ヘクタール分についての下水道管渠の敷設工事等は、過疎地域市町村公共下水道県代行事業が採択され、現在、山梨県において工事が進められてございます。残りの下水道処理区域20ヘクタールでございますが、真空ステーションの建設工事や管渠敷設工事等は、町が国の補助制度でございます未普及解消下水道補助事業で、整備を進めております。

現在の進捗状況でございますが、県代行事業の処理場建設工事におきましては、完成日が平成21年3月13日と定められておきまして、現在の進捗率は55%でございます。管渠敷設工事等は10%で、これも平成21年度中には完成ができるというふうなことで、県から聞き及んでございます。町が行う管渠敷設工事でございますが、現在、19年度末で52%でございまして、平成20年度で発注した工事がすべて完了いたしますと、83%の整備が見込まれております。下水道の供用開始日は22年度の当初にはできればいいというふうに、私たちは考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ありがとうございました。下水道についての質問は、これで終わりたいと思います。

2つ目の質問は、地区公民館の運営についてでございます。

まず、行革プランの一環として、本年4月1日から旧身延地区にある4館の用務員の配置が廃止されました。私は長年、公民館活動に関わってきた経験から、公民館活動は地域づくりの拠点であり、さらに充実した活動を推進するためには、例え民間委託としてでも、主事の常駐や可能な限りの用務員の配置が必要であると考えております。

町の総合的な判断によるもので、やむを得ないことと理解いたしてはおりますけども、無人となった公民館は果たして、公民館活動、社会教育充実という大命題にさまざまな影響が出て

いると思います。3年間経過した今、当局はこの点をどのように評価しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、ご答弁申し上げます。

はじめに身延地区分館の用務員の廃止に至った要因ということをご説明させていただきます。

従来、身延地区以外の地区館、分館においては、用務員は配置されておりました。そういうことで、行政改革に伴う集中改革プランに則り、公民館の自主運営化および事務事業の統一化の推進ということで、まず身延地区4館、下山、身延、豊岡、大河内の用務員を20年度より廃止するということになりました。

用務員廃止におきましての影響、また対策ということですが、当初の説明会等におきましては、いろんな問題も出てきましたが、大きい問題の1つに用務員さんの不在によります各公民館における清掃の問題がございました。その解決方法としまして、19年度、昨年までは2年に1回、清掃業者にワックスがけやガラスのクリーニング清掃等を委託し、実施しておりました。今年度から、平成20年度からですが、毎年1回、実施することとして、地域の皆さまにはご承諾いただいたところであります。

また、日常的な清掃をどうするかという問題もございました。各集落公民館に清掃をお願いしながら、説明会を各館で開催してまいりました。その中の意見としましては、各集落公民館が地区の公民館、分館等はあまり使用していないという状況にあるのに、各集落の清掃を担当するのはおかしいではないかというような意見が大部分でございました。その結果としまして、下山地区館においては、20年度は集落公民館単位で、1カ月に一度、持ち回りで清掃を行うことを承諾していただきました。また、身延地区分館においては、定期的に使用している団体が4団体ほどございますけども、使用後に使用個所を清掃するということになりました。また、豊岡地区公民館では清掃ボランティア、現在12人ほどございますけども、その方々に1カ月に一度お願いして、実施しております。また大河内地区分館では、定期的に使用団体、やはり2団体ほどございますが、使用個所を清掃していただきまして、また清掃ボランティア、15人ほどございますけども、公民館まわりを清掃するということになりまして、それぞれ各館にご承諾をいただいて、現在、実施しております。

このことにより、現状は半年経っておりますけども、これといったトラブルもなく、浸透しつつあります。さらには公民館主事においても、できる限り、清掃実施日にはお手伝いをさせていただいております。

なお、公民館の貸し館事業に関しましては、従来、用務員さんが行ってきておりましたけども、今年度より館長さん、また主事が手分けをして、業務を執り行っております。まだ、細かい見直し等の内容検討はいろいろございますけども、4月より、この体制が始まったばかりでありますので、来年度におきましても、今年度と同様の体制をとっていく考えであります。

公民館活動で大切なことは地域づくり、地域事業の中でのふれあいだと、私も考えております。過去何十年かの歴史ある公民館活動計画の中で、この公民館活動事業を180度展開、また統一していくということは容易なことではありません。ですけども、今後も随時、段階を

おっこの、均等の取れた地域の特性を生かした公民館づくりに努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ただいまの答弁にもありましたけれども、要は突き詰めれば、実質的に公民館活動がほとんど行われていないのではないかと、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、清掃とか、そっちのほうの問題ではなくて、公民館を地域づくりの拠点としてと、先ほど申し上げましたけれども、そういう考え方で、今後ともひとつ、認識を改めていただきたいと思います。これまでは、答弁は結構です。どうぞひとつ、当局でもそういう考え方で、むしろ行政全般に公民館活動が活発になれば、非常にスムーズな運営ができるというふうに考えておりますので、よろしく要望いたします。

次に各所の公民館の建設状況について、お伺いします。

西嶋、下山、下部、各地区館の建設計画と現状について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、各地区公民館建設の状況ということですが、お答えさせていただきます。

公民館建設にあたりましては、第一次身延町総合計画実施計画の主要事業として取り上げまして、西嶋分館については平成19年度調査設計、平成20年度建設。下山分館については平成20年度調査設計、21年度建設。下部地区館、分館については平成21年度調査設計、22年度建設の予定とされております。

まず西嶋分館建設についての状況ですが、西嶋分館については、平成20年度建設ということで、現在、建設中でございます。この経過としましては、平成17年度西嶋区より、老朽化に伴い分館建設の要望書が提出されました。18年度には西嶋区内の関係の役員さん、それから団体等の代表さんによりまして、建設検討委員会が設置されまして、建設場所、建設方法等の協議をする中で、19年度において地質調査、それから基本設計が実施されまして、20年度に建設の運びということになりました。5月28日に入札が行われまして、6月24日に関係者各位のご出席をいただきまして、無事、起工式が終わりました。現状は、平成21年2月の完成に向けまして、予定どおり順調に計画工事が進められておる状況でございます。

次に下山分館の建設についてでございますけれども、下山分館については、平成21年度建設予定ということですが、結論から申し上げますと、建設予定場所がまだ確定されていないために、建設予定は遅れることが予想されます。この経過につきましては、当初、地元からの要望のあった建設予定地は、旧身延北小学校の跡地でありました。当該地は、戦国時代に穴山氏が居住した下山城跡とされまして、町指定史跡かつ周知の埋蔵文化財包蔵地になっておりまして、町文化財保護条例および文化財保護法により、保護されております。

したがって、教育委員会では地域はもとより身延町の歴史の中で、下山城跡の文化財として重要性を考えまして、今後、史跡公園等々として残したい方向で考えておりまして、下山分館建設予定地は、当初の地元が希望しております身延北小学校の跡地から、下山小学校の駐車場

へと変更していただけるよう、地元の皆さんに協力を求めながら協議を進めてまいりました。

建設に向けての準備期間等を考えますと、7月までにはご承諾をいただき、予定地の確定をしたいと考えておりました。また、町長も4月末の下山公共事業推進協議会の総会にも出席させていただきながら、町の意向をお伝えしまして、協力をお願いしてきたところでありましたが、地元での再度の検討結果としましては、建設予定地はあくまで当初の旧身延北小学校跡地にしたいという旨の回答がございました。そんな状況でありまして、建設予定場所の確定に至っていない状況であります。

また、下山城跡の件につきましては、公民館の建設に関わらず、文化財保護の観点からも大変、重要なところでありますので、8月に文化財保護審議会を開催しまして、その結果として、現状では下山城跡に関する客観的なデータが乏しいと。さらなる今後の調査が必要である、また地中データ探査等も必要との意見もいただいたところであります。

教育委員会としまして、さらに文献調査、考古学的調査を進めまして、結果を審議会に諮る中で史跡の内容や価値を明らかにしていきたいと考えております。今議会に関連する補正予算を計上させていただきましたが、ご決定いただいたのちには地中データ探査を年度内に実施する予定であります。

町としまして、老朽化しました下山分館の更新につきましては、その必要性を十分感じているところでありますけども、まず建設予定地が確定しておりませんので、次に進むことができない状況であります。したがって、建設予定が遅れることが予想されますけども、できるだけ早急に建設の運びとなりますよう、今後ご理解とご協力をお願いしていく考えでございます。

次に下部地区、これは下部分館ですけども、その建設についてでございますけども、下部地区館は下部分館として併用して、現状、旧開発センターを公民館としての活動拠点としております。同センターについては、昭和48年の建設から34年を経過しておりまして、建設当時には建築基準法の基準にあった建物でありましたけども、東海地震や南関東沖地震等がいつ発生してもおかしくない時期に来ているということや、また建築基準法の改正もありまして、耐震審査を平成18年度に実施しましたところ、大規模な地震の際には大変危険な建物であるという結果が出たところであります。

この耐震補強費には、膨大な費用がかかるということでありまして、さらに建築経過年数が大きいために、また補強しても耐用年数がすぐきってしまうなどのことを考えた結果、将来的にもこの場所については災害被害となる建物でもありまして、下部地区の拠点として、会議、公演などを開催できる下部地区公民館を、新たに建設することが確認されたところであります。建設予定地は、今回、取り壊し予定の旧下部支所跡地として、21年度に実質調査、設計。それから22年度建設の予定であります。

とりあえずは現状のままを使用しまして、平成22年建設を目指しまして、下部地区公民館館長会議、また地区の区長会議、それから審議会等でご説明申し上げまして、理解を得ていく中で、準備を進めていく予定であります。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

ありがとうございました。

すみません、私の質問の中で、一部地区館と地区分館の名称を混同していました。申し訳ありません。あとで事務局のほうで、訂正をお願いします。

ただいま、お二人の課長から答弁をされましたけれども、この2点について、町長より補足的な、町長の認識を含めてお話をいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

下山分館と下部地区館、分館ですか、ということによろしいですか。

まず下山分館でございますけど、これは今、担当課長から答弁がされましたけども、経過につきましては、まさにそのとおりでございますので、平成17年の10月に下山公共事業等推進協議会から要望書が上がってまいりました。下山北小跡地に公民館の建設をお願いしたいということと、あの周辺の道路の改修についてということで、2点について要望書があがってきたわけでございますけど、その当時は、私どもも文化財のことについては全然、頭の中にございませんでした。正直なところを申し上げて、その点については不明な点があったわけでございますけど、とりあえず要望についてはお受けをして、やらせていただきますよということでございましたが、北小が解体をされて、いよいよという段階になりまして、文化財の、先ほど課長から申し上げましたように、下山小学校の文化財としてのいろいろな面での見直し等、また県のほうの文化財包蔵地というようなこともございまして、やはり行政は事業主体として建築をすることについては、きちっとした手立てを踏んでからでないかと、うまくないんじゃないかというようなことで、文化財の担当の職員等もいろいろ、このことについて研究をしてもらったわけでございますが、埋蔵地ということもございまして、これはきちっとした調査をして、確認をしたあとでないかと、よろしくないんじゃないかと。

実は下山地区は、大変文化財の多いところでございまして、クラフトパークの入り口に焔硝倉橋というのがございますけど、あの下に焔硝倉というのがありまして、これは県土木でクラフトパークの事業を進める中で、ほとんど、そのことに気が付きませんで、工事を進めた経緯があって、地元の文化財を保存しようという皆さん方から大変お叱りを受けて、県の土木でも陳謝をしたというような形で、今、かろうじて、その痕跡を残すような形で、縁石みたいなものが設置をされているところでございますので、私どもはそんなような経過も前々から承知をしておりましたので、やはり文化財のことにつきましては、慎重にことを運ばないというような思いがありました。

ですから地元の皆さん方には、大変ご迷惑をおかけするわけでございますけども、4月の下山の公共事業等推進協議会の総会の席上で、私からこのことについては、経緯についてご説明を申し上げ、謝罪をさせていただき、大変申し訳なかったということで、もう一度、その再考をお願いしたいということでございましたが、なかなか結論が、先の課長の説明のとおりでございます。

やっぱり、平成11年度の要望書を出されるときにアンケートをとられたわけでございますけど、その中で北小跡地を希望する方のほうがだいぶ、数字的には多かったということでござ

います。あそこの地形をご覧いただければお分かりになると思うんですが、国道が南北に縦断をしているわけでございまして、西側のほうが住宅やなんかが結構多いわけでございます。その人たちはやはり、今の北小跡地がよるしいということではありますが、ほかの地区の皆さん方はまた考え方が違うわけでございますが、数字的にはそういうような格好でございましたので、要望書が出された経緯があります。

今年の2月ごろから、このことについての話し合いを、文化財の担当、生涯学習のほうでやってもらったわけでございますが、この経過の中で、年寄りが大事なのか、史跡としての下山城址が大事なのかというようなご意見も出されたわけでございますが、私は決してお年寄りをおろそかにするわけでございませぬけども、地理的な面で大変遠くなるということがございますので、その代替案として、今、北小の跡地の横に体育館が、北小で使います体育館がありまして、あそこをリニューアルして、防災倉庫みたいな形と、もう一つ、お年寄りの皆さんに使い勝手のいいような格好でリニューアルをして、使っていただくことはいかがなものだろうかという代替案を、試案として出させていただいた経過があります。地元の皆さんはそんなものを造られても、あとの管理が大変だというようなことも聞いております。

いずれにいたしましても、町とすれば防災関係、また将来、小学校の統合等のことも考えますと、やはり北小は事業数も多くなる可能性が多分にあるわけでございまして、学童保育の件、そういうようなことを勘案しますと、やはり今の下山小学校の駐車場跡、駐車場に建設をすることが町としての方向であるというようなことでございまして、また文化財のことにつきましては大変、難しい問題でございまして、文化財保護審議会の皆さん方が1回目の話し合いをしていただいたんですが、その最終的な結論がまだ出ておりませんが、町といたしましては、今回の予算でデータ探査をお願いしてあるわけでございまして、そのことを実施して、定かな答えを出させていただくことが大事であろうかと思いますが、最終的にはやはり、あそこは下山のいろいろな、下山大工の歴史や文化財等も多いわけでございまして、下山城址公園として、町としては説明をさせていただければと、そんなふう考えているところでございます。

いずれにしても、地域の皆さん方の合意を得られませんが、前へ進まないわけでございますが、鋭意、そのことについては話し合いをさせていただいて、努力をしてまいりたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

お話を伺って、町長の苦勞もよく分かりました。いろいろ、るる、経過をお話いただきましたけども、町長も言うておりますように、やはり、こういう問題は地元との折衝といいますが、協議といいますが、そのへんが、重ねて、なるべく円満に一日も早い解決をみて、公民館が建設されるように一段とご尽力をお願いして、この項は終わります。

ところで、過日の新聞に依田町長は、かねてから主張してこられた地方自治体首長の多選禁止もその理由の1つとして、今限りで引退と報道されました。このニュースは、ふるさと身延を愛し、依田光弥町長を中心に歩んでまいりました私どもにとって、大変なショックでございました。

さて、依田町長は平成16年9月、旧3町が合併し、新町の初代町長として就任以来、合併前の各町の継続事業および懸案事項等を精力的に実施、解決してまいりました。しかしながら

少子高齢化、地域間格差の拡大、三位一体改革によるわずかな財源移譲、地方交付税の削減、地方分権改革などにより、町の財政事情は極めて厳しく、苦しい状況の中、行財政改革を主軸とした町政安定政策を進められてこられました。

このような状況の中で、17年度には国土利用計画策定事業、老人福祉、障害者福祉、農林業振興、学校建設事業。18年度には、下部地区の懸案事項でありました下部奥の湯温泉新泉源掘削事業、簡易水道事業、中山間事業、公共下水道事業、分けても町民の長年の夢でありました中部横断自動車道については、依田町長が促進期成同盟会長として、早期着工を目指して日夜精力的に推進活動に尽力され、その結果、新直轄方式により10年後完成に向け、踏み出すことができました。また昨年3月、第一次身延町総合計画を策定し、新町のまちづくりの将来像がつくられ、これをもとに、本年度はその第一歩を踏み出したところでございます。

依田町長は、政治の基本は信頼にあるとして、これを政治信条として、町民の声を聞き、町政に反映することが、町民と町政を結び信頼につながるものだとして、常に奉仕の心を忘れず、公正・清潔を基本姿勢に、やすらぎと活力ある開かれた町をスローガンに、多くの事業に着手するなど、リーダーシップを発揮され、町行政を推進し、大きな成果と評価が得られたことは、町民等しく周知のことです。

今後は上下水道整備、公民館建設、定住促進のための宅造、町営住宅建設、交通網整備、保健医療の充実、防災対策の強化、教育の振興と学校の適正配置、産業・観光の振興等々、進行中の諸事業の完成に向け、依田町長の豊富な経験と卓越した力量によって乗り切ってほしい、依田町長に再選出馬をの声が多数挙がっておったのであります。今期限りの引退表明は、まったく残念でなりません。

しかし、町長も種々、苦悩された挙句の結論だと受け止め、長年、町のリーダーとして尽くされましたご功績に心から賞賛、感謝の言葉を捧げる次第であります。長いこと、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。これからは奥さまともども、健康にご留意され、お孫さまたちとも含め、明るく和やかで楽しい余生を送ってください。任期満了までには、しばし間がありますけども、この機会に蕪辞で大変失礼でございましたが、お礼とねぎらいの心を込めて、一言申し上げさせていただきます。依田町長、お疲れさまでした。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で望月秀哉君の一般質問が終わりましたので、望月秀哉君の一般質問は終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

平成 2 0 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 6 日

平成20年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成20年9月16日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案の採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更
- 追加日程第6 議長の常任委員会委員等辞任の件
- 追加日程第7 常任委員会委員等の選任

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万氾	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	依田光弥	副	町	長	野中邑浩							
総務課	長	市川忠利	会	計	管	理	者	中	沢	俊	雄		
財政課	長	佐野雅仁	政	策	室	長	依	田	二	朗			
町民課	長	秋山和子	税	務	課	長	笠	井	一	雄			
身延支所	長	佐野治仁	下	部	支	所	長	小	林	英	雄		
教育委員	長	佐野武司	教	育	長	笠	井	義	仁				
学校教育課	長	赤池一博	生	涯	学	習	課	長	佐	野	正	美	
福祉保健課	長	広島法明	子	育	て	支	援	課	長	近	藤	正	国
建設課	長	柴原信一	産	業	課	長	佐	野	由	雄			
土地対策課	長	望月和永	観	光	課	長	赤	坂	次	男			
環境下水道課	長	赤池義明	水	道	課	長	串	松	文	雄			

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会議務局長 遠藤 守
録音係 馬場徳之

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、望月広喜君。

○総務常任委員長（望月広喜君）

総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、近藤康次君。

○教育厚生常任委員長（近藤康次君）

教育厚生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、伊藤文雄君。

○産業建設常任委員長（伊藤文雄君）

産業建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

認定第1号 平成19年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

歳出、3款民生費のうち身延福祉センターの建設工事管理委託630万円、工事建設設備工事3億9,964万円、備品購入411万5千円の決算について、認めることができません。

異年齢の子どもたちが一緒に、安全に遊べる町内にたった1つの児童館、親たちが安心して働くことができ、子どもたちが安全に遊べる学童保育のための施設、お年寄りの皆さんにいつまでも元気でいていただくための、生きがいデイサービスなどが入った福祉センターが開館しました。この福祉センターの建設は旧身延町時代からの計画であり、住民の方たちの願いでもあったそうです。それなら、なおのこと計画が変更になった時点で、この地域に何が一番必要なのか、地域の方たちの声を十分に聞く中で計画を立て、建設すべきだったと思います。そして児童館の職員、学童保育の職員、生きがいデイサービスの職員それぞれが専門職です。その職員の皆さんの意見も聞くべきだったと思います。

乳幼児が自分の家にはないようなおもちゃや、広い施設で楽しそうに遊んでいるのをお母さん同士、子育ての話をしながら見ている様子に、児童館の必要性を強く感じます。夏休みには学童保育の子どもたちと、児童館に来た乳幼児と一緒に遊んでいるほほえましい様子もありました。せっかくできた、町でたった1つの児童館を閉館して、児童館と関係のない、ほかの行事を入れるような利用の仕方はすべきでないと思います。

○議長(松木慶光君)

ただいま反対討論がありましたが、賛成討論はありますか。

近藤康次君。

○16番議員(近藤康次君)

渡辺議員のお言葉に対して、反対の意思を示します。

何はともあれ、試行錯誤という言葉がありますけれども、ただいま児童館などにつきまして

は試行の段階にあると、このように私は理解しております。過日の、課長の説明でもそのように申しておりますし、決して他の目的に利用することが目的ではないけれども、やむを得ずと、こういうことであります。ですから、私は現在の身延町の施設、その他に金をふんだんにかけるといことが、なかなか難しい。まず1年に1回か2回の集会なり、会合の利用に児童館をまわしてはいけないよと、これはたしかに理想でありますけれども、その日その日の使用状況を町民各位に伝達することによって、その阻害される事項が除かれると思うわけでありますので、当局においては、事前にそういう細かいことを住民に周知徹底した上で、やむを得ず、施設の利用ですね、これも時に、またやむを得ないものと思っておりますので、渡辺議員の申す多目的、単使用と、こういうふうなことにつきましては、なかなか難しいことであるので、現段階では賛成をいたします。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

認定第1号について委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号 平成19年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決認定いたしました。

議案第72号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第72号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第73号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第73号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第76号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号 身延町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第77号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第77号 平成20年度身延町一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第78号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号 平成20年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第79号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第80号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号 平成20年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第3号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第3号 身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第4号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第4号 身延町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第5号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第6号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、発委第6号 道路特定財源の確保等に関する意見書については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。

以上5委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで議事運営上、議長を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前10時00分

○副議長(中野恒彦君)

それでは、再開をいたします。

議長を交代いたしましたので、よろしく願いをいたします。

本日、松木議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

それでは、暫時休憩をとります。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○副議長（中野恒彦君）

それでは、再開をいたします。

追加日程第1 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、松木慶光君の退場を求めます。

（退場）

それでは、局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（遠藤守君）

朗読をいたします。

辞職願

身延町議会議長 松木慶光

私儀

このたび一身上の都合により、議長職を辞めさせていただきたく、お願いいたします。

平成20年9月16日

身延町議会副議長 中野恒彦殿

以上です。

○副議長（中野恒彦君）

お諮りいたします。

松木慶光君の議長の辞職願を受理することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、松木慶光君の議長辞職願を受理することに決定をいたしました。

ここで、松木慶光君の入場を求めます。

（入場）

議席、20番に着席ください。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条の規定により、選挙または指名推選の方法がありますが、いずれの方法で行いますか、お諮りいたします。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

ただいま指名推選ないし選挙という、議長からの意見が出ましたが、ここで暫時休憩し、全

員協議会を開いて、そののち、再開後に推薦ないし選挙にしたらと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（中野恒彦君）

今、川口福三君から全員協議会を開いてというご意見がございましたが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

よって、全員協議会を開催いたします。

時間を設定したいと思います。10時15分でもよろしゅうございますか・・・10時半まで、10時半に再開したいと思います。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

○副議長（中野恒彦君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条の規定により、投票または指名推選の方法がありますが、いずれの方法で行いますか、お諮りいたします。

ただいま、議長の選挙は指名推選の発言がありました。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については副議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

それでは、指名をいたします。

議長には、穂坂英勝君をご指名いたします。

異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、穂坂英勝君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました、穂坂英勝君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

穂坂英勝君の当選の承諾および、あいさつをお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ごあいさつ申し上げます。

ただいま、皆さまのご推挙によりまして、議長、私どもの任期、あと1年でございますけども、その間、議長に指名していただきまして、ありがとうございました。

もともと浅学無学というようなことを申し上げても月並みでございますので、議長も副議長もやったことはございません。不慣れでございます。皆様のご協力を切にお願いしながら、特に事務局のご協力等をお願いしながら、議長職に就いた以上は、伝統的な身延の、全国に先駆けた、活性化がされ、改革を試みてきた議会を継承しながら、今現在も全国からわが町の議会に研修に来られる議会がたくさんございます。それをさらに改革する上で、進めていきたいと思っております。

長くなって申し訳ございませんけども、出前議会をはじめ、開かれた議会、みんなで論議する議会をぜひやっていきたい。それと、先ほども可決していただいた会議規則の一部変更の中の全員協議会の中で、本当に議員の皆さんが論議をし尽くした上で、政策提案をしていく議会になれば、よろしいかなと、こんなふうに考えまして、努力する所存でございますので、よろしくご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（中野恒彦君）

以上で、議長選挙は終わりました。

新しい議長が選出されましたので、議長席を交代いたします。

しばらく暫時休憩をとります。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（穂坂英勝君）

再開いたします。

ただいま副議長 中野恒彦君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議がありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、中野恒彦君の退場を求めます。

（退場）

局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（遠藤守君）

朗読いたします。

平成20年9月16日
身延町議会議長 穂坂英勝殿

身延町議会副議長 中野恒彦

辞職願

このたび一身上の都合により、副議長職を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。
以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

お諮りいたします。

中野恒彦君の副議長職の辞職願を受理することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。

よって、中野恒彦君の副議長職辞職願を受理することに決定いたしました。

ここで、中野恒彦君の入場を求めます。

（入場）

中野議員、19番議席に着席してください。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長職の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、副議長職の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 副議長職の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条の規定により、投票または指名推選の方法がありますが、いずれの方法で行いますか、お諮りいたします。

石部さん。

○18番議員（石部典生君）

指名推選でお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

ただいま、副議長職の選挙は指名推選との発言がありました。

お諮りいたします。

副議長職の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することと決定いたしました。

先ほどと同じように、選考委員で選考していただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

11時まで、暫時休憩といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長(穂坂英勝君)

再開いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に川口福三君を指名します。

ただいま議長が指名しました、川口福三君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました川口福三君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、川口福三君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

川口福三君の承諾および、あいさつをお願いいたします。

○副議長(川口福三君)

突如、議長から副議長の命を指名されました。議員各位のご推挙のもとに、副議長という要職を受けるわけですが、今後より一層のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

また行政当局におきまして、今後の身延町のまちづくりのために、議会と行政が両輪となって町の発展に尽くす、これが議会の使命であるわけでございます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

○議長(穂坂英勝君)

以上で、副議長の選挙は終わります。

たびたびで申し訳ございませんけども、暫時休憩をしたいと思います。

5分ほどです。すみませんが、そのままでお待ちください。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（穂坂英勝君）

再開いたします。

追加日程第5 議席の一部変更を行います。

今回、議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

伊藤文雄君の議席を11番に、渡辺文子君の議席を12番に、奥村征夫君の議席を13番に、中野恒彦君の議席を14番に、松木慶光君の議席を15番に、川口福三君の議席を19番に、私、穂坂の議席を20番に、それぞれ変更いたします。

ここでたびたびになりますが、常任委員会等の辞任がございますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（穂坂英勝君）

再開いたします。

ここで、議長と副議長の交代をさせていただきます。

副議長、お願いいたします。

（議長・退場）

○副議長（川口福三君）

再開いたします。

追加日程第6 議長の総務常任委員会および議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

議長から総務常任委員会委員および議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長の総務常任委員会委員および議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、議長の入場を求めます。

（入場）

議長を交代いたします。

○議長（穂坂英勝君）

追加日程第7 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、松木慶光君を総務常任委員会委員に、奥村征夫君ならびに日向英明君を議会運営委員

会委員に議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の正副委員長を選任いたします。

選任をお願いいたします。

議会運営委員会委員の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

正副委員長が決定しましたら、議長に報告をお願いいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時40分

○議長(穂坂英勝君)

それでは、再開いたします。

正副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長、奥村征夫君。副委員長に日向英明君。

以上のとおり、報告いたします。

お諮りいたします。

一部事務組合の出向議員についても変更を必要としますが、議長の指名によっていいかをお諮りします。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

それでは、峡南衛生組合に望月秀哉君をお願いいたします。飯富病院議会に中野恒彦君をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

はい。

ここで前議長 松木慶光君、前副議長 中野恒彦君より退任のごあいさつをいただきます。最初に前議長、前にお進みください。

○前議長(松木慶光君)

議長辞任に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

顧みますと、平成17年11月4日、合併後、公選初の議会におきまして、議員各位の温かいご支援によりましてご推挙をいただき、今日まで2年と11カ月、議長の栄職に就かせていただきました。

この間、短才、まったく微力ではありますが、合併後の明るい町政の確立と円滑な町議会の運営と活性化に、ひたすら精進してまいったつもりではありますが、何分にも力及ばず、皆さま方のご期待に十分沿い得なかったことを、誠に申し訳なく思っております。

また、昨年5月17日には山梨県町村議会議長会の会長、そして10月10日には関東町村議会議長会の副会長に就任、なおさらのこと議員各位にはご迷惑と特段のご協力を賜り、この役職も無事務めることができましたことを、併せて厚くお礼申し上げる次第でございます。

幸いにいたしまして、選良である議員全員の格別のご支援・ご協力をいただき、また議会事務局局長および事務局員はもとより、町長をはじめ副町長、課長と職員の方の皆さま方の手厚いご援

助とご指導を賜り、おかげさまをもちまして、本日まで大過なく、その職責を果たし得ましたことは、誠に感激に絶えず、心から厚くお礼申し上げる次第であります。

特に町長さんにおかれましては、今限りでご退任されるとのこと、いろいろな事情がある中での決断のことと思いますが、誠に残念なことであります。

平成16年9月、3町合併し、初代の町長として旧町の格差是正に努めながらも、合併前の継続事業および懸案事業を精力的に実施・解決してまいりました。また少子高齢化、三位一体改革によるわずかな税源移譲、地方交付税の削減、地方分権改革などにより、町の財政事情は非常に厳しい状況となってきた中、行財政改革を主軸とした町政安定政策に町長が先頭に立って、職員も一丸となって取り組んでこられました。

このような厳しい財政事情の中、国土利用計画策定、老人福祉、農業振興、学校建設事業を主体に、中でも下部の奥の湯温泉新泉源掘削事業、簡易水道事業、中山間事業、公共下水道事業、公民館建設事業、住宅建設事業等、特に中部横断自動車道については、平成8年から10年間、建設促進連絡協議会長として、日夜、精力的に推進活動をしてまいりました。その結果が実を結び、着工の運びとなり、身延町に夜明けがきました。

なお、この早期着工の原動力となりました残土処理場につきましても、献身的努力で、耕作者と交渉をし、理解を得て、11月からその効力を発することになりました。また、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりの指針となるべき総合計画を策定、本年度から実施の運びとなりました。

以上のように、数多くの課題に身を粉にして取り組んでこられたその功績は、大きな評価が得られたこと、町民等しく周知するところで、敬意と感謝の念でいっぱいであります。

どうかご退任されましても健康には十分ご留意なされ、身延町のますますの発展のためにご指導を賜りますよう、お願いいたします。本当にご苦労さまでした。

私も議長という職を辞任いたしましても、一議員として残された任期を、今まで私にご指導・ご協力をいただきましたご恩に報いるため、また議員としての責務をまっとうするために全力投球で努める所存であります。

今回、議長に就任されました穂坂英勝議長は、見識・識見、誠に優れ、賢明な立派な議長でありますので、一層の議会活性化が図られることと確信するところであります。どうか穂坂英勝議長に対しましても、議員相互に信頼しつつ、協和を持って、私にましてご協力くださいますよう、心からお願いいたします。

終わりに議員各位ならびに執行部の皆さま方におかれましても、ご自愛の上、町政のため、なお一層、ご尽力くださいますようお願いいたすとともに、私に対しましても、今後ともご厚誼を賜りますことを心からお願い申し上げまして、辞任のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

大変、ご苦労さまでございました。

自席にお戻りください。

次に前副議長 中野恒彦君、前にお進みください。

○前副議長（中野恒彦君）

退任にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。

議員各位の皆さん方には叱咤激励をいただく中で、3年近くご協力をいただきまして、副議

長として大過なく過ごさせていただきました。幸いにいたしまして、大いなる、素晴らしい松木議長のもとでございましたので、私の力添えが必要でなかったような気がいたします。私も微力ではございました。しかしながら、ここ1年近くは議員の皆さん方ももちろんですけど、町民の方々からは、相当厳しいご意見も頂戴いたしました。精神的に、まいった時期もございました。おかげで頭もだいぶ薄くなりました。皆さん方のご協力に対して、心から敬意と感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、辞任のあいさつと代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

ご苦労さまでございました。

自席にお戻りください。

ここで、町長よりごあいさつをいただきたいと思います。

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいま、議長からご指名を頂戴いたしました。

大変、今日は長時間にわたりまして、ご審議、ご苦労さまでございます。

平成20年身延町議会第3回定例会、私にとりましては任期最後の議会でございます。議長をはじめ、議員各位のご理解とご協力によりまして、今議会滞りなく閉会のときを迎えました。

退任まで1カ月余りを残しておりますが、最後の定例会を機に、退任のごあいさつを申し上げます。新議長のご指名を頂戴いたしまして、この席でごあいさつできますことを、万感胸に迫る思いでございます。

合併以来、身延町の将来像、町民憲章の理念をふまえながら、町民の皆さんのご理解とご協力のもと、まず基盤整備を積極的に進めてまいりました。振り返ってみますと、やすらぎと活力ある開かれた町を目標に掲げた新町建設計画のもとでの合併でありましたが、合併と同時期に国から示された三位一体改革の荒波の中、正直申し上げまして、私にとりましては、町の新たな財政基盤の整備、また地域間の融和と約束された事業の執行等、苦慮した4年間であったといえると思います。

まず、取り組まなければならなかったのは、新町の建設計画の見直しをはじめ、行政の効率化と財政基盤の強化を目指した行財政改革、さらに旧町の垣根を取り払い、サービスの質の均一化に意を用い、バランスの取れた事業執行と負担の公平化を積極的に進めることでもございました。

ここで議員各位のご理解とご協力を頂戴しながら、これからの町の健康福祉、教育、産業、環境、防災等の各分野にわたって、重要性、必要性、さらに緊急性などを勘案しながら、合併してよかったと感じられるまちづくりを進めていくため、「やすらぎと活力ある開かれた町」をコンセプトに身延町総合計画、さらに行政改革大綱をもとにした第三次にわたる集中改革プランの策定をいたしました。行財政改革を基調とする中で身延町の清新なイメージを生かし、近代化への飛躍発展に向けて、不可避の大事業であります中部横断自動車道建設促進、上下水道の整備、観光・商工業、農林業の振興、また環境問題への取り組み、災害に強いまちづくり等と、積極的に進めてまいりました。

いずれの事業も遂行途上で、例外なく多くの曲折が予想されますが、次期町政に期待したいのは、万難を排されて取り組んでいただきますよう、切に望みたいところであります。

旧身延町での8年、そして新身延町の4年間の施政、誠にふつつかな私でございました。健康にも恵まれ、大任を無事果たし、辞任のときを迎えるただいま、明鏡止水の境地でごあいさつできますことは、この上もない感激であります。無事、大任を果たすことができましたのも、ひとえに松木前議長をはじめ議会議員各位、町民の皆さんのご支援、国・県のご指導・ご援助、そして野中副町長をはじめ職員各位の献身的な働きの賜物であり、心から感謝を申し上げる次第であります。

先ほど松木前議長、中野前副議長の辞任に伴う議会人事が一新をされました。議員各位の総意で穂坂議長、川口副議長が選任をされました。清新はつらつたる正副議長のご就任は、私どもにとりまして、誠に心強い限りでございます。どうか身延町議会の先頭に立たれまして、町民福祉と町政の進展のためにご活躍をいただきますよう、ご期待を申し上げたいと存じます。

また、先ほど松木前議長のごあいさつがございました。長年にわたって、その立場は異なりましたが、地方自治の健全な発展のために、ともども歩んでまいりました同志でございます。

松木前議長には平成16年9月22日、新身延町初代副議長として、また平成17年11月4日には合併後、公選初の議会議長に就任をされ、通算して4年間にわたり、明るい町政の確立と円滑な町議会の運営と活性化に精励恪勤をされ、さらに平成19年5月より山梨県町村議長会会長、10月には関東町村議長会副会長として、地方六団体の一翼を担われ、幅広いご活躍をなされました。

ご退任されるにあたり、それぞれの職責をまっとうされ、町政の進展と町民福祉増進に寄与されましたご功績に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げたいと存じます。誠にご苦労さまでございました。

また議長補佐役として、その任をまっとうされ、身延町議会の運営にご尽力をされました中野前副議長のご労苦に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。誠にご苦労さまでございました。

いよいよ、その任期を終えようとする今、私は新たに誕生する新体制に対し、身延町のまちづくりは、その第一歩を踏み出したばかりであります。ぜひ、より一層のご尽力・ご活躍を期待したい、エールを送りたいと思います。ご承知のように、今、町政は大事業が山積しております。次期新たな執行体制が誕生され、議会の助言と協力があるならば、大事業も必ず達成されると確信をいたしております。

また、これまで私を候補の一人として、温かく力強いご配慮をいただきました議員の皆さん、さらに支持・激励をいただいた各種団体、先輩、知己、友人など多くの皆さま方のご要請に添え得なかったことにつきまして、深く深く謝意を表しながら引退の表明とさせていただきます。

結びに、身延町の一層の発展と町民の皆さま方のご多幸を心からお祈りいたします。今日までの皆さま方のご厚情に対し、重ねて衷心より深く感謝の意を表しますとともに、今後とも変わらずご指導とご厚誼をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

最後に、私がいさつを申し上げます。

依田町長、ご苦労さまでございました。

ただいまのあいさつの中で、引退表明をされました町長に対して、議会として感謝の言葉を

送らせていただきたいと思います。

依田町長は平成16年9月13日、合併の初代町長として就任以来、合併前の各町の諸課題の解決や継続事業および懸案事業等を精力的に実施、解決してまいりました。また厳しい財政状況の中、行財政改革を柱とした町政運営を行い、その結果、9月8日の本会議の報告第12号の身延町の健全化比率についても、良好に推移しているとの報告がありました。これは依田町長の手腕の賜物と、厚く感謝申し上げます。

さて、依田町長は政治の基本は信頼にあるとして、町民の声を聞き、それを町政に反映させることが、町民と行政を太いパイプで結ぶことが信頼につながるものとして、常に私心を捨て、奉仕の心を忘れず、公平・公正・誠実の基本姿勢を堅持し、「やすらぎと活力のある開かれた町」をまちづくりのスローガンに町行政を推進してきましたことは、衆目の一致するところであります。

特に町民の念願でありました中部横断自動車道については、着工への道筋をつけてくれました。さらに第一次総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたことは、本町の将来に向けての明るい一歩ではないかと思うところであります。

時間の関係ですべての事業は紹介できませんが、このような実績を残し、特に熱い思いで本町の行財政改革、特に財政改革のためには何をすべきかと語った姿は、今でも忘れることができません。

引退していくわけですが、これからは健康に留意しまして、ますますご健勝でお過ごしくださることをご祈念申し上げ、簡単ではありますが、感謝の言葉といたします。

長い間、ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付議された事件はすべて議いたしました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

これもちまして、平成20年身延町議会第3回定例会を閉会といたします。

大変長い間、ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立、願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後12時00分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上